

# 目 次

## 《序 章》 策定の概要

1 策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	4

## 《第1章》 教育を取り巻く状況（これまでの経緯と将来の課題）

1 自然環境・社会情勢の変化	6
（1）東日本大震災からの復興	6
（2）気候変動に伴う自然災害等	7
（3）少子化・高齢化の人口構造	8
（4）急速な技術革新	9
（5）ともに目指す未来	10
2 教育をめぐる国の動向	12
（1）第3期教育振興基本計画	12
（2）教育制度改革の変容	12

## 《第2章》 基本構想と計画

1 基本理念	16
2 本市教育のあるべき姿（基本目標）	18
3 施策を展開する上で必要な視点	23
（1）SDGs	23
（2）こおりやま広域連携中枢都市圏	24
（3）ICTの活用	24
（4）セーフコミュニティ	25
（5）ユニバーサルデザイン	26
4 施策体系図	28
5 事業群	31
（1）学校教育分野	31
（2）生涯学習分野	91

## 《第3章》 あるべき姿の実現のために必要な要素

1 関係機関・団体等との連携	128
2 情報の収集・発信	128
3 計画の進捗管理	128

## 《資料編》

1	用語解説	132
2	本計画に関するSDGs17ゴール及びターゲット	140
3	「郡山市の教育に関するアンケート」調査結果概要	143
4	郡山市教育振興基本計画審議会委員名簿	150
5	郡山市教育振興基本計画審議会条例	151
6	郡山市教育振興基本計画審議会への諮問及び答申	152
7	策定までの経過	155

# 序 章

## 『策定の概要』

- 1 策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間

序

章

第

1

章

第

2

章

第

3

章

資

料

編

## 1 策定の背景と趣旨

国は、平成18（2006）年12月に教育基本法を約60年ぶりに全部を改正し、地方公共団体に対して、地域の実情に応じた教育の振興のための基本的な計画を策定するよう求めました。これを受け、本市は「郡山市総合教育基本計画」を踏襲、発展させた「郡山市教育振興基本計画」を平成21（2009）年3月に策定しました。この計画は平成22（2010）年度から平成26（2014）年度までを第1期計画、平成27（2015）年度から平成31（令和元）（2019）年度までを第2期計画として、「ともに学び、ともに育み、未来を拓く教育の創造」を基本理念に据え、計画的な教育行政推進の指針となっています。

そのような中でも、私たちを取り巻く社会情勢は、とどまることなく変化し続けています。少子高齢化による人口構造の変化や女性、高齢者の活躍推進などにより、雇用環境は大きく変化し、令和12（2030）年頃には、IoT<sup>1</sup>やビッグデータ<sup>2</sup>、AI<sup>3</sup>等をはじめとする技術革新が一層進展する第4次産業革命を迎え、超スマート社会（Society5.0<sup>4</sup>）時代への対応が求められると言われています。令和22（2040）年頃をターゲットに、人口構造の変化に対応した自治体行政の在り方の再検討を求められるなど、その速度はますます加速していくことが想定されます。

さらに、自然環境の変化も憂慮すべき状況へと変化してきています。平成23（2011）年3月の「東日本大震災」、令和元（2019）年10月の「令和元年東日本台風」（令和元年台風第19号）による豪雨災害など、我々が過去に経験したことのない多種多様な大規模災害が、本市のみならず多くの地域で発生し、尊い人命と貴重な財産が奪われる甚大な被害が頻発している状況にあります。これらの災害は、地球温暖化等による気候変動に起因する自然災害の頻発化に加え、都市化の進展や社会構造の変化などによる潜在的な危険性の増大などにより、大規模かつ複雑化している傾向にあり、今後もその傾向は増大していくものと想定されます。

このような中、本市では、急速に変化し続ける社会情勢や自然環境に対応すべく、子どものみならず、大人も自ら可能性を切り拓くチャンスの時代と捉え、「『みんなの想いや願いを結び、未来（あす）へとつながるまち郡山』～課題解決先進都市 郡山～」を目指す未来（将来都市構想）として、平成30（2018）年4月から、従来の総合計画にかわる「郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）<sup>5</sup>」がスタートしたところです。

第3期郡山市教育振興基本計画は、めまぐるしく変動し、かつ予測困難で不確実な未来を見据え、SDGs未来都市<sup>6</sup>として、SDGs<sup>7</sup>の理念とバックキャスト<sup>8</sup>の視点から、直面する様々な課題に戦略的に取り組むなど、教育施策の総合的・計画的な推進を図るために、今後の本市教育の基本指針として策定するものです。

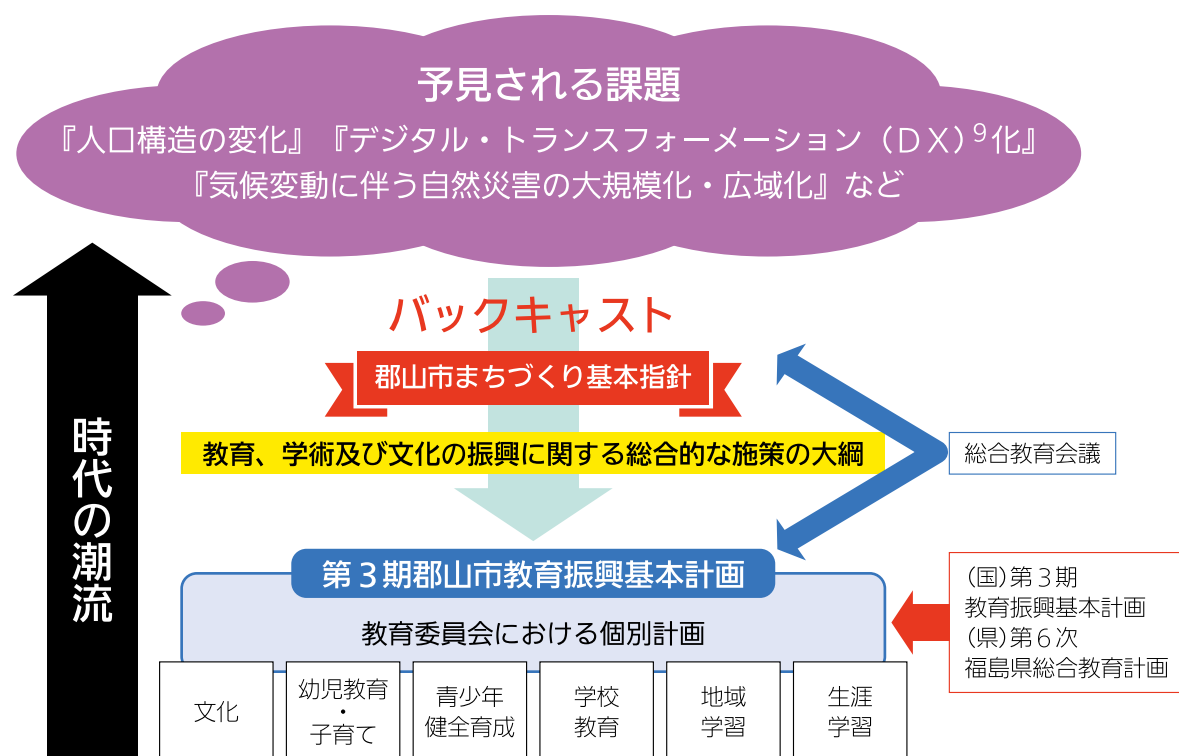
1 IoT：Internet of Things の略語。身の回りのあらゆる物がインターネットにつながる仕組み。  
 2 ビッグデータ：一般的なデータ管理・処理ソフトウェアでは扱いが困難なほど巨大で複雑なデータの集合体。  
 3 AI：Artificial Intelligence の略語。人工知能。人間の知能をコンピュータ上で実現した技術。  
 4 Society5.0：狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会。IoTやAI等の活用により、今まで困難だった課題の解決が図られる社会。  
 5 郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）：従来の総合計画にかわる、市民や事業者をも含めた郡山市全体が目指すべき将来都市構想。  
 6 SDGs未来都市：SDGsの達成に向けて内閣府が選定する、優れた取組を実施している都市。  
 7 SDGs：Sustainable Development Goals の略語。持続可能な開発目標。平成27（2015）年9月に国連で採択され、令和12（2030）年までに達成を目指す17の目標と169のターゲット（具体目標）からなる世界共通課題解決のための目標。  
 8 バックキャスト：未来のある時点に目標を設定しておき、そこから振り返って現在すべきことを考える方法。

## 2 計画の位置づけ

第3期郡山市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき策定する、本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

また、本計画は次の性質を有しています。

- (1) 教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。
- (2) 市長が定める市政運営の長期的かつ総合的で基本的な方針であり、本市の最上位計画である「郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）」の教育に関する分野別計画です。
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3に規定する本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱との整合を図っています。
- (4) 国の第3期教育振興基本計画及び福島県の第6次福島県総合教育計画を、本市の実情に合わせて取り入れています。
- (5) 本市の教育分野に関する最上位計画であり、総合的かつ体系的に構築する中長期的な計画です。



9 デジタル・トランスフォーメーション（DX）：ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念。

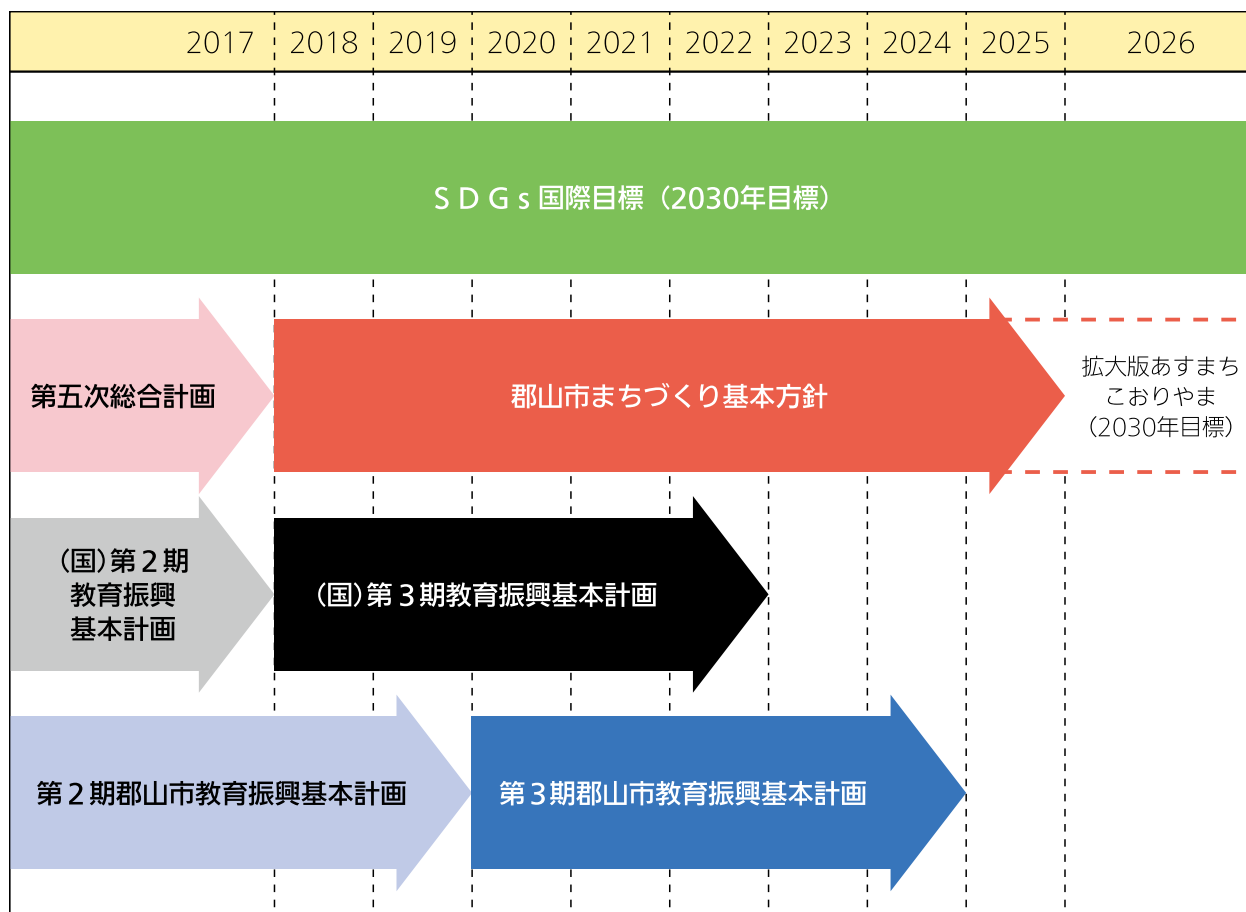
### 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

上位計画にあたる「郡山市まちづくり基本指針」（2018～2025）の計画期間は8年間（4年間ごとの見直し）としておりますが、教育への責務の普遍性や政治的中立性といった観点から、取り入れるべき国の教育振興基本計画の計画期間との整合性を考慮し、計画期間を5年間とするものです。

なお、社会情勢の変化や国の教育に関する動向に大きな変更が生じ、上位計画である「郡山市まちづくり基本指針」、又は「国の教育振興基本計画」が見直される場合は、本計画も見直しの検討を行うものとします。

(計画年度)



# 第 1 章

## 『教育を取り巻く状況』 （これまでの経緯と将来の課題）

- 1 自然環境・社会情勢の変化
  - （1）東日本大震災からの復興
  - （2）気候変動に伴う自然災害
  - （3）少子化・高齢化の人口構造
  - （4）急速な技術革新
  - （5）ともに目指す未来
  
- 2 教育をめぐる国の動向
  - （1）第3期教育振興基本計画
  - （2）教育制度改革の変容

序

章

第

1

章

第

2

章

第

3

章

資

料

編

# 1 自然環境・社会情勢の変化

## （1）東日本大震災からの復興

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災から9年が経過しました。国は、震災から10年間（令和2年度まで）を「復興期間」と定め、さらに前期5年間の「集中復興期間」、後期5年間の「復興・創生期間」と位置づけ、福島県や本市も一体となり、様々な支援策を講じてきました。約47万人いた避難者は約5万人まで減少し、住宅は約15万戸が再建されました。福島県内では、今なお、地震や津波被害によるインフラ整備や放射性物質により汚染された一般住宅等の除染作業が進められている状況にあります。

しかし、着実に復興が進んでいる一方、原子力発電所事故に由来する空間放射線量や食品・農作物等の放射性物質含有の有無に対して不安を持つ方々もいます。放射線に関する懸念は、農業・産業・観光などのあらゆる面で風評被害や人材不足といった問題に発展しており、本市も例外ではありません。

また、県内には帰宅困難区域をはじめ、いまだ住民が帰還できない地域があり、避難を余儀なくされている住民が数多くいます。本市においても、避難者を受け入れる一方で、市外へ自主避難している方々がいるという現実があります。教育面では、他市町村や関係機関と連携を強化し、そういった子どもたちの心のケアや成長に合わせた就学支援、学校内外の環境づくり等、様々な取組を続けています。

さらに、本市の教育において解決が求められる大きな課題の一つとして、子どもたちの体力向上が挙げられます。震災発生後、屋外活動が制限されたことで、子どもたちの著しい体力低下が見られました。屋外活動が可能になった現在でも、子どもたちの体力は震災以前まで戻っておらず肥満傾向が続いており、本市では、体力向上や肥満解消に向けた運動や食育活動を通して、心身ともに健康で元気な子どもたちの育成と適切な環境整備に積極的に取り組んでいます。本市の教育行政は、子どもたちの体力向上のみならず、今後も子どもたちの現状と課題を的確に捉え、丁寧に対応していきます。

まもなく震災から10年という節目を迎え、震災を経験した多くの子どもたちは大人になり、震災を知らない子どもたちと向き合う時代になります。このような中、私たちは「繋ぎ手」「担い手」として新しい世代へ震災を伝えるとともに、新しい未来を考え、行動を起こす時期を迎えています。



## （2）気候変動に伴う自然災害等

近年、温暖化に伴う地球規模の環境問題が深刻化し、私たちの身近なところにもその影響が及んでいます。強力な台風や集中豪雨、体温を上回る気温を引き起こす熱波や住宅をも破壊する竜巻など、地球温暖化が起因と予測される気候変動に伴う災害は、毎年のように発生し、人命や生活、社会経済へ甚大な被害をもたらしており、その影響は持続可能で強靱な教育行政を脅かすものとなっています。

本市でも、令和元（2019）年10月の「令和元年東日本台風」に伴う豪雨により甚大な被害が発生し、尊い命が奪われたほか、大規模な浸水による家屋の滅失や損壊など、市民生活が大きく脅かされる事態となりました。教育施設においても、小学校と公民館が大きな被害を受け、被災した学校へ通う児童は近隣学校での授業を強いられ、公民館も長期間にわたり閉館を余儀なくされました。

今や、気候変動に伴う自然災害を偶然と捉える時代ではありません。これまで経験したことのないような災害が必然的に発生する時代へと変わってきている中、気候変動を理解するための環境教育を推進するとともに、過去の災害から危険を予見し、自らの安全を確保することや、被害の軽減、災害後の生活を考え、備えるといった防災・減災教育の推進が重要になっています。また、これまでの災害を教訓に気候変動に伴う多種多様な大規模災害や感染症拡大などにより中断することのない、持続可能で強靱な教育施策の推進とそれを実現するための安全・安心な教育環境の整備の在り方を検討する時期を迎えています。



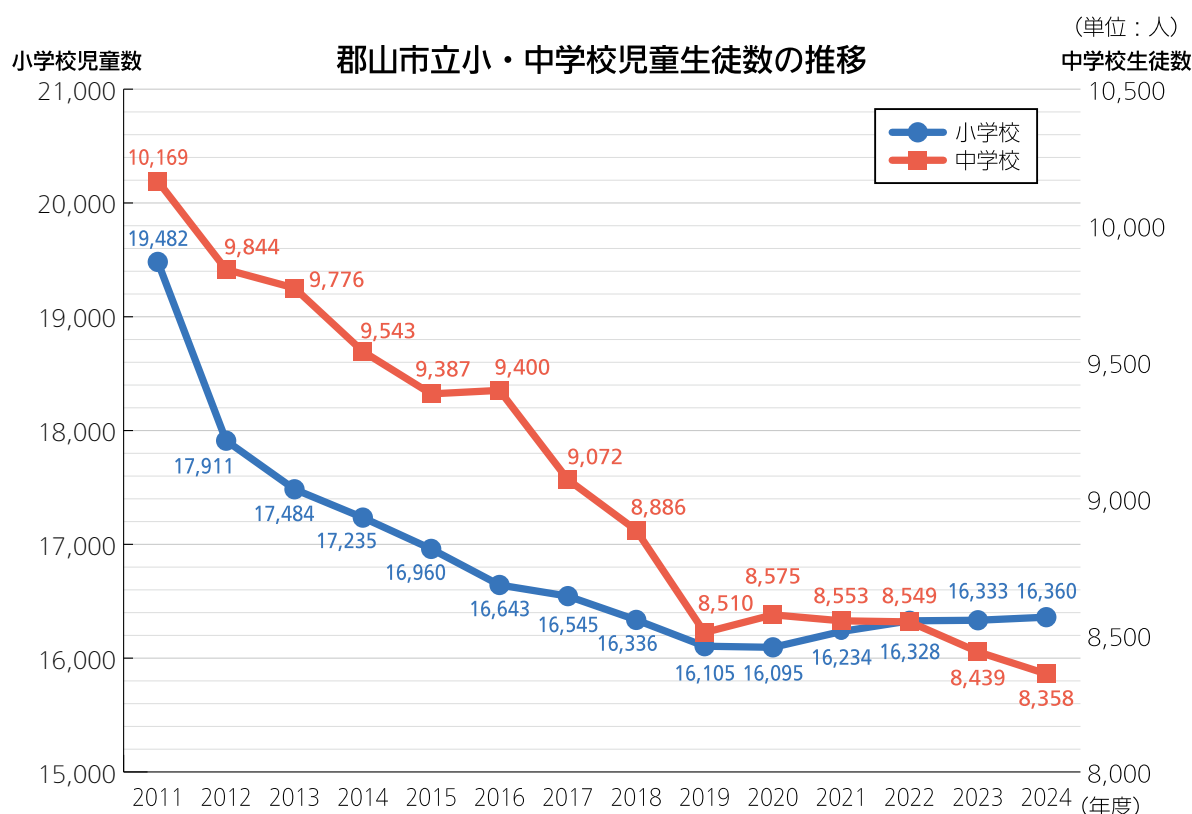
令和元年東日本台風による被災直後の様子

### （3）少子化・高齢化の人口構造

日本の人口は、平成20（2008）年をピークに減少傾向にあります。現在の人口構造もピーク時と比較し、20代・30代の若い世代が約2割減少するとともに、65歳以上が総人口の3割を超えるなど、生産年齢人口の減少が加速し続けています。これに付随するかのよう、小・中・高等学校の児童生徒数はいずれも減少傾向にあります。

本市においてもその傾向は同様であり、小・中・義務教育学校<sup>10</sup>の児童生徒数は年々減少しています。これに伴い、市立学校は過小規模校<sup>11</sup>が増え、休校・廃校を検討・実施せざるを得ない学校、地域が増えています。

しかしながら、この状況は、児童生徒一人一人に向き合った質の高い学びを提供するチャンスでもあります。画一的な一斉授業から脱却し、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、学校教育が変革を迎えるときであり、本市は学校を核とした地域コミュニティや多様な人材と協働し、子どもも大人も学び高める時代を目指します。



※2011～2019年度は実績。  
2020～2023年度は推計。

10 義務教育学校：小中一貫教育の制度化を図る学校教育法（昭和22年法律第26号）改正により、平成28（2016）年度から全国で導入が始まった新しい学校種。義務教育9年間の一貫した目標を目指す連続した学びや、中1ギャップ（中1の段階で学習や生活の不安による学校不適應の問題）解消などがメリットとして挙げられる。

11 過小規模校：学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の適正規模に満たない小規模な学校のうち、小学校では5学級以下、中学校では2学級以下の学校をいう。

## （4）急速な技術革新

いま世界中で、IoT、ビッグデータ、AI等の技術革新が社会環境に大きな影響を与え、生活様式や価値観にも大きな変化をもたらしています。国においても「デジタル・ガバメント実行計画<sup>12</sup>」を定め、「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」の推進に取り組んでおり、ICT<sup>13</sup>の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることが期待されています。現在の情報技術は、学校や会社にいながら、全世界の人々とリアルタイムにコミュニケーションを取ることができ、あらゆる情報を必要なときに入手、あるいは発信でき、また、人間の脳では瞬時に処理できないほどの膨大な情報を作成・加工し、人間が自ら操作せずともAIがその作業を行うような時代へと変革を遂げてきています。これらの技術革新は、間違いなく我々の生活を便利にし、かつ社会経済を活発にして、物質的な豊かさをもたらしてくれます。

技術革新は、人間社会へ大きな利益をもたらす一方、扱い次第で個人情報流出などの弊害をもたらすものでもあります。人間社会が大きく変化する時代の中で、私たちは、その変化を前向きに捉えて人間らしい豊かな人生を送れるよう、創造・実現できる能力を身に付けることが求められています。

子どもを取り巻く現状も、スマートフォン<sup>14</sup>をはじめICTを利用する時間が増加傾向にあります。あらゆる分野の情報に触れる機会が増える中、真に必要な情報を選択し、その本質を捉え、読み解く能力を身に付けることも急務となっています。

さらに、情報・通信技術は進歩を遂げ、令和12（2030）年頃までには超スマート社会（Society5.0）の時代、現在では想像もつかないような新しい未来が待っています。

こうした社会の大転換を乗り越え、現在の子どもたちをはじめ、全ての人が豊かな人生を送るために必要な力を身に付け、社会においてその力を発揮して活躍できる人材となるために、教育の果たす役割はとて大きな意義を持っています。

本市では、自らが考え、主体的に行動するための学びの提供を行います。学校教育、生涯学習ともに急速に変化する社会を見据え、誰一人として取り残さない教育を目指します。

12 デジタル・ガバメント実行計画：国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動においてデジタル技術の恩恵を受け、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間を通じたデジタル・ガバメントを推進し、行政の在り方をはじめ社会全体をデジタル化するための計画。

13 ICT：Information and Communication Technologyの略語。情報通信技術。情報処理・情報通信分野の関連技術の総称。

14 スマートフォン：パソコンの機能を併せ持ち、インターネットとの親和性が高い多機能携帯電話。

## （5）ともに目指す未来

平成30（2018）年4月、郡山市では新たなまちづくりの指針として、「郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）」を策定しました。この指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正を機に「自由と責任」「自立と連携」を理念とし、それまでの、上意下達、行政運営のための基本構想ではなく、市民本位による行政運営を一層推進するチャンスと捉え、市民会議での意見を踏まえた理想の都市構想を実現するために、市民と行政がともに同じ未来を目指し、まちづくりを行うためのものです。市民一人一人の「想い」や「願い」を形にするため、そして市民と行政がともに課題を共有し、解決を図り、未来（あす）へとつながるまちづくりへの一歩を踏み出しました。

この「あすまちこおりやま」の中では、文化、幼児教育・子育て、青少年健全育成、学校教育、地域学習及び生涯学習分野において、分野別における様々な将来構想が掲げられていますが、第3期郡山市教育振興基本計画においても同様に、未来を見据え克服すべき課題を的確に捉え、バックキャストの思考により様々な構想を掲げ、行政だけではなく、地域住民の方々とともに学び育む環境の整備、そして子どもたちの未来の創造に取り組んでいきます。

【「あすまちこおりやま」における教育関連の分野別将来都市構想】（一部抜粋）

『大綱Ⅱ 交流・観光の未来』

2 国内外に発信できる、自慢の地域資源があるまち  
（歴史・文化財・文化芸術振興）

まちの歴史や文化を市民がよく理解し、親しみを持っている

音楽のまちにふさわしい音にあふれたまちになる

子どもたちが、自分たちのまちに誇りと愛着を持つ

『大綱Ⅲ 学び育む子どもたちの未来』

1 人と人がつながり、みんなで子どもたちを育むまち  
（乳幼児教育・家庭教育・子育て支援）

子どもたちの未来を育む多様で充実した乳幼児教育ができる

家庭、地域、企業、そして子育て・教育機関が連携し、子育てや教育を学びあう

地域社会全体が安全・安心な環境で教育や子育てに関われる

2 笑顔があふれ、未来への夢を育むまち  
（青少年健全育成、子どもの安全・安心・遊び場）

子どもたちが地域で安心して元気に遊ぶことができる

明るい雰囲気のみちで、子どもたちが健全に伸び伸びと育っている

子どもたちが学校や地域で夢中になれるものを見つけることができる

3 一人一人の個性を伸ばし、全ての子どもが輝くまち  
（学校教育・教育環境・高等教育連携・産学官連携）

子どもたちが興味あることを自ら学び伸ばすことができる

子どもたちの個性を伸ばす質の高い学校教育が整っている

身近に高等教育機関との連携による高度な教育環境が整っている

地域人材等の活用により、社会全体でスポーツや芸術文化活動などの専門指導ができる

4 子どもたちが学びたいことを楽しく学び、地域で活躍できるまち  
（地域学習・図書館・読書活動）

子どもたちが学んだことを地域の課題解決にいかし活用できる

地域の産業、生活・文化的環境、歴史、自然環境などを学べる場がある

子どもたちが地域への愛着や一体感を感じることができる

『大綱Ⅳ 誰もが地域で輝く未来』

2 好きなこと、得意なことを地域で学びいかせるまち  
（生涯学習）

生涯を通じて、様々な音楽やスポーツを楽しめる環境がある

自己実現を促す集まりがたくさんあり、お互いに学び教えあうことができる

様々な文化・スポーツ活動を許容する自由な雰囲気がある

## 2 教育をめぐる国の動向

### （1）第3期教育振興基本計画

平成30（2018）年6月、国の第3期教育振興基本計画が閣議決定されました。この計画においては、第2期教育振興基本計画の理念を引き継ぐとともに、人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）の到来など、令和12（2030）年度以降の社会変化を見据え、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化を今後の教育政策の中心課題に据えた、教育施策に関する5つの基本的な方針が示されました。

#### 【5つの基本的な方針】

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネット<sup>15</sup>を構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

### （2）教育制度改革の変容

国では、内閣の最重要課題の一つである教育改革を推進するための「教育再生実行会議」や文部科学省に設置された「中央教育審議会」において、様々な提言がなされ、それらを基に多くの施策が実施されています。審議中のものを含め、本市の教育施策に関わりの深い、主な内容は、次のとおりです。

#### ①学校と地域の連携・協働

平成27（2015）年12月、中央教育審議会にて「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」が答申されました。

1つ目は、コミュニティ・スクール<sup>16</sup>を一層推進すること、2つ目は、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく活動（地域学校協働活動）を通して、学校を核とした地域づくりを推進することが示されました。

#### ②小中一貫教育の制度化



平成28（2016）年4月から、小中一貫教育を行う新たな学校種である、義務教育学校が制度化されました。これにより、小学校課程と中学校課程が同じ教育目標を共有し、一体的に教育活動にあたることができるようになりました。また、義務教育学校でなくとも、既存の小学校と中学校間でも小中一貫教育が進められています。

15 セーフティネット：網の目のように救済策をめぐることで、社会全体で安全や安心を提供するための仕組み。

16 コミュニティ・スクール：学校運営協議会。学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6）に基づいた仕組み。

### ③学習指導要領の改訂

小学校では令和2（2020）年度から、中学校では令和3（2021）年度から新学習指導要領が全面実施されます。「生きる力 学びの、その先へ」と題し、学校で学んだことが、子どもたちの「生きる力」となり、明日に、そしてその先の人生につながる内容です。また、持続可能な社会の創り手として、これからの社会がどんなに変化し予測困難な時代になっても、自ら課題を見つけ、学び、考え、判断して行動する人材育成を目指すものとなっています。新学習指導要領は、それぞれに思い描く幸せを実現してほしいとの願いから新たな学びへと進化することを目的として策定されました。具体的な内容は次のとおりです。

<p><b>【新学習指導要領の内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会に開かれた教育課程の実現</li> <li>2 <u>育成を目指す資質・能力の明確化</u></li> <li>3 カリキュラム・マネジメント<sup>17</sup>を確立し、教育活動の質の向上、最大の学習効果</li> <li>4 主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング<sup>18</sup>）の視点からの授業改善</li> </ol>		
---	---	--

<文部科学省ウェブサイトより>



17 カリキュラム・マネジメント：教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。  
 18 アクティブ・ラーニング：能動的に学ぶことができるような授業を行う学習方法。

#### ④新しい地域づくりと社会教育

平成30（2018）年12月、中央教育審議会において、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」が答申されました。この答申においては、人口減少時代を迎え、多様化・複雑化する地域課題と社会変化への対応が求められる中、「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりを強化し、開かれ、つながる社会教育の実現が示されました。また、社会教育施設には、これまでの学習拠点だけでなく、地域コミュニティの維持・発展の推進や、住民ニーズに対応できる情報拠点など、様々な役割が求められています。

#### ⑤学校における働き方改革

平成31（2019）年1月、中央教育審議会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策」が答申されました。勤務時間や健康管理を意識した働き方、学校・教師が担う業務の明確化・適正化、そして学校の組織運営体制を含めた環境整備を進めていくことが示されました。今後、小学校の教科担任制の充実、新時代の学びにおける先端技術の効果的活用など、多くの検討が必要とされています。



## 第 2 章

# 『基本構想と計画』

- 1 基本理念
- 2 本市教育のあるべき姿（基本目標）
- 3 施策を展開する上で必要な視点
  - (1) SDGs
  - (2) こおりやま広域連携中枢都市圏
  - (3) ICTの活用
  - (4) セーフコミュニティ
  - (5) ユニバーサルデザイン
- 4 施策体系図
- 5 事業群
  - (1) 学校教育分野
  - (2) 生涯学習分野

# 1 基本理念

## 「ともに学び」

一人一人の学ぶ心、  
学びたいと思う心を  
大切にします。

「ともに学び」とは、市民一人一人の「学び」が単に個人の中で完結することなく、生涯にわたって、より良く生きるための意欲と力をさらに豊かにするため、市民の主体的な様々な活動を通じて、ともに学び合えるような環境を目指すことを表します。

## 教 育

一人一人の  
人間の成長は、  
社会全体で支えられています。

「ともに育み」とは、行政や学校だけでなく、家庭・地域・職場等、より幅広い枠組みの中で、市民一人一人が自らの知識や経験、技術といった能力をいかしながら結びつきを深め、地域の課題解決や新たな価値創出も図りつつ、社会全体で相互に支え育むことを表します。

「ともに育み」

人づくりは  
まちづくりの  
全ての基本です。

「未来を拓く」とは、教育が一人一人の個人にとって、自らの未来を切り拓くものであることを表すと同時に、地域社会にとっても、将来を担う人材の育成が、真に豊かな未来を創り上げる基盤であることを表します。

「未来を拓く」

本市では、一人一人が学ぶ心、学びたいと思う心を大切にすることを表す「ともに学び」、一人一人の人間の成長は、社会全体で支えられていることを表す「ともに育み」、一人一人が自らの未来を切り拓くことを表す「未来を拓く」の3つの言葉を教育の理念を象徴する言葉であると捉え、本市教育の基本理念を次のとおりとします。

## 基本理念

ともに**学**び、  
ともに**育**み、  
**未**来を**拓**く  
**教**育の**創**造

この基本理念は、平成22（2009）年に策定した第1期の「郡山市教育振興基本計画」から引き継がれてきたものですが、これは、社会情勢が大きく変貌し、市民のライフスタイルや教育を取り巻く環境が大きく変化しても、教育の本質はいつの時代も変わらないとの想いを表しています。

## 2 本市教育のあるべき姿（基本目標）

### 基本目標 1 個性を伸ばし生きる力を育む学校教育の推進

児童生徒が、将来にわたって主体的にたくましく生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の「生きる力」をバランスよく育みます。また、社会と連携・協働しながら、児童生徒の発達段階や特性等を踏まえつつ、未来社会の創り手となるために必要な資質・能力を育む学校教育を推進します。

施策 1	「確かな学力」の育成
事業群	学習指導要領の着実な実施／言語活動の充実／英語教育の充実／ 小中学校一貫・連携教育の充実／ICT活用による新たな学びの推進／ 学力テスト等を積極的に活用した指導改善／ 学校における指導改善の取組への支援／学級力の向上／読書活動の充実
施策 2	豊かな心と豊かな感性の育成
事業群	道徳教育の充実／伝統・文化等に関する教育の推進／ 音楽を通じた豊かな感性や情操の養成／環境教育の推進／ キャリア教育 <sup>19</sup> の充実
施策 3	健やかな体づくり
事業群	体力向上のための学校体育の充実／ 食育の推進と学校給食の充実／健康教育の充実
施策 4	特別支援教育の推進
事業群	個に応じた指導の充実／支援体制の充実
施策 5	教職員の資質向上
事業群	教職員研修の充実／学校マネジメント力の向上／ メンタルヘルス対策の推進／わかる・できる授業づくりの推進

19 キャリア教育：社会人・職業人として自立していくための望ましい勤労観・職業観を育てる教育。

## 基本目標2 家庭や地域と一体となった豊かな教育環境の形成

どの子どもも思う存分学ぶことができるよう、教育環境を充実するための手厚い人的配置や、様々な課題を抱えている児童生徒への支援、保護者や地域との連携による開かれた特色ある学校づくり、学校施設・設備の整備や児童生徒の安全・安心の確保などにより、“学びのセーフティネット”の充実を図る教育環境づくりを推進します。

<b>施策1</b>	<b>どの子どもも思う存分学べる環境づくり</b>
事業群	指導体制の充実／不登校の児童生徒等への支援強化／少人数教育の充実／就学支援の充実／被災した児童生徒の生活・学習環境の整備と心のケア／教育相談体制の充実／いじめの未然防止と早期発見・対応強化／帰国児童生徒・外国人児童生徒等への教育の推進
<b>施策2</b>	<b>地域に開かれた学校づくり</b>
事業群	地域をいかした教育環境の充実／地域住民の学校運営への参画の推進／学校施設の社会開放
<b>施策3</b>	<b>学校教育施設の整備</b>
事業群	校舎や屋内運動場等の整備／教材や設備等の整備／学校図書館の充実
<b>施策4</b>	<b>児童生徒の安全・安心の確保</b>
事業群	通学路の安全点検と対策の検討・実施／児童生徒の防犯対策／地域・関係機関との連携／学校における放射線対策の充実／防災教育の推進
<b>施策5</b>	<b>時代に対応できる教育体制に向けて</b>
事業群	SDGs理解と推進のための教育／児童生徒と向き合える環境づくり／ICT環境の整備と国際化の推進／通学区域の弾力的運用／土曜日等の教育環境の充実

### 基本目標3 未来へつなぐ教育機関の充実

集団行動の中での困難や失敗などの経験を通して養われる幼児期の子どもにおける非認知能力<sup>20</sup>の発達、個人の特性による能力であるため、測定が難しいものでありますが、その後の生活や学習の基礎として生涯にわたり大きく影響する重要なものでもあることから、誰もが充実した幼児教育を受けることができるよう、保護者負担の軽減を図るとともに、幼児教育・保育施設の特性を踏まえ、教育の質や幼保小連携をさらに充実させます。

また、私立学校の充実については、多様化する教育ニーズに対応するため、私立学校の経営の健全性を高めるための適正な支援並びに市立学校と私立学校の教職員同士の交流及び情報の共有化を図ります。

さらには、高等教育機関の専門人材育成に係る支援を実施するとともに、専門的知識や技能を地域課題解決のために活用できるよう高等教育機関との連携強化を図ります。

施策1	幼児期における教育の質の向上
事業群	幼稚園における教育の質の向上と保護者負担の軽減／ 幼保小連携のさらなる充実と強化／ 幼児教育・保育施設の特性を踏まえた取組の推進
施策2	私立学校の充実
事業群	私立学校への支援／市立学校と私立学校の交流促進
施策3	高等教育機関との連携
事業群	高等教育機関への支援／専門的人材の活用

20 非認知能力：意欲、協調性、粘り強さ、忍耐力、計画性、自制心、創造性、コミュニケーション能力といった、測定できない個人の特性による能力。学力（認知能力）と対照して用いられる。

## 基本目標 4 家庭・地域・学校で取り組む子どもの育ちの支援

家庭が子どもの人格形成に基本的な役割を果たすことを保護者自らが自覚し、より良い家庭環境づくりができるよう支援するとともに、「家庭・地域の宝」である子どもの健やかな成長に向け、社会全体で家庭教育を応援し支えていく体制づくりを進めます。

また、次世代を担う青少年期の心と体の健全な成長を促し、自主性や協調性、社会性を持った豊かな人間性を育むため、社会全体で青少年を育成する取組を行います。また、青少年育成団体を支援することにより、青少年を取り巻く有害環境対策を推進し、非行防止に向けた環境を整え、健全でたくましい心を持った青少年の育成に努めます。

<b>施策 1</b>	<b>家庭教育の充実</b>
事業群	家庭教育に関する機会や情報の提供／親子のふれあい体験活動等の充実
<b>施策 2</b>	<b>幼児期の教育の質の向上と家庭の養育力の向上</b>
事業群	幼保小連携のさらなる充実と強化／子育て家庭に対する相談体制の充実
<b>施策 3</b>	<b>青少年活動の支援</b>
事業群	次世代を担う人材育成／青少年の社会参加や相互交流の促進／青少年団体等の育成・支援
<b>施策 4</b>	<b>家庭・地域・学校等の連携</b>
事業群	相互学習や交流の場の創出／地域における家庭教育支援体制の充実
<b>施策 5</b>	<b>子どもの良好な成育環境の確保</b>
事業群	地域で子どもを育てる環境づくり／安全・安心な居場所づくり

## 基本目標5 生涯を通して学び、地域づくりにいかす環境の整備

今後、IoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新がさらに進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0）の到来が予想され、ライフスタイルの変化に伴う価値観の多様化や学習意欲の高まりを受け、“いつでも”“どこでも”自由に機会を選択して学習できる生涯学習社会の実現が求められています。併せて、医学の進歩等に伴い、日本人の平均寿命も100歳に到達する時代が訪れようとしており、人生100年時代と生きがい創生の支援が必要とされています。

これらの状況を踏まえ、ボランティアをはじめとした地域人材の参画、さらには、教育の枠を越えた他の分野との連携を図りながら、多面的な視点で事業を実施するとともに、誰も取り残さず生き生きと暮らすための新しい生涯学習の推進に努めます。

また、将来の人口減少や少子高齢社会の到来を見据え、公民館や図書館、美術館などの社会教育施設の活用・更新を進めます。

施策1	一人一人の学びの推進
事業群	人生100年時代に対応した生涯学習環境の充実／ 図書館資料の提供と読書活動の推進／ICTの積極的活用／ 学びを支える人材の育成／施設の効率的運営と整備
施策2	生涯学習活動の支援
事業群	学習機会や情報の提供／生涯学習実践者・団体の育成／地域活動への支援
施策3	文化・芸術・スポーツの振興
事業群	文化芸術活動の充実／文化財の保存・継承と活用／ 生涯スポーツ・レクリエーションの推進
施策4	生涯学習の新たな展開
事業群	地域課題解決に向けた仕組みづくり／学びの成果をいかす環境づくり／ 生涯学習とまちづくりとの連携／ 安全・安心なまちづくりのための防災意識の向上と国際化の推進
施策5	高等教育機関との連携
事業群	大学や研究機関等との連携／他分野との連携による教育機会の創出



### 3 施策を展開する上で必要な視点

#### (1) SDGs

平成27（2015）年にニューヨーク国連本部の「国連持続可能な開発サミット」で採択された国際社会の総合的な目標であり、17のゴール（目標）から構成されています。教育分野においては、特にゴール4において「質の高い教育をみんなに」を目標として、全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会創出を促進する施策を講じることを定めています。

本市は、福島県内で初めて、内閣府からSDGs未来都市に選定されたところであり、「SDGs体感未来都市こおりやま」をテーマに、こおりやま広域連携中枢都市圏<sup>21</sup>が一体となって、17のゴールを目指し各種施策に取り組んでいます。

また、SDGsには、ゴール4のターゲット4.7において持続可能な社会の担い手を育む教育を意味するESD<sup>22</sup>が記載されています。ESDの実践は、SDGs17のゴール全ての目標達成に貢献するものといわれており、ESDの推進自体がSDGs達成の重要な要素であるともいえます。

本市の教育においては、未来を拓く教育の創造のため、常にSDGsの目標を目指し、ESDの概念に則った施策の推進に取り組めます。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



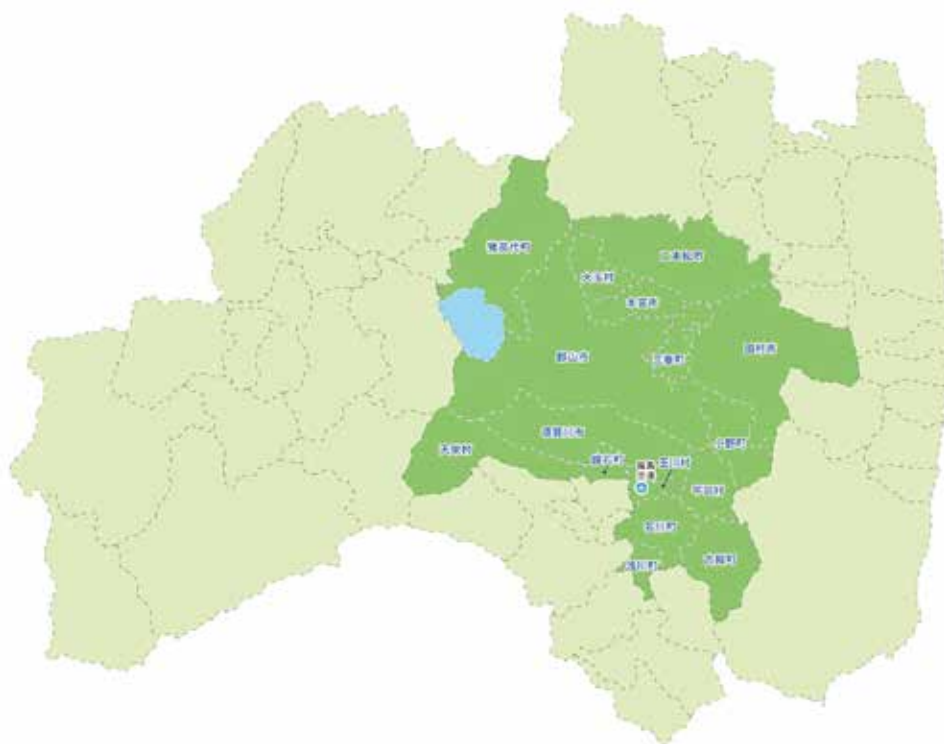
21 こおりやま広域連携中枢都市圏：住民が引き続き現在の居住地で生活できるように利便性を維持向上させ、将来にわたって豊かな地域として持続していくことを目指し、郡山市を含む16市町村で形成する連携中枢都市圏。

22 ESD：Education for Sustainable Developmentの略語。世界にある様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。

## （2）こおりやま広域連携中枢都市圏

本市は、16市町村で連携してこおりやま広域連携中枢都市圏を形成し、構成する市町村が自律的にまちづくりに資する個別的事業連携を進め、お互いの強みをいかした「広め合う、高め合う、助け合う」関係の構築を推進するとともに、持続可能な圏域形成を目指しています。

教育分野においても、「学校教育」では市町村の枠を越えた会議・研修等の開催、「生涯学習」では図書館相互利用の実施や公民館等施設の相互利用の検討など、構成市町村の様々な能力、サービスの相乗的な向上を図るため、常にこおりやま広域連携中枢都市圏を意識した視点を持った施策の推進に取り組みます。



## （3）ICTの活用

いま世界では、IoT、ビッグデータ、AI等の技術革新が急速に発展し続けております。これらの技術革新は、私たちの生活様式や価値観にも大きな変化をもたらし、高い利便性をもたらしています。ICT活用による効果は、関心・意欲・態度、知識・理解、思考・判断、表現・技能・処理の各観点においてそのプラス効果が認められており、その適切な利活用は、教育においても大きな効果が期待されています。

本市の教育分野では、「学校教育」における児童生徒の学習意欲、学力向上だけでなく、教職員の働き方改革のため、また「生涯学習」においては、いつでもどこでも自分の学びたいことが学べる環境整備のためのICT活用など、常にICTの活用の視点を持った施策の推進に取り組みます。

#### (4) セーフコミュニティ<sup>23</sup> (Safe Community 略称：S C)

本市は、平成30(2018)年に福島県内で初めて、セーフコミュニティ国際認証都市<sup>24</sup>となりました。これは、本市の安全・安心のための取組が、国際セーフコミュニティ認証センターに認められ、また、今後も継続して取り組んでいくことを同センターと合意したということです。

そのような中、令和元(2019)年10月の令和元年東日本台風に伴う豪雨により、本市は甚大な浸水被害に見舞われました。近年の自然災害は、温暖化等の気候変動に伴う異常気象によってもたらされるものと推測されており、これらの大規模災害は、今後毎年のように発生することが懸念される自然災害と捉える必要があります。本市は、今回の災害を教訓に、行政だけでなく地域住民と一体となって、事前の備えや災害時の対応策を検討していく必要があります。

教育分野においても、事故や災害などへの対応に関する知識の習得はもちろんのこと、安全・安心で途切れることのない持続可能な教育を実現するためには、地域の特性や地理的条件を踏まえた対応が必要不可欠であることから、地域住民との連携強化を図るなど、常にセーフコミュニティの視点を持った施策の推進に取り組めます。



23 セーフコミュニティ：市民、団体、企業、行政等様々な組織が連携し、協働で安全・安心の取組を行っている地域。

24 セーフコミュニティ国際認証都市：国際セーフコミュニティ認証センターが認証する地域社会。

## (5) ユニバーサルデザイン<sup>25</sup> (Universal Design 略称：UD)

本市は、誰もが自分らしく、より快適な暮らしを送ることができるユニバーサルデザイン社会を目指し、平成30(2018)年に、「第二次こおりやまユニバーサルデザイン推進指針」を策定しています。文化・言語・国籍・年齢・性別などの違いや、障がいの有無や能力の優劣を問わないまちづくりの理念は、教育においても尊重すべきものです。

本市では、いつでも、どこでも、誰でも学べる環境を整備することが教育のスタート地点でありゴール地点でもあると考え、常にユニバーサルデザインの視点を持った施策の推進に取り組みます。

### ユニバーサルデザイン子ども向け学習教材

#### 子ども向け学習教材「思いやりのとびら」

子どもたちが身近なところから、ユニバーサルデザインを学び、思いやりの行動を身につけるきっかけになるように、小学生向けの学習教材「思いやりのとびら」を作成しました。

この教材は、身の回りにある身近なものの中から、いろいろな不便や工夫を探すことで、ユニバーサルデザインの学習ができよう配慮されています。

PDF ファイルをダウンロードして利用することもできますので、ぜひご活用ください。



#### ユニバーサルデザインキャラクター

「心とこころみんなで奏でる思いやり」という合言葉から生まれた、ユニバーサルデザインキャラクターを紹介します。

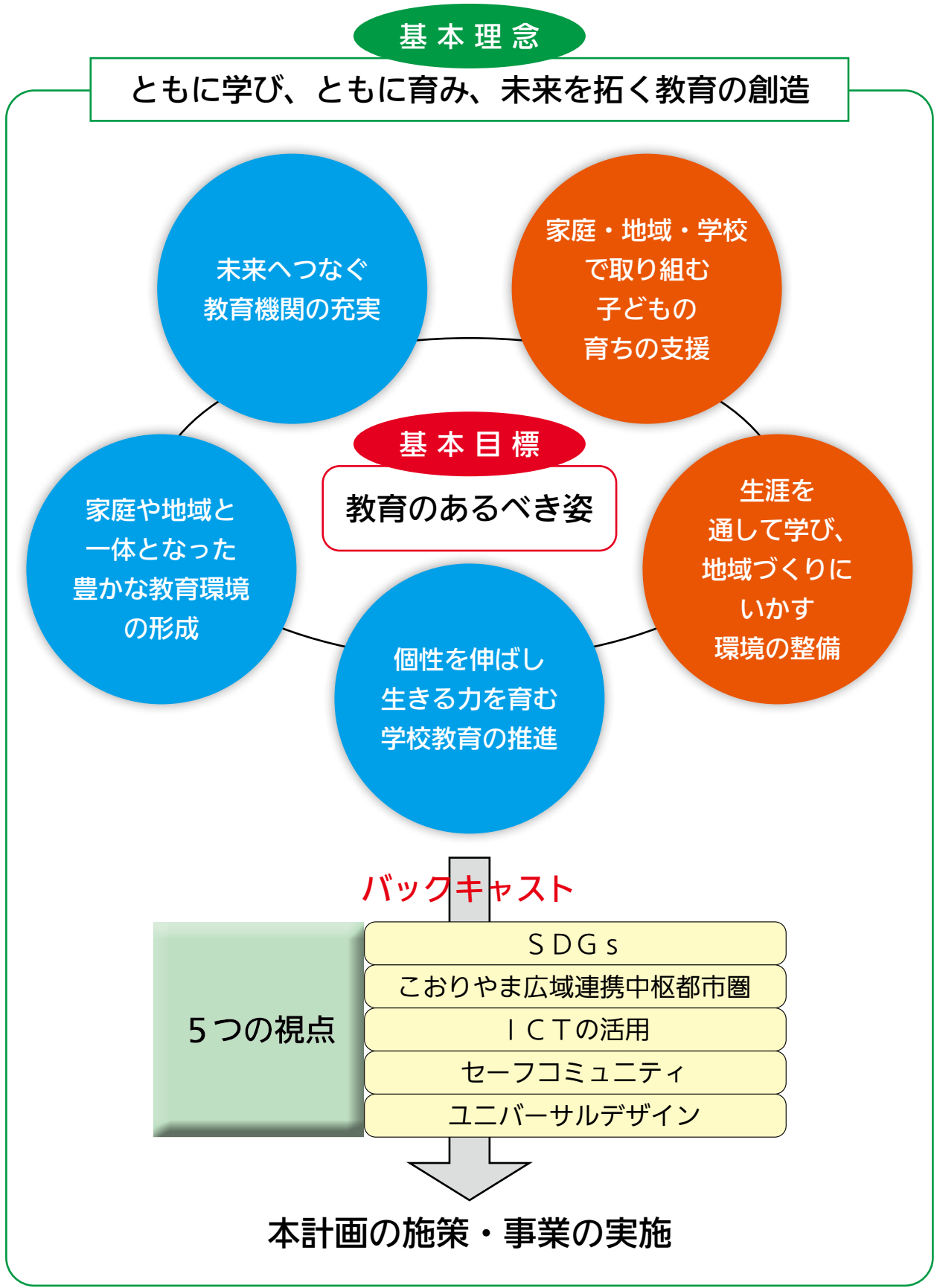
「こころころ」です。

ココロころがってみんなに思いやりの気持ちを広げます。よろしくね。



郡山市公式ウェブサイトより

25 ユニバーサルデザイン：文化・言語・老若男女等の差異を問わず、多くの人々が利用しやすい施設、製品、情報等のデザイン。



## 4 施策体系図

### 学校教育

基本理念	基本目標	施策	事業群
ともに学び、ともに育み、 未来を拓く教育の創造	1 個性を伸ばし生きる力を育む学校教育の推進	1 「確かな学力」の育成	①学習指導要領の着実な実施 ②言語活動の充実 ③英語教育の充実 ④小中学校一貫・連携教育の充実 ⑤ICT活用による新たな学びの推進 ⑥学力テスト等を積極的に活用した指導改善 ⑦学校における指導改善の取組への支援 ⑧学級力の向上 ⑨読書活動の充実
		2 豊かな心と豊かな感性の育成	①道徳教育の充実 ②伝統・文化等に関する教育の推進 ③音楽を通じた豊かな感性や情操の養成 ④環境教育の推進 ⑤キャリア教育の充実
		3 健やかな体づくり	①体力向上のための学校体育の充実 ②食育の推進と学校給食の充実 ③健康教育の充実
		4 特別支援教育の推進	①個に応じた指導の充実 ②支援体制の充実
		5 教職員の資質向上	①教職員研修の充実 ②学校マネジメント力の向上 ③メンタルヘルス対策の推進 ④わかる・できる授業づくりの推進
	2 家庭や地域と一体となった豊かな教育環境の形成	1 どの子どもも思う存分学べる環境づくり	①指導体制の充実 ②不登校の児童生徒等への支援強化 ③少人数教育の充実 ④就学支援の充実 ⑤被災した児童生徒の生活・学習環境の整備と心のケア ⑥教育相談体制の充実 ⑦いじめの未然防止と早期発見・対応強化 ⑧帰国児童生徒・外国人児童生徒等への教育の推進
		2 地域に開かれた学校づくり	①地域をいかした教育環境の充実 ②地域住民の学校運営への参画の推進 ③学校施設の社会開放
		3 学校教育施設の整備	①校舎や屋内運動場等の整備 ②教材や設備等の整備 ③学校図書館の充実
		4 児童生徒の安全・安心の確保	①通学路の安全点検と対策の検討・実施 ②児童生徒の防犯対策 ③地域・関係機関との連携 ④学校における放射線対策の充実 ⑤防災教育の推進
		5 時代に対応できる教育体制に向けて	①SDGs理解と推進のための教育 ②児童生徒と向き合える環境づくり ③ICT環境の整備と国際化の推進 ④通学区域の弾力的運用 ⑤土曜日等の教育環境の充実

基本理念	学校教育		
	基本目標	事業群	
ともに学び、ともに育み、未来を拓く教育の創造	3 未来へつなぐ教育機関の充実	1 幼児期における教育の質の向上	①幼稚園における教育の質の向上と保護者負担の軽減 ②幼保小連携のさらなる充実と強化 ③幼児教育・保育施設の特性を踏まえた取組の推進
		2 私立学校の充実	①私立学校への支援 ②市立学校と私立学校の交流促進
		3 高等教育機関との連携	①高等教育機関への支援 ②専門的人材の活用
	4 家庭・地域・学校で取り組む子どもの育ちの支援	1 家庭教育の充実	①家庭教育に関する機会や情報の提供 ②親子のふれあい体験活動等の充実
		2 幼児期の教育の質の向上と家庭の養育力の向上	①幼保小連携のさらなる充実と強化 ②子育て家庭に対する相談体制の充実
		3 青少年活動の支援	①次世代を担う人材育成 ②青少年の社会参加や相互交流の促進 ③青少年団体等の育成・支援
		4 家庭・地域・学校等の連携	①相互学習や交流の場の創出 ②地域における家庭教育支援体制の充実
		5 子どもの良好な成育環境の確保	①地域で子どもを育てる環境づくり ②安全・安心な居場所づくり
	5 生涯を通して学び、地域づくりにいかす環境の整備	1 一人一人の学びの推進	①人生100年時代に対応した生涯学習環境の充実 ②図書館資料の提供と読書活動の推進 ③ICTの積極的活用 ④学びを支える人材の育成 ⑤施設の効率的運営と整備
		2 生涯学習活動の支援	①学習機会や情報の提供 ②生涯学習実践者・団体の育成 ③地域活動への支援
3 文化・芸術・スポーツの振興		①文化芸術活動の充実 ②文化財の保存・継承と活用 ③生涯スポーツ・レクリエーションの推進	
4 生涯学習の新たな展開		①地域課題解決に向けた仕組みづくり ②学びの成果をいかす環境づくり ③生涯学習とまちづくりとの連携 ④安全・安心なまちづくりのための防災意識の向上と国際化の推進	
5 高等教育機関との連携		①大学や研究機関等との連携 ②他分野との連携による教育機会の創出	

## 〈各ページの見方〉

### 1. 現状と課題（例：P.31）

#### 現状と課題

◆：「現状」の説明

◆ 人口減少や少子高齢化、グローバル化の進展及びIoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新が一層躍進し、社会や生活を大きく変えていく Society5.0 といわれる超スマート社会の到来が予想される中、未来を拓く子どもたちが学習内容を深く理解し、各教科において必要な資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けるようにすることが求められています。

▲：現状に対する「課題」

▲ 令和2（2020）年度から施行される小学校学習指導要領、令和3（2021）年度から施行される中学校学習指導要領を着実に実施し、これまでの教育で育まれてきた「生きる力」のさらなる育成に向け、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を進めるなど、学校の教育体制の一層の充実を図る必要があります。

### 2. 方針と指標（例：P.32）

#### 方針と指標

施策方針の説明

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるように努め、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育みます。また、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性をいかし、多様な人々との協働を促す教育の充実に努めます。

事業を実施する上で、基準や目標とすべきもの

平成25（2013）年度の事業量若しくは実績値

平成30（2018）年度の事業量若しくは実績値

令和5（2023）年度に目標とする事業量若しくは目標値

成果指標	過去 平成25 (2013) 年度	現在 平成30 (2018) 年度	目標 令和5 (2023) 年度	説明
1 ふくしま学力調査において前年度より学力を伸ばした児童生徒の割合（%）	-	- (※1)	70	学力レベルが1つでも上がった児童生徒の割合。

現在(平成30(2018)年度)を軸に、過去(5年前)～現在～目標(5年後)を通して実績や目標となる数値を比較

### 3. 事務事業表（例：P.34）

SDGsの17ゴール（目標）のうち、該当アイコンを表示

事務・事業名	内容	5つの視点 SDGs					
学校教育推進構想 学校教育指導の重点 (学校教育推進課)	新学習指導要領の全面実施において、主体的・対話的で深い学びを推進すること、小中学校のつながりを意識したカリキュラム・マネジメントや社会に開かれた教育課程を重視することを通して、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性の涵養等」という3つの資質・能力の育成を図ります。	4 質の高い教育をみんなに	4.1	広域圏	ICT	SC	UD
事務・事業を担当する所属	対象者は黄色表示 ※事業の対象者の主な年齢層 「幼児」：就学前段階の子ども 「小学生」：小学校段階の子ども 「中学生」：中学校段階の子ども 「高・大学」：高等学校・大学段階の者 「大人」：上記以外の市民、保護者等	SDGs ターゲット表示 詳細は 資料編参照		事業を展開する上で 必要な視点に 「○」表示			



## 5 事業群

### (1) 学校教育分野

#### 基本目標 1 個性を伸ばし生きる力を育む学校教育の推進

##### 施策 1 「確かな学力」の育成

##### 現状と課題

- ◆ 人口減少や少子高齢化、グローバル化の進展及びIoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていくSociety5.0といわれる超スマート社会の到来が予想される中、未来を拓く子どもたちが学習内容を深く理解し、各教科において必要な資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けるようにすることが求められています。
- ▲ 令和2（2020）年度から施行される小学校学習指導要領、令和3（2021）年度から施行される中学校学習指導要領を着実に実施し、これまでの教育で育まれてきた「生きる力」のさらなる育成に向け、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を進めるなど、学校の教育体制の一層の充実を図る必要があります。
- ◆ 言語活動<sup>26</sup>については、国語科の授業を基盤として、各教科等において主体的・対話的で深い学びにつなげるツールとして位置づけ、日々の日常的な学びや学校生活全般において積極的活用を図っています。
- ▲ 各教科等の特質に応じて児童生徒が思いや考えを交流させ、さらなる言語活動の充実を図ることにより思考力、判断力、表現力等の向上に努める必要があります。
- ◆ 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、本市の児童生徒の学力や学習状況を把握・分析の上、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる方法を検討しています。
- ▲ 各学校においては、全国学力・学習状況調査<sup>27</sup>やふくしま学力調査<sup>28</sup>の結果の詳細な分析を通して、日々の授業改善に努めるだけでなく、今後は「学力の伸び」に着目し、児童生徒一人一人の良さを伸ばすために効果のある取組を確立し、各学校に広めていく必要があります。

26 言語活動：言語による様々な活動のことであり、言語の範囲は数式などを含む、広い意味で学習において用いる概念を表す記号全般。

27 全国学力・学習状況調査：義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析の上、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る目的で平成19（2007）年から文部科学省が実施しているもの。

28 ふくしま学力調査：平成31（2019）年度から始まった新たな学力調査であり、児童生徒一人一人の学力の伸びや学習に対する意識、生活の様子などの状況把握・分析し、その改善を図るために福島県教育委員会が実施しているもの。

- ◆ 各学校の教育課程に「朝の読書」や「読み聞かせ」などの読書活動を位置づけるとともに、学校図書館の機能を十分にいかしながら、児童生徒が読書に親しむ習慣を身に付けています。
- ▲ 学校司書の全校配置については、人材不足や地域事情などにより未達成となっています。今後、子どもたちの主体的・対話的で深い学びを支えるため、学校司書及び学校図書館の在り方について検討する必要があります。また、学校図書への購入については、今後も児童生徒のニーズに応えた図書の整備が必要です。

### 方針と指標

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるように努め、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育みます。また、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性をいかし、多様な人々との協働を促す教育の充実に努めます。

さらに、全国学力・学習状況調査やふくしま学力調査等の結果を踏まえた指導方法の工夫改善や、きめ細かな個に応じた指導の充実に努め、確かな学力を育成します。

成果指標		過去 平成25 (2013)年度	現在 平成30 (2018)年度	目標 令和5 (2023)年度	説明
1	ふくしま学力調査において前年度より学力を伸ばした児童生徒の割合（％）	—	— (※1)	70	学力レベルが1つでも上がった児童生徒の割合。
2	義務教育最終学年時においてCEFR-A1レベル <sup>29</sup> 相当以上の英語力を有すると思われる生徒の割合（％） <中学3年生>	39.2	41.4	50	国が実施する英語教育実施状況調査結果より。

※1：ふくしま学力調査は平成31（2019）年度開始につき、学力の伸びは、令和2（2020）年度以降（2年目以降）の調査から見るようになります。

29 CEFR-A1レベル：平成13（2001）年に欧州評議会が発表した外国語運用能力の評価であり、A1レベルは実用英語技能検定（英検）の3級に相当する。

### ●ふくしま学力調査とは？

「ふくしま学力調査」は、小学校及び義務教育学校4年生から中学校2年生及び義務教育学校8年生を対象に実施するもので子どもの学力の伸びを把握できる調査です。調査科目は国語と算数・数学の2教科で、調査結果は12の学力レベル（36段階）で表示されます。

＜特長1＞ 毎年の学力調査の結果を見比べることによって、一年間の学習の積み重ねを「学力の伸び」として見るできるようになります。

＜特長2＞ 質問紙調査の結果から、ルールやマナーを守る意識や、目標に向けて粘り強くやり抜く力などが、どれだけ身に付いているのかが見えるようになります。これらの力は、学力との関係が深いといわれています。

＜特長3＞ 特長1、特長2の調査結果から、学力を伸ばしている効果的な指導方法を明確にし、授業改善や児童生徒一人一人に応じた指導・支援の充実を図ることができます。

### ●CEFRとは？

Common European Framework of Reference for Languages の略語であり、和訳は「ヨーロッパ言語共通参照枠」。語学シラバスやカリキュラムの手引の作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、包括的な基盤を提供するものとして、20年以上にわたる研究を経て、平成13（2001）年に欧州評議会（Council of Europe）が発表したものです。

### ●A1レベルとは？


共通参照レベルは、「基礎段階の言語使用者」としてA1、A2、「自立した言語使用者」としてB1、B2、「熟練した言語使用者」としてC1、C2の6段階あり、A1のレベルは「具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることができます。自分や他人を紹介することができ、住んでいるところや、誰と知り合いであるか、持ち物などの個人的情報について、質問したり、答えたりすることができます。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助けが得られるならば、簡単なやり取りをすることができます」と記述されています。

各種民間検定試験においては、CEFRに対応してレベルを設定しており、例えば、実用英語技能検定（英検）3級はA1レベルに相当します。

事業群


【①学習指導要領の着実な実施】

学習指導要領の趣旨が実現されるよう、各学校の実態を踏まえながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や小中学校のつながりを意識したカリキュラム・マネジメントの確立を通して、創意工夫をいかした特色ある教育活動を展開し、児童生徒の「生きる力」を育むことを目指します。

事務・事業名	内 容	5つの視点			
学校教育推進構想 学校教育指導 の重点  (学校教育推進課)	新学習指導要領の全面実施において、主体的・対話的で深い学びを推進すること、小中学校のつながりを意識したカリキュラム・マネジメントや社会に開かれた教育課程を重視することを通して、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性の涵養等」という3つの資質・能力の育成を図ります。	SDGs			
		 4.1	広域圏	ICT	SC
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人				



【②言語活動の充実】

国語科をはじめ、各教科の特質に応じた言語活動の充実を図ります。また、学校生活全体における言語環境を整え、学習の基盤となる資質・能力として、言語能力の確実な育成を図ります。

事務・事業名	内 容	5つの視点			
新聞活用事業  (学校教育推進課)	各学校図書館に新聞を配置するなど、児童生徒が新聞に慣れ親しむ環境づくりに努めます。 また、新聞を活用した教育活動を実践することにより、読解力や思考力・判断力・表現力等の向上を図ります。	SDGs			
		 4.1	広域圏	ICT	SC
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人				


【③英語教育の充実】

学習指導要領では、小学校3・4年で「外国語活動」、5・6年で「外国語科」が位置づけられました。1・2年については、本市独自に教育課程特例校<sup>30</sup>として「英語表現科」を位置づけ、体験的な英語学習や実際に英語を用いた言語活動により、コミュニケーションの素地を育みます。また、英語教育推進リーダー<sup>31</sup>の活用により、教員の英語力、授業力の向上を図ります。

事務・事業名	内容					5つの視点				
語学指導外国人派遣事業 (学校教育推進課)	市立小・中・義務教育学校に語学指導外国人を派遣し、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能5領域の育成に重点を置いた英語教育の充実を図ります。					 4.1	SDGs			
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人		広域圏	ICT	SC	UD
小・義務教育学校英語教育推進事業 (学校教育推進課)	教育課程特例校として小学校及び義務教育学校1・2年において「英語表現科」を実施します。テキストとしてE-BOOKを活用し、英語を用いた他者とのコミュニケーションへの興味・関心を育みます。					 4.1	SDGs			
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人		広域圏	ICT	SC	UD

【④小中学校一貫・連携教育の充実】

中学校区を単位として、小中学校が連携して学力向上のための具体的な指導方法について話し合い、実践化を図ります。また、義務教育学校である西田学園、湖南小中学校や、都市型小中一貫教育を推進する明健中学校区の成果を踏まえ、「義務教育9年間の育ち」を見据えた小中一貫・連携教育を推進します。

事務・事業名	内容					5つの視点				
学力向上支援事業 (学校教育推進課)	郡山市立学校の担当者による学力向上支援事業全体会議を開催し、中学校区を単位とした学力向上に関するグループ協議を行うことで、小中で連携した取組を行います。					 4.1	SDGs			
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人		広域圏	ICT	SC	UD

30 教育課程特例校：学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第55条の2に基づき、国が、学校を指定し、学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施することを認める学校。

31 英語教育推進リーダー：外国語（英語）担当教職員や外国語指導助手の英語指導力向上を目的として、国の研修を修了した者で、研修指導者として授業改善等の指導・助言を行う教職員。


【⑤ ICT活用による新たな学びの推進】

タブレット<sup>32</sup>端末等のICT機器等を積極的に活用した授業の実践により、児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。また、今後到来が予想される超スマート社会（Society5.0）に柔軟に対応するため、プログラミング教育<sup>33</sup>を本市独自に教科化することにより、市全体で小中一貫プログラミング教育を推進し、プログラミング的思考を含む情報活用能力を育みます。

事務・事業名	内容	5つの視点			
未来を拓く 教育の情報化 推進事業  (教育研修センター)	パソコンやタブレット端末等と周辺機器及びソフトウェアの整備、充実を図り、児童生徒の情報活用能力（情報モラルを含む）の育成やわかる授業の充実を図ります。	SDGs			
		 4.1			
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人		○		
小中一貫 プログラミング 教育推進事業  (学校教育推進課)	小学校プログラミング教育必修化により、本市独自の教科化による小中一貫プログラミング教育を推進します。	SDGs			
		 4.1 4.a			
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人		○		

【⑥ 学力テスト等を積極的に活用した指導改善】


各学校で全国学力・学習状況調査やふくしま学力調査の結果を分析して自校の学力の実態を明確にするとともに、学力向上自校プラン等の活用を図り、課題解決に向けた指導改善に取り組みます。

事務・事業名	内容	5つの視点			
学力向上 支援事業 <再掲>  (学校教育推進課)	郡山市立学校の担当者による学力向上支援事業全体会議を開催し、中学校区を単位とした学力向上に関するグループ協議を行うことで、小中で連携した取組を行います。	SDGs			
		 4.1			
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人				

32 タブレット：本体と液晶画面が一体の薄い板状になっていて、画面をペン又は指でタッチして操作する情報機器。  
33 プログラミング教育：コンピュータープログラムを意図どおりに動かす体験を通じ、論理的な思考力を育む教育。


### 【⑦学校における指導改善の取組への支援】

教育委員会で作成する指導資料に基づき、授業の改善に向けた各学校の取組に対する積極的な支援を行うとともに、要請などに応じて指導主事<sup>34</sup>、学校教育アドバイザー<sup>35</sup>を各学校へ派遣し、教職員の「主体的・対話的で深い学び」を実現できる指導力の向上に努めます。

事務・事業名	内 容					5つの視点			
教育研修事業  (教育研修センター)	児童生徒の個性・能力の伸長のために、教職員一人一人の指導力の向上が重要であり、自らの指導に改善意識を持つ教職員の授業力や指導力向上のための研修の機会を確保します。					SDGs			
						 4.1			
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人		広域圏	ICT	SC
						○	○		

### 【⑧学級力の向上】

「学級」は児童生徒にとって学校生活の大半を過ごす学習・生活の基盤であり、学習指導要領で求められている「主体的・対話的で深い学び」を実現し、確かな学力を育成するためには「学級力」の向上がその大きな鍵を握っています。教職員がより良い学級経営と授業実践に努めるとともに、児童生徒一人一人が、学級への帰属意識を持って学び合い高め合う集団をつくろうとする「学級力」の向上に努めます。

事務・事業名	内 容					5つの視点			
学校教育推進構想 学校教育指導 の重点 <再掲>	本市の学校教育推進構想に学級力の向上を位置づけ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、教職員のより良い学級経営や授業づくりに努めます。					SDGs			
						 4.1			
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人		広域圏	ICT	SC
(学校教育推進課)									

34 指導主事：教育委員会の事務局に置かれ、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する、教養と経験がある者。

35 学校教育アドバイザー：市立学校の校長等から相談を受け、あるいは学校教育の推進のため、学校運営に対し意見・助言する者。

【⑨読書活動の充実】

各学校の教育課程に「朝の読書」や「読み聞かせ」などの読書活動を位置づけ、児童生徒の読書に親しむ習慣が身に付くよう、言語活動の充実を図り、豊かな心を育みます。

また、学校司書の全校配置を目標に支援を行い、学校司書を対象とする研修会を実施するなど、学校図書館の機能向上を図ります。

事務・事業名	内容	5つの視点			
小中学校 司書支援事業  (学校管理課)	児童生徒の読書環境向上のため、各学校のPTAが雇用する学校司書に要する経費の一部を補助し、また学校司書の資質向上を図るため、研修会を開催します。	SDGs			
		4.1			
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人



読書活動「朝の読書」



## 施策2 豊かな心と豊かな感性の育成

### 現状と課題

- ◆ 近年、児童生徒に係る様々な問題として、いじめの認知件数や不登校児童生徒数の増加、家庭環境の変化に伴う虐待やDV<sup>36</sup>等、現場の教職員だけでは解決が困難な事例が見られます。
- ▲ 児童生徒の学校生活態度から、心理的な変化を見過ごすことのないよう、常にその言動に注意を払うことにより、問題や事件を未然に防止し、又は早期解決を図ります。そのためにも、道徳教育を充実させるとともに、保護者や地域住民、関係機関との連携強化や、教育相談体制の見直しなどが求められています。
- ◆ 「郷土を学ぶ体験学習事業」など、「ふるさと郡山」や「ふるさと郡山の歴史」等の指導資料を活用しながら、郷土の歴史や文化を体験する活動を通して、郷土への理解や郷土愛の深化を図ってきました。また、「心のハーモニー学校音楽振興事業」を通じて、一流の音楽家から直接児童生徒が学ぶことにより、音楽性の向上を図るとともに、発表活動の充実により音楽と身近に触れ合い、豊かな心の醸成を図っています。
- ▲ 文化や伝統に触れる機会を増やすことで、児童生徒が体験を通して多くのことを学ぶことができっていますが、さらに計画的かつ効果的な事業内容への見直しを図る必要があります。
- ◆ 児童生徒や学校、地域の実態に応じて、社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むため、学校内外を通じて様々な社会奉仕体験活動等の充実を図っています。また、平成20（2008）年3月に公示された小学校・中学校の学習指導要領に、持続可能な社会の構築の観点が含まれ、教育基本法と学習指導要領等に基づき、教育課程に位置づけて「持続可能な開発のための教育（ESD）」の考え方に沿った環境教育を行っています。
- ▲ 各学校の特色をいかしながら、「持続可能な開発のための教育（ESD）」を通して「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向け、総合的な学習の時間や道徳科、特別活動、各教科等、教科横断的な視点で教育課程を見直す必要があります。
- ◆ 地域の人材や事業所等の協力を得ながら職場訪問や職場体験、上級学校訪問等の体験的な学習を通して、キャリア教育の必要性や意義の理解が高まっています。
- ▲ 児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるために、各学校では様々なキャリア発達のための取組を教育課程に適切に位置づけ、計画性と系統性をもって実践していく必要があります。

36 DV：Domestic Violence の略語。配偶者や恋人などの親密な関係にある、又は過去その関係にあった者から振るわれる暴力。

方針と指標

児童生徒が、自己肯定感・自己有用感を高め、自立した人間として、他者と協働してより良く生きるための基盤となる道徳性を養うことができるよう、「特別の教科 道徳」の授業を要として、体験活動やキャリア教育などのカリキュラム・マネジメントを重視し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進します。特に、いじめについては、どの学校においても、いじめの未然防止に努めるため、早期発見と連携対応を徹底するとともに、他人を思いやる心の育成に努めます。

また、主権者教育、消費者教育を推進し、主権者として社会の中で自立し、主体的に判断し、責任を持って行動できる児童生徒の育成に努めます。


成果指標		過去 平成25 (2013)年度	現在 平成30 (2018)年度	目標 令和5 (2023)年度	説明
1	いじめ認知件数のうち、解消できた割合 (%)	— (※)	98.56 (618件 / 627件)	100	問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査。
2	「自分には良いところがある」と思う児童生徒の割合 (%)	児童 32.6 生徒 23.6	児童 35.6 生徒 30.9	児童 50.0 生徒 50.0	全国学力・学習状況調査「質問紙調査」より。

※いじめの認知に関する基準が現在と異なるため、数値はありません。

事業群



【①道徳教育の充実】

「特別の教科 道徳」を要として、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図ります。教科書を中心に「考え、議論する道徳」の授業を推進し、他者との関わりの中で自己肯定感を高めるとともに、多面的・多角的な見方・考え方を身に付けることにより豊かな道徳性を育み、未来の郡山を力強く切り拓く児童生徒の育成に努めます。また、「生命の尊さ」についての理解を深めることを重視し、特に「いじめ」については、いじめ防止リーフレットの有効活用を中心に、いじめを許さない正義感や思いやりの心、人間関係を築く力の育成に努めます。

事務・事業名	内容	5つの視点			
いじめ防止等啓発事業 (学校教育推進課)	学級活動や「特別の教科 道徳」等の授業において、いじめ防止のリーフレットを配布、活用した指導を行います。また、保護者会等におけるリーフレットの活用を通して、家庭との連携を図りながら、いじめの未然防止に努めます。	SDGs			
		 4.7	広域圏	ICT	SC
				○	


【②伝統・文化等に関する教育の推進】

伝統や文化を尊重し、それらを育んできた郷土の歴史や文化を学ぶ体験活動、資料の活用等を通して、郷土を誇りに思う心や愛する心を育みます。また、文化やスポーツに関する多様な学習活動、我が国固有の伝統文化を学ぶことにより、児童生徒の健全な心身の育成に努めます。

事務・事業名	内容	5つの視点			
郷土を学ぶ 体験学習  (学校教育推進課)	新たな施設の見学学習を検討することも含め、各校の実態を踏まえながら、地域を学ぶ機会を設定していきます。 次代を担う子どもたちに郷土の歴史や文化を体験する活動を通して、郷土を誇りに思う心や愛する心を育てます。	SDGs			
		 4.1	広域圏	ICT	SC
	幼児   小学生   中学生   高・大学   大人				
文化芸術 振興事業  (文化振興課)	小学生を対象に優れた文化・芸術に触れる機会を提供するため、演劇鑑賞教室を開催し、豊かな心を育みます。	SDGs			
		 4.7	広域圏	ICT	SC
	幼児   小学生   中学生   高・大学   大人				○




【③音楽を通じた豊かな感性や情操の養成】

市内小・中・義務教育学校の児童生徒の音楽能力の向上と豊かな心の醸成を図るため、学校間の交流や音楽指導者の指導力向上に資する講習会等を行います。また、発表や鑑賞の機会を設けることにより、児童生徒の感性を高め、生涯にわたって優れた音楽に対する興味や関心を育みます。

事務・事業名	内容	5つの視点			
心のハーモニー 学校音楽 振興事業  (学校教育推進課)	国内外で活躍している音楽家を講師として招き、児童生徒の音楽性等の向上、教職員の指導力向上を図ります。合唱交流、合奏交流、指導者養成について、より効果的な内容の充実を図ります。	SDGs			
		 4.1	広域圏	ICT	SC
	幼児   小学生   中学生   高・大学   大人				○

【④環境教育の推進】


学習指導要領に基づき、教育活動全体の中で教科横断的に環境教育を進め、児童生徒が気候変動を含めた環境について理解を深め、自然環境を大切にされた行動が取れるよう、「福島議定書」への参加等、発達段階に応じた体験的な学習を促進するとともに、関係機関との連携を図りながら環境教育を推進します。

事務・事業名	内 容					5つの視点			
森林環境学習  (学校教育推進課)	教科型学習である「森林の大切さを知る学習」と、体験型学習である「森林の大切さを実感する学習」の2つを設定し、森林環境保全に向けた学習を推進するとともに、ごみの分別リサイクル、こまめな消灯、節水等、環境保全の実践力を養います。					SDGs			
						 13.1	 15.1		
						 4.1			
		広域圏	ICT	SC	UD				
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人			○	

【⑤キャリア教育の充実】

地域の人材や事業所等の協力を得ながら、職場訪問や職場体験、上級学校訪問等の実践的な取組を積極的に推進することにより、児童生徒が主体的に自己の進路を選択できる能力を高め、将来、社会の中で自己の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための資質・能力を育みます。

また、小中学校を通じて、キャリア教育の中核的な指導場面である特別活動において、小学校と中学校を往還して活用できる教材を作成・使用することにより、児童生徒一人一人が自己理解を深め、自己のキャリア形成にいかせるよう支援します。

事務・事業名	内 容					5つの視点			
職場訪問体験  (学校教育推進課)	各学校で実施する職場訪問、職場体験について、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを積極的に支援します。					SDGs			
						 4.1			
						広域圏	ICT	SC	UD
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人				

## 施策3 健やかな体づくり

## 現状と課題

- ◆ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査<sup>37</sup>の結果から、本市児童生徒は、震災前の結果を上回る種目も増えており、着実に体力・運動能力は改善しています。平成30（2018）年度との比較では、小学校及び義務教育学校5年女子、中学校2年及び義務教育学校8年男女では上回る種目が増えている一方、小学校及び義務教育学校5年男子では下回る種目が増加しています。
- ▲ 小学校及び義務教育学校前期課程においては、走力・瞬発力・投力を、中学校及び義務教育学校後期課程においては、瞬発力・柔軟性を向上させていく必要があります。
  
- ◆ 幼少期における運動習慣の二極化、社会のスポーツに対する期待の複雑化や価値観の多様化などにより、学校体育や部活動を取り巻く環境が大きく変化しています。
- ▲ 年齢別肥満傾向児の割合は、改善傾向が見られますが、全国と比較すると全ての学年で高い割合となっており、さらなる対策を講じる必要があります。
  
- ◆ 食に関する価値観やライフスタイル等の多様化により、朝食における野菜・汁物不足など、健全な食生活を実践することが困難な家庭も増えていることから、栄養士・調理員等により、安全・安心な学校給食を提供するとともに、子どもが望ましい食習慣や食に関する適切な知識を身に付けられるよう保護者に対する食育指導を行っています。
- ▲ 食環境が豊かになり、食べるものの選択肢が増え、選ぶものによっては肥満につながってしまう状況や食品ロス<sup>38</sup>の問題などについて、学校給食を通じて子どもたちが自らの食に関心を持ち、望ましい食習慣を確立していく実践的な力を育てるため、家庭や地域と連携しながら学校教育全体を通じた積極的な「食に関する指導」を展開していく必要があります。

37 全国体力・運動能力、運動習慣等調査：児童生徒の日常生活における運動習慣と基本的な生活習慣などの改善を促進することを通して、体力・運動能力の向上を図ることを目的として、平成10（2008）年から国が実施している調査。

38 食品ロス：本来食べられるものなのに廃棄されてしまう食品。日本人の1人当たりの食品ロス量は1年で約51kg（平成28（2016）年度推計値）。

## 方針と指標

学校・家庭・地域・関係団体等との連携のもと、児童生徒の発達段階に応じて、学校教育活動全体を通して、健やかな体づくりを実践し、健康の保持増進に努め、生涯にわたって生き抜く力を支える健やかな体を育み、本市体力向上推進構想の3つの視点である「体づくり」「健康づくり」「生活習慣づくり」のもと、「日本一元気な郡山の子」の育成を目指します。



成果指標		過去 平成25 (2013)年度	現在 平成30 (2018)年度	目標 令和5 (2023)年度	説明
1	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の全国との比較数（小学生） （調査対象：小学校5年生、義務教育学校5年生）（項目）	5	4	10	全国体力・運動能力、運動習慣等調査16項目（男女合計）において全国平均以上の項目数。
2	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の全国との比較数（中学生） （調査対象：中学校2年生、義務教育学校8年生）（項目）	5	9	10	全国体力・運動能力、運動習慣等調査16項目（男女合計）において全国平均以上の項目数。
3	年齢別肥満傾向児の出現率が全国の割合を上回る男女別の学年数（学年）	—	男子 9 女子 9	男子 4 女子 4	
4	朝食の摂取率（%）	小学生 97.8 中学生 93.7	小学生 98.5 中学生 95.7	小学生 100 中学生 100	「朝食について見直そう週間運動 <sup>39</sup> 」における調査（11月実施分）より。 【参考】県平均（H30.11結果） 小学生 98.7% 中学生 97.1%

39 朝食について見直そう週間運動：子どもたちの望ましい食習慣を形成するために、生活リズムを改善して1日3食バランスよく食事がとれるよう、朝食摂取率を高めることを目的に年2回、福島県が実施している運動。

事業群

【①体力向上のための学校体育の充実】

児童生徒の発達段階や個々の能力に適した課題解決に向け、補助・補強運動に計画的に取り組む、運動量を十分に確保することにより、運動やスポーツの習慣化に向けた授業の充実を図ります。また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果から得られる実態・課題の把握により、体力向上自校プランに改善を加え、魅力ある運動環境や運動機会を設定するなど、学校全体での組織的・継続的な児童生徒の体力向上を図ります。

事務・事業名	内容	5つの視点							
小中学生の 体力向上 推進事業  (学校管理課)	東京電力福島第一原子力発電所事故後の児童生徒の体力・運動能力等を継続的に把握し、小中学生の体力向上に努めます。	SDGs							
		 3.4	 4.4	広域圏	ICT	SC	UD		
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人				

『独自作成資料』

# チューブでカラダを鍛えよう!

郡山市教育委員会学校体育指導資料作成委員会

**チューブトレーニングとは?**  
 チューブの張力を利用して、対象となる筋肉に負荷をかけるトレーニングのことです。  
 また、チューブ自体の硬さや太さで強度を選んだり、同じものでも持つ長さを変えたりすることで負荷を調整することができます。  
 トレーニングをする上で重要なポイントは、**強度・回数・動かす方向**を意識することです。

## 1. レッグカール (太ももの裏：ハムストリングス)



ハムストリングスを鍛えることにより、足を振りおろすスピードが速くなるぞ!



写真のように、足を伸ばした状態から、かかとをおしりにつけるように動かします。その際に、できるだけ早く連続して動かすようにしましょう。

**※注意!** 2人組で行うとき、チューブを持っている人が、近づきすぎるとチューブにたるみができてしまうので、チューブがピンと張るように持ちましょう!

※郡山市教育委員会学校体育指導資料作成委員会は、令和2（2020）年度より「郡山市教育委員会体育等指導資料作成委員会」に改称されます。

【②食育の推進と学校給食の充実】

各学校において「食育推進の手引」を活用して食に関する指導の全体計画を作成し、家庭・地域・幼稚園・保育所（園）・認定こども園<sup>40</sup>等との連携を図りながら、「生きた教材」として学校給食を活用するなど、給食の時間を中心に横断的な指導を行います。

また、学校給食については、郷土食や旬の食材を活用するなど、豊かな食環境に接する機会を充実させ、児童生徒の心身の健全な発達や、食品ロス削減を含む食に関する正しい理解、望ましい食習慣を形成します。

事務・事業名	内容	5つの視点			
小中学校 食育推進事業  (学校管理課)	郡山市立学校に所属する栄養教諭等を希望校に派遣し、子どもたちの発育発達段階に応じた食生活全般に関する指導や食品ロスの問題等について、児童生徒及び保護者への啓発活動や助言等を行います。	SDGs			
		2 目標を ゼロに 	2.1	12 つくる責任 つかう責任 	12.3
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人				
あんしん給食 ・食育推進 元気アップ 事業  (学校管理課)	県費栄養職員未配置校を市費栄養士が巡回し、食物アレルギー対応、食育事業を推進します。	SDGs			
		2 目標を ゼロに 	2.1	12 つくる責任 つかう責任 	12.3
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人			○	



※厚生労働科学研究費補助金（食品の安心・安全確保推進研究事業）「食品の安全性についての普及啓発のためのツール及びプログラム開発に関する研究」（研究代表者：順天堂大学医学部 教授 丸井英二）の研究成果による。



※厚生労働科学研究 食品の安全確保推進研究事業「科学的知見に基づく食物アレルギー患者の安全管理とQOL向上に関する研究」（研究代表者：宇理須 厚雄（藤田保健衛生大学 教授））の研究成果による。

厚生労働省ウェブサイトより

40 認定こども園：教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型など地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様なタイプがある。



【③健康教育の充実】

学校の実情に応じて、健康・安全の重点課題をはじめとする健康教育を推進するために、学校・家庭・地域・関係団体が連携し、保健学習・保健指導や放射線教育、生活習慣病対策を含むがん教育や、肥満解消に向けた取組の充実を図るとともに、児童生徒が生涯を通じて心身の健康を保持増進することができるよう、必要な資質・能力及び生活習慣の育成に努めます。

事務・事業名	内容	5つの視点			
学校保健体育指導事業 (学校管理課)	学校体育等指導資料作成委員会で、児童生徒の健康に関する指導の充実を図るため、市独自の資料を作成し、各学校へ配布するとともに講習会を実施します。	SDGs			
		3 すべての人に健康と福祉を	3.4		
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人
郡山市小学校フッ化物洗口事業 (学校管理課)	本市におけるむし歯の有病率は全国平均と比較して高い傾向にあることから、簡便でむし歯予防効果が高く、家庭の状況に左右されることなく継続が可能な、集団でのフッ化物洗口事業を小学校・義務教育学校前期課程で実施します。	SDGs			
		3 すべての人に健康と福祉を	3.4		
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人



がん教育指導資料（郡山市教育研修センターウェブサイト掲載教材より）

## 施策4 特別支援教育の推進

### 現状と課題

- ◆ 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム<sup>41</sup>」の推進や、多様な学びを保障する授業のユニバーサルデザイン化等が求められており、児童生徒一人一人の教育ニーズに応じた指導と支援の必要性が高まっています。
- ▲ 「共生社会」の実現のために、障がいの程度に関わらず、学びの場を選択できる環境整備に努める必要があります。
- ◆ 全国的に児童生徒が減少する中、特別な支援を要する児童生徒の割合が増えてきていることが指摘されており、本市においても同様の傾向が見られます。
- ▲ 障がいのある児童生徒一人一人の合理的配慮を明記した「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の教職員間、学校間での情報共有・引継ぎを徹底し、早期からの一貫した支援を行い、全ての児童生徒が障がいによる生活上、学習上の困難を改善・克服し、自立できるようにすることが重要です。

### 方針と指標

教育と医療、福祉等の関係部局が連携して、障がいのある児童生徒が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加できるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた、選択可能で多様な学びの場を準備するとともに、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成し、一貫した支援ときめ細かな指導を推進するなど、特別支援教育の充実を図ります。

成果指標		過去 平成25 (2013)年度	現在 平成30 (2018)年度	目標 令和5 (2023)年度	説明
1	通級指導教室の学級数 (教室)	6	12	30	各学校で開設する通級指導教室の学級数。
2	「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の策定率 (%)	100	100	100	特別支援学級及び通級指導教室に在籍する児童生徒に係る作成状況。

41 インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な限り発達させ、社会に自由に参加することを可能にする目的で障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

事業群

【①個に応じた指導の充実】

障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、合理的配慮の提供を検討し、それらを明記した個別の教育支援計画を確実に引き継ぐことで、切れ目のない支援を確保するとともに、具体的な指導内容を明記した個別の指導計画を作成することにより、きめ細かな指導の充実を図ります。

また、全国的に、医療的ケアの必要な児童生徒が増加傾向にあり、本市では医療的ケアの必要な児童生徒のほとんどが、看護師が配置されている県立特別支援学校で学んでいます。今後も医療的ケアを必要とする児童生徒の実態と推移を正確に把握し、インクルーシブ教育の理念に基づき、支援の在り方についての調査・研究を推進します。

事務・事業名	内 容					5つの視点			
専門 カウンセラー 配置事業 (総合教育支援センター)	専門カウンセラーによるカウンセリングや心理検査を実施し、専門的見地からの助言を通して、児童生徒一人一人の実態に応じた合理的配慮の決定や支援内容の充実を図ります。					SDGs			
						 4.5			
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏	ICT	SC	UD
									○
特別支援教育 巡回相談事業 (総合教育支援センター)	特別支援教育専任指導主事 <sup>42</sup> や特別支援教育アドバイザー <sup>43</sup> が各学校を巡回訪問するとともに、必要に応じて巡回型スクールカウンセラー <sup>44</sup> を派遣し、専門的見地から児童生徒のアセスメント <sup>45</sup> や具体的な指導・支援について助言することにより、各学校の特別支援教育の充実を図ります。					SDGs			
						 4.5			
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏	ICT	SC	UD
								○	○

42 特別支援教育専任指導主事：特別支援教育に関する専門知識がある指導主事。総合教育支援センターに配置し、特別支援教育に関する指導・助言を行う。

43 特別支援教育アドバイザー：特別支援教育に関する学校現場での経験を持つ相談員。総合教育支援センターに配置し、各学校からの要請や年間計画により学校を訪問し、特別支援教育に関する助言を行う。

44 巡回型スクールカウンセラー：学校からの要請により、総合教育支援センターが派遣し、児童生徒のアセスメントやカウンセリング、保護者の教育相談、管理職への指導・助言を行う。

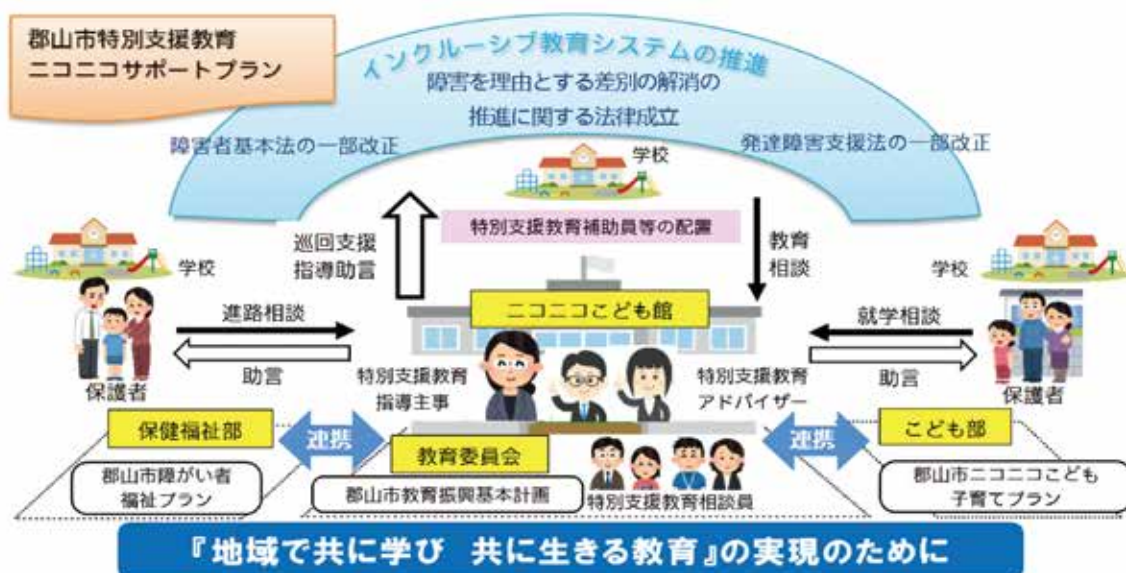
45 アセスメント：ここでは、行動観察、本人・保護者との教育相談、諸検査等、様々な角度から特性を把握し、それぞれに合った教育方法を見つけていくこと。

【②支援体制の充実】

障がいのある児童生徒を養育する保護者に対し、適切な就学先を選択できるよう、保健福祉部、こども部、学校教育部が連携し、早期からの情報提供や教育相談を実施するなど、部局を越えた支援体制を構築しています。

また、どの子も思う存分学べる環境づくりとして、教育の機会均等、将来の進路のチャンスの拡大、公平な教育サービスの提供を保障し、学習指導の充実を図ることを目的に、特別支援教育補助員<sup>46</sup>等を配置しています。

事務・事業名	内容	5つの視点			
郡山市 特別支援教育 ニコニコ サポートプラン  (総合教育支援センター)	保健福祉部、こども部、学校教育部が連携し、情報の共有や協働による教育相談、就学に関する勉強会を実施し、早期からの切れ目のない支援体制を構築しています。	SDGs			
		4.7			
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人			○	○
小中学校 特別支援教育 派遣事業  (総合教育支援センター)	各学校の障がいの重い児童生徒が在籍する特別支援学級や、発達障がい、肢体不自由等の児童生徒が在籍する学校に特別支援教育補助員等を配置し、学習・生活両面の指導の充実を図ります。	SDGs			
		4.5			
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人			○	○



46 特別支援教育補助員：障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする補助員。

## 施策5 教職員の資質向上

### 現状と課題

- ◆ 福島県は、福島県教育政策の方針のうち「頑張る学校応援プラン」の主要施策の一つの「教職員の指導力・学校チーム力の最大化」において教職員研修の充実を位置づけており、さらに平成29（2017）年12月に策定された「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に基づく体系的かつ効果的な教職員研修を実施し、教職員の指導力向上を図っています。本市の教職員研修は、福島県教育委員会の方針に則り、計画・実施しています。
- ▲ 学校が抱える課題は、複雑化・多様化しており、様々な教育課題を教職員研修において取り扱うことが求められる中、授業時間数の確保や多忙化解消等を進めているなど、バランスよく研修を企画・運営することが課題となっています。
- ◆ 学習指導要領においては、現代的な諸課題の対応に求められる資質・能力を教科横断的な視点で育成していくことが位置づけられています。
- ▲ 教職員一人一人がライフステージを考慮し、自分にとって必要な研修が何なのかを的確に把握した上でアクティブ・ラーニングの視点を持って研修に臨めるよう、効果的に働きかける必要があります。
- ◆ 本市では、教職員研修に「基礎形成期」「向上発展期」「向上拡充期」「充実期」の4つのステージを設定し、基礎的指導力、実践的指導力、企画調整力、経営力を身に付けさせるために基本研修、専門研修、職能研修等、体系的な研修を行っています。
- ▲ いじめ、児童虐待、SNS<sup>47</sup>トラブル等、めまぐるしく変化する社会での新たな問題に対応できる教職員の能力を育成するとともに、教職員自身のコンプライアンス意識の向上のため、研修の充実を図る必要があります。
- ◆ 我が国の教職員は、世界各国と比較しても、仕事の量的負担が大きく、時間外・休日勤務が長い状況にあります。また、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の改正による働き方改革に伴うワーク・ライフ・バランス<sup>48</sup>の徹底は、教育の質を向上させる観点からも喫緊の大きな問題となっています。
- ▲ 学校長の強いリーダーシップのもと、教職員の業務の再点検や本来担うべき業務の整理を行うとともに、教職員が担う必要のない業務への補助員等の補充が求められています。また、教職員の健康状態の維持のために年1回のストレスチェックを実施することにより、職員個人は自分のストレスに気づくことでメンタルヘルス不調を予防すること、学校長はその結果を集団分析することで職場環境の改善につなげるとともに、ストレスチェックの受検率向上や高ストレス者の面接率向上、カウンセリング事業利用者を拡大することが求められています。

47 SNS：Social Networking Service の略語。登録された利用者同士が交流できる Web サイト（インターネット上の掲示板）の会員制サービス。

48 ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和。一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。

方針と指標

教職員のライフステージに応じた基本研修、教科教育や特別支援教育、情報教育、学級経営等の専門研修、職務遂行上必要な資質能力を育成する職能研修など、教職員に求められる能力の養成を図るとともに、教職員のニーズに応じた研修体系の見直し・充実に努めます。

また、教職員のワーク・ライフ・バランスの適正化やストレスチェック等によるメンタルヘルスの改善を図ることにより、より質の高い教育の提供ができるよう支援します。

成果指標		過去 平成25 (2013)年度	現在 平成30 (2018)年度	目標 令和5 (2023)年度	説明
1	教職員1人当たりの研修講座参加回数(回)	2.5	3.6 (※)	2.5	年間受講者数/市内教職員数。
2	ICTを活用して授業ができる教職員の割合(%)	86.2	91.2	100	「学校における教育の情報化の実態に関する調査 <sup>49)</sup> 」より。


※平成30(2018)年度は、新学習指導要領が告示されたことに伴い、一時的に研修ニーズが高まったもの。

事業群

【①教職員研修の充実】

児童生徒の学びの質を高め、「主体的・対話的で深い学び」を実現できる資質能力を育てるために、教師の指導力向上に向けた研修の機会を確保します。


また、こおりやま広域連携中枢都市圏の教職員にも様々な研修の機会を提供します。さらに、今後も増加が予想される特別な支援を要する児童生徒に対応するため、障がい特性の理解や障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善、克服する指導である「自立活動」について学ぶ機会を確保します。

事務・事業名	内容					5つの視点			
教育研修事業 (教育研修センター)	授業・学級経営等の基礎的な指導力の向上を図り、教職員として必要な実践的指導力を高めます。 また、こおりやま広域連携中枢都市圏内の教職員に研修機会を提供します。					SDGs			
						 4.1	広域圏	ICT	SC
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人		○	○	

49 学校における教育の情報化の実態に関する調査：文部科学省が実施する学校におけるICT環境の整備状況及び教職員のICT活用指導力に関する調査。

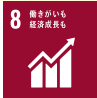
### 【②学校マネジメント力の向上】

教職員が児童生徒に向き合える時間の拡充、ワーク・ライフ・バランスの確保など、教職員の多忙化を解消し、教育環境の一層の向上を図るため、教職員の業務の見直しや、学校事務職員の資質向上、校長・教頭研修による意識高揚等を図ることにより、学校のマネジメント力の強化・向上に努めます。

事務・事業名	内 容					5つの視点						
教育研修事業 ＜再掲＞  (教育研修センター)	学校のマネジメント力の強化のために、事務職員等研修会、学校管理職向けの学校マネジメントに関する研修会等を実施します。					SDGs						
						 4 質の高い教育を みんなに	4.1					
					広域圏		ICT	SC	UD			
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	○	○					○


### 【③メンタルヘルス対策の推進】

教職員のメンタルヘルス不調は、業務量の増加や業務の質の高度化が背景となっています。教職員がストレスチェックを実施し、自分のストレスの状況を知ることにより、自らの業務見直しを図ることができるようにします。また、集団分析を行うことにより、職場環境の問題を明確化し、校長が環境改善につなげます。

事務・事業名	内 容					5つの視点						
郡山市教職員 ストレス チェック 事業  (学校管理課)	年1回ストレスチェックを行い、回答数が10人以上の職場の集団分析結果を通知します。 高ストレス者は希望により医師による面接指導を受けられる体制を整備します。 ストレスチェックに併せ、カウンセリングも実施し、本人及び二親等までの家族が電話、メール等で相談できる体制を整備します。 ＜関連する事務事業＞ ・長時間勤務等面接指導事業					SDGs						
						 8 働きがいも 経済成長も	8.8					
					広域圏		ICT	SC	UD			
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人			○				

【④わかる・できる授業づくりの推進】

教職員の個人研究やグループ研究、校内研修等において、それぞれのニーズに応じた研修を継続的に実施し、教職員の授業力・指導力の向上を図り、より一層、わかる・できる授業づくりを推進します。

事務・事業名	内容	5つの視点			
教育研修事業 ＜再掲＞  (教育研修センター)	指導主事及び学校教育アドバイザーを学校へ派遣し、教職員のニーズに応じた校内研修支援やグループ研修支援等を弾力的かつ継続的に実施するとともに、各教科の授業づくり学習会を実施し、わかる・できる授業づくりをサポートします。 ＜関連する事務事業＞ ・幼保小連携推進事業	SDGs			
		 4.1	広域圏	ICT	SC
	幼児   小学生   中学生   高・大学   大人	○	○		○

『授業力を磨く～授業づくり学習会』

教育研修センターでは、国語科、算数科、英語表現科の授業づくり学習会を実施し、一人一人のニーズに応じた研修を行い、授業力の向上に努めています。

＜英語表現科の授業づくり学習会の様子と受講者の感想＞

- ・ 絵本を活用し、子どもたちとの英語でのやりとりにつなげる指導方法は参考になった。
- ・ 言語活動が『単なるゲーム』に終わらないようカードや写真などを使い Small Talk (自分の考えや気持ちを伝えあうこと) につなげる工夫を学ぶことができた。
- ・ 子どもたちが、聞き取った単語や文から会話の内容を考える学習は、是非取り入れてみたい。





## 基本目標2 家庭や地域と一体となった豊かな教育環境の形成

### 施策1 どの子どもも思う存分学べる環境づくり

#### 現状と課題

- ◆ 本市は、スーパーティーチャー<sup>50</sup>（教科専門員）や複式学級解消補助員<sup>51</sup>、特別支援教育補助員、学校生活支援員<sup>52</sup>等を配置することにより、教育の機会均等、公平な教育サービスの提供、個に応じたきめ細かな学習指導を行っています。
- ▲ 平等・公平な教育をより質の高いものとするために、さらなる各種講師、支援員等の配置や増員が求められています。
- ◆ 全国的に不登校の児童生徒数は増加傾向にあり、また、本人以外の要因により登校できず、長期欠席に至っている児童生徒も増加しています。本市においても、同様の傾向が見られ、児童生徒を取り巻く問題が、複雑化・多様化しており、問題の解決を図るには、学校だけでは困難な面が多く見られます。
- ▲ 不登校や長期欠席状態にある児童生徒や家庭に対し、学校と関係機関が連携した組織的な支援体制の強化が求められています。
- ◆ 児童生徒一人一人の資質・能力を伸ばすとともに、特別な支援を要する児童生徒に対する指導や様々な課題を抱える児童生徒への対応が求められており、そのためには児童生徒一人一人に対して、きめ細かな指導が可能となる環境づくりが不可欠になっています。
- ▲ 少人数学級<sup>53</sup>、少人数指導とともに、学校や学級の実態に応じて、児童生徒一人一人に寄り添った、より効果的な指導方法について研究・実践していく必要があります。
- ◆ 全国的にいじめの認知件数は増加しており、本市においても同様の傾向が見られ、これは、いじめへ発展するおそれのある初期段階の案件を積極的に認知するようになったことが大きな要因であり、早期に発見・対応する学校が増加していると見ることができます。
- ▲ 不登校やいじめ等の未然防止、児童生徒の課題解決を図るため、心理や福祉、法律等の専門的知識を備えたスクールカウンセラー<sup>54</sup>やスクールソーシャルワーカー<sup>55</sup>、弁護士等との連携が重要であり、それらを派遣するアウトリーチ<sup>56</sup>型支援の拡充が求められています。

50 スーパーティーチャー：学習指導面において特に優れた指導力を有し、その実践的指導力により他の教職員を指導・助言する教職員。

51 複式学級解消補助員：複式学級の児童生徒に対する教育の充実を図るために派遣される支援員。

52 学校生活支援員：保健室登校や生活指導上の問題傾向を持つ児童生徒に対し、学習や学校生活上のサポートをする支援員。

53 少人数学級：国が定めた上限以下の人数で構成される小・中・義務教育学校の学級のこと。本市においては、小学校1・2年、中学校1年及び義務教育学校1・2・7年は30人、小学校3～6年・中学校2・3年及び義務教育学校3～6・8・9年は33人学級を導入している。

54 スクールカウンセラー：高度な専門的知識を有し、教育相談業務に従事する心理職専門家。

55 スクールソーシャルワーカー：学校における児童生徒の福祉に関する支援に従事する福祉職専門家。

56 アウトリーチ：積極的に対象者の居る場所に向かい働きかけること。

方針と指標

研修により教職員の資質向上を図るとともに、学校の校務分掌の見直しや専門スタッフ、サポートスタッフとの連携・分担体制の構築を通して、教職員が本来行うべき教育に関する業務に専念できる学校指導体制を整備します。

また、どの子も思う存分に学ぶことができるよう、“学びのセーフティネット”の充実を図る教育環境づくりを推進します。

成果指標		過去 平成25 (2013)年度	現在 平成30 (2018)年度	目標 令和5 (2023)年度	説明
1	スクールカウンセラー相談件数 (件)	17,102	15,868	16,000	市立全学校の年間累計 数。
2	スクールソーシャルワーカー対応 回数(回)	416 (※1)	3,811	4,500	市立全学校の年間対応 回数。
3	「ふれあい学級」通級生数(人)	30	103	130	市立全学校の年間累計 数。
4	特別支援教育補助員等の人数(人)	74	84	130	市立学校に配置する補 助員・支援員。
5	関係機関等と連携できていない不 登校児童生徒の割合(%)	—	44	0	関係機関と連携できて いない児童生徒数/不登 校児童生徒総数。
6	いじめ認知件数のうち、解消でき た割合(%) <再掲>	— (※2)	98.56 (618件 /627件)	100	問題行動等生徒指導上 の諸課題に関する調査。 (解決件数/認知件数)
7	奨学資金の給与人数(人)	139	166	195	高等学校等へ進学する 生徒に対し給与する生徒 数。
8	外国籍で不就学の児童生徒数(人)	—	8	0	外国籍児童生徒で学校 に就学していない児童生 徒数。

※1 「過去」のみ平成25(2013)年10月～平成26(2014)年3月の対応回数。

※2 いじめの認知に関する基準が現在と異なるため、数値なし。

事業群

【①指導体制の充実】

理科、体育科に精通している教職員が配置されていない小学校や、美術科、技術・家庭科の専門教職員が配置されていない中学校へ、より専門性の高い学習を実現するためにスーパーティーチャー（教科専門員）を派遣します。

さらに、複式学級担当の県費負担教職員が配置されていない全小学校を対象とし、市単独で非常勤職員を配置するなど、指導体制の充実を図ります。

事務・事業名	内容	5つの視点			
小中学校 特別支援教育 派遣事業  (総合教育支援センター)	各学校の障がいの重い児童生徒が在籍する特別支援学級や、発達障がい、肢体不自由等の児童生徒が在籍する学校に特別支援教育補助員等を配置し、学習・生活両面の指導の充実を図ります。	SDGs			
		 4.5			
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人	広域圏	ICT	SC	UD
複式学級 解消事業  (学校教育推進課)	複式学級がある小学校に市単独で補助員を配置し、それぞれの学年ごとにきめ細かな学習指導の充実を努め、基礎学力の向上を図ります。	SDGs			
		 4.1			
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人	広域圏	ICT	SC	UD
スーパー ティーチャー (教科専門員) 派遣事業  (学校教育推進課)	小学校の実験・実技及び中学校で専門の教員が配置されず、専門的な技術や知識に触れる機会が少ない学校にスーパーティーチャー（教科専門員）を派遣し、将来の進路チャンスの拡大、公平な教育サービスの提供を保障することにより、学習指導の充実を図ります。	SDGs			
		 4.1			
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人	広域圏	ICT	SC	UD

【②不登校の児童生徒等への支援強化】

不登校の未然防止と早期対応が図られるよう、教職員と連携・分担しながらチーム支援を行うことができるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを配置するとともに、不登校や学校不適応児童生徒の居場所づくりとして、適応指導教室を開設し、教育の機会均等を図ります。


事務・事業名	内 容					5つの視点			
スクール カウンセラー 配置事業  (総合教育支援センター)	不登校の児童生徒の心に寄り添い、個に応じた問題の改善や解決を図るためにスクールカウンセラーを全市立学校に配置し、各校の教育相談体制の充実に努めます。					SDGs			
						4.5			
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏	ICT	SC	UD
								○	
適応指導事業  (総合教育支援センター)	学校に登校できない児童生徒の居場所づくりと自己実現に向けて、総合教育支援センター適応指導教室「ふれあい学級」における相談、学習支援、体験活動の提供等の支援体制の充実に努めます。 また、フリースクール <sup>57</sup> やこども家庭相談センター、医療機関、児童相談所、NPO等との連携推進によるひきこもり防止対策に努めます。					SDGs			
						4.1			
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏	ICT	SC	UD
								○	



57 フリースクール：不登校の児童生徒の受け皿として、その学習権の保障や安心して過ごせる居場所を提供する施設。施設の形態は、学校に類似した施設も存在するが、運営主体により多種多様である。共通するのは、学校としての認可を受けていない民間施設であること。

【③少人数教育の充実】



学校生活への適応や学力の向上及び生徒指導の充実を目指し、児童生徒一人一人にきめ細かな指導を行う少人数教育を実施します。その際、少人数で学級を編制する少人数学級や複数の教職員で指導する少人数指導を選択できるようにします。

事務・事業名	内容	5つの視点			
少人数教育 推進事業  (学校管理課)	個に応じたきめ細かな指導のため、各学校30人学級、30人程度学級編制に必要な教職員を配置します。 各学校では、少人数学級又は少人数指導を選択し、指導形態や指導方法の工夫を伴う実践的な研究を行い、成果と課題を検証します。	SDGs			
		 4.1			
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人

【④就学支援の充実】

経済的理由により就学が困難な児童生徒や特別支援学級在籍の児童生徒の保護者に就学奨励援助費を支給し、就学支援を行います。

また、進学の意味と能力を有しながら、経済的理由により高等学校等への進学が困難な者に奨学資金を給与し、教育の機会均等を図ります。

事務・事業名	内容	5つの視点			
特別支援教育 就学奨励費支給 及び 就学援助事業  (学校教育推進課)	経済的理由により就学が困難な児童生徒や特別支援学級在籍の児童生徒の保護者に就学奨励援助費を支給し、就学支援を行います。	SDGs			
		 4.1			
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人
				○	○
奨学資金給与 及び 篤志奨学資金 給与  (学校教育推進課)	進学の意味と能力を有しながら、経済的理由により高等学校等への進学が困難な者に奨学資金を給与し、教育の機会均等を図ります。	SDGs			
		 4.1			
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人
				○	○

## 奨学資金は皆様からの寄附金によって支えられています ～ 高校を卒業する生徒の皆さんからのお礼の声 ～

高校では、ボランティアやキャリアメンタリングプログラム<sup>58</sup>など学校内外問わず、日々積極的にあらゆる活動に参加しました。おかげで、中学生の時よりも多くの先輩、友達、先生方、海外の方と出会い、将来に対する視野を広げることができました。

将来は、市若しくは県の公務員として福島県全体の復興、活性化に取り組みたいと考えています。大学での学びを十分いかし、将来の夢につながるよう本気で努力します。

高校は私立高校だったので、家計としても学費の面が気がかりでした。しかし、郡山市の奨学金が頂けたことで学費の一部として活用でき、少し安心しました。高校で多くの経験ができたのも、奨学生として努力しようというやる気につながったからだと思います。本当にありがとうございました。お世話になりました。

私が高校3年間所属していた部活動は、とても遠征が多く、その分部活動にかかるお金の額が大きくなってしまっていたのですが、奨学資金のおかげで余計なことに気をとられることなく練習に打ち込むことができ、良い仲間に出会うこともできました。

また、私の将来の夢は幼児教育の道に進むことなので、大学に進学し、新しい環境でも一步一步前に進めるよう努力したいと思います。そして、郡山で小さな子ども達を支えられる人間になれるようがんばります。

高校で部活動を楽しめたのも、夢に向かって前向きでいられたのもこの奨学資金に助けていただいたことが大きく関係しています。

今後も夢に向かう高校生のためにこの制度が続いていったらうれしいです。3年間本当にありがとうございました。

### 寄附金の申込みについて

申込みは、個人、団体、金額等についての定めはありません。



申込先：学校教育推進課

58 キャリアメンタリングプログラム：福島県内の高校2年生女子生徒を対象としたキャリア支援のプログラム。株式会社ローソン及び株式会社ファミリーマート両社の支援を受けて設立された「TOMODACHI コンビニ基金」を通して実施されており、外国人留学生や社会人女性とのセッションを通じて、将来に対する視野を広げ、福島をはじめとした次世代のリーダー育成を目指して実施されているもの。

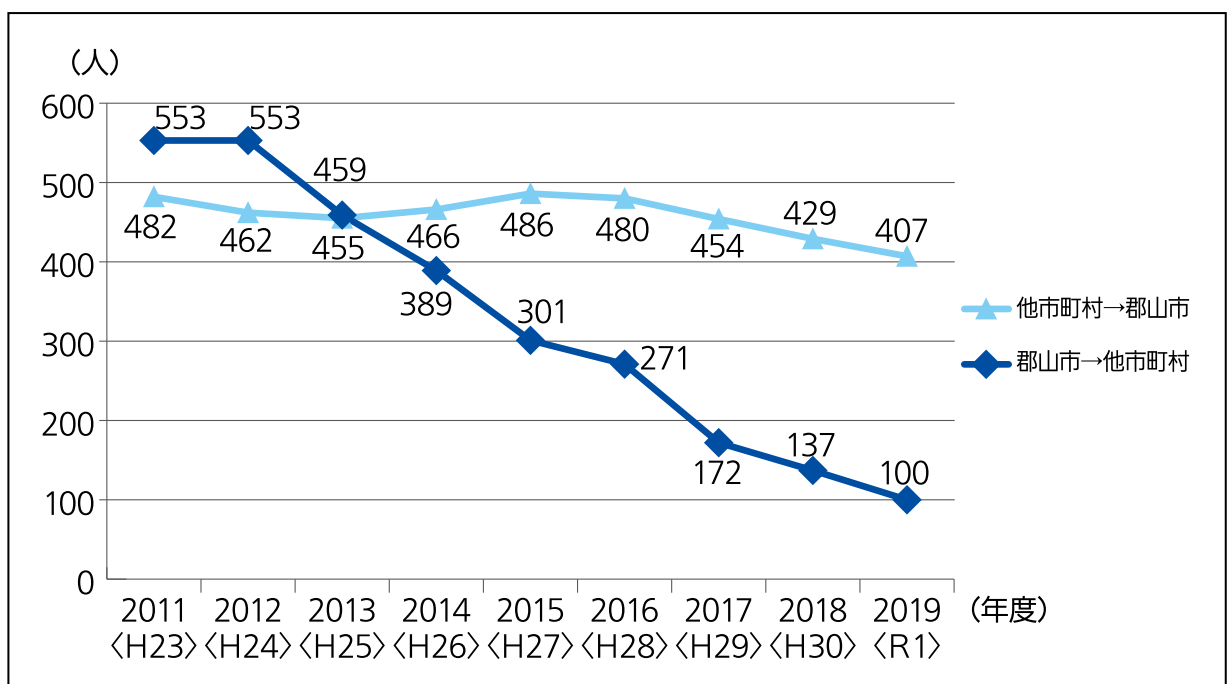
【⑤被災した児童生徒の生活・学習環境の整備と心のケア】

東日本大震災から9年が経過していますが、被災した児童生徒が不登校や学校不適応状態になる背景としては、いまだ大震災による家庭環境や友人関係の変化等に起因するものもあるため、学校と連携しながら、アウトリーチ型の支援を継続して行います。

また、東日本大震災での対応で得られた知見を、今後起こり得る大規模災害発生後の学習環境の整備や、児童生徒の心のケアを図る相談体制の充実にいかします。

事務・事業名	内容	5つの視点			
被災児童生徒 就学支援  (学校教育推進課)	東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学が困難な児童生徒や特別支援学級在籍の児童生徒の保護者に就学奨励援助費を支給し、就学支援を行います。	SDGs			
		 4 質の高い教育を みんなに	4.1 4.a		
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人				
スクール カウンセラー 配置事業 <再掲>  (総合教育支援センター)	スクールカウンセラーを全市立学校へ配置し、被災した児童生徒の心のケアや支援を図り、不登校や学校不適応がない環境づくりに努めます。また、スクールソーシャルワーカーを派遣し、被災した児童生徒の養育・環境に関わる諸問題の改善や解決に向けた支援を行います。	SDGs			
		 4 質の高い教育を みんなに	4.5		
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人			○	

令和元（2019）年8月1日現在

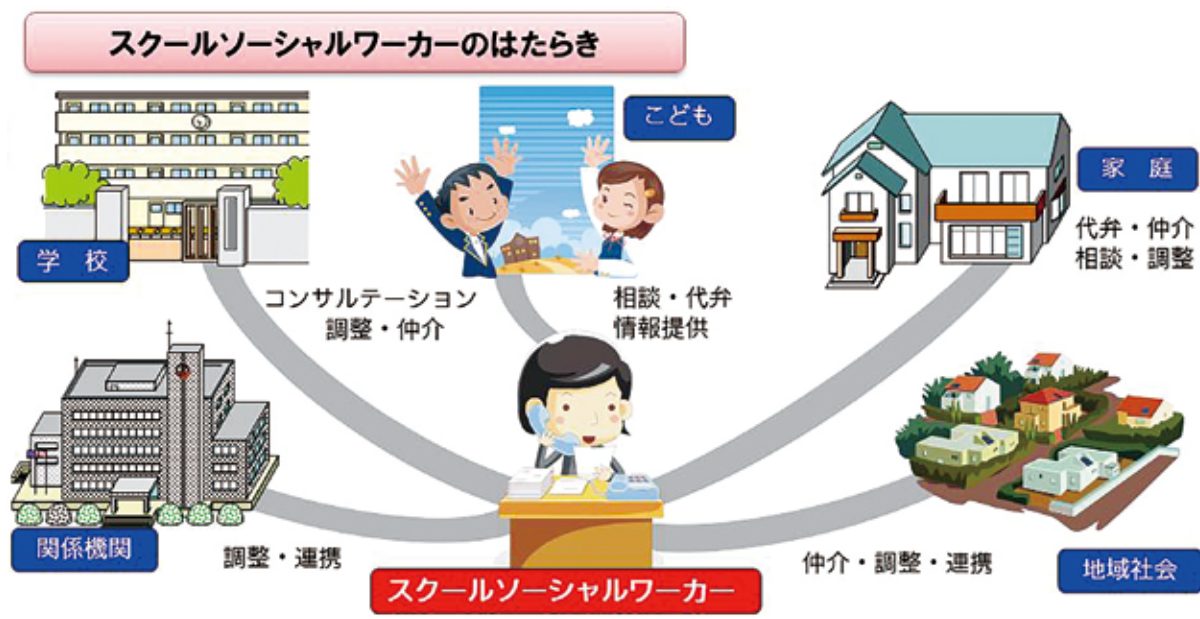


震災等を理由に（住民票の異動を伴わない）区域外就学している児童生徒数

【⑥教育相談体制の充実】

保健室の利用状況や学校医・学校歯科医との連携により児童虐待等の早期発見に努めます。また、スクールカウンセラーを全市立学校へ配置することにより、各学校の教育相談体制の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーの活用により、教育と福祉、医療の連携強化に努めます。さらに、令和元（2019）年9月から、学校法律相談事業の運用を開始していますが、学校現場で発生する諸問題に対して、法的な立場からのアドバイスを受けることによって、迅速かつ適切な対応を図るための体制を整備します。

事務・事業名	内 容	5つの視点			
スクール カウンセラー 配置事業 ＜再掲＞  (総合教育支援センター)	スクールカウンセラーはもとより、こども家庭相談センターや県中児童相談所、警察等との連携により、児童虐待等の早期発見・早期対応に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーの派遣により、児童生徒・保護者への支援体制の充実努めます。	SDGs			
		4.5	16.2		
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人			○	
学校法律 相談事業  (総合教育支援センター)	児童生徒を取り巻く問題について、学校が法律の専門家である弁護士から法的アドバイスを受けることによって、問題の深刻化を防ぎ、早期解決を図ります。	SDGs			
		4.7			
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人			○	





【⑦いじめの未然防止と早期発見・対応強化】

保護者・地域・関係機関との連携を図りながら、いじめを許さない環境づくりと早期発見、早期対応に努めます。特に、いじめ防止のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、「郡山市いじめ防止基本方針<sup>59</sup>」に基づき、外部有識者、弁護士、医師等で構成する「郡山市いじめ問題対策連絡協議会<sup>60</sup>」を設置し、実効性と責任のある対応を確立します。

また、学校での「特別の教科 道徳」の授業において、自他の生命を尊重する観点から「いじめ」について考えるなど、いじめ防止に向けた多面的な取組を推進します。

事務・事業名	内 容					5つの視点			
スクール カウンセラー 配置事業 ＜再掲＞  (総合教育支援センター)	いじめ案件等の緊急事態発生時のカウンセリング要請に応えるため、スーパーバイザー <sup>61</sup> を配置するとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの指導助言を行い、その専門性の向上を図ります。					 4.5	SDG s		
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人		広域圏	ICT	SC
いじめ法律 電話相談事業  (総合教育支援センター)	児童生徒のいじめ問題について、本人や保護者等が気軽に相談でき、法律の専門家である弁護士から適切な助言を得られる場を提供するため、専用の電話相談窓口「いじめ法律相談ホットライン <sup>62</sup> 」を開設しております。					 4.7	SDG s		
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人		広域圏	ICT	SC
いじめ防止等 啓発事業  (学校教育推進課)	いじめ防止のリーフレットを配布し、学級活動や「特別の教科 道徳」等の授業において、それらを活用したいじめ防止の指導を行います。					 4.7	 16.2	SDG s	
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人			広域圏	ICT

59 郡山市いじめ防止基本方針：いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参考にして、各学校及び本市教育委員会が、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した基本的な方針。


60 郡山市いじめ問題対策連絡協議会：いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条の趣旨を踏まえ、郡山市におけるいじめ防止等に関係する機関及び団体が、それぞれの機能をいかして連携し、いじめの未然防止等の基本的な方針や、講ずべき対策等を総合的かつ効果的に推進するための組織。

61 スーパーバイザー：スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの専門性向上を図るために、指導助言を行う者。緊急事態発生時のカウンセリング要望に応える。

62 いじめ法律相談ホットライン：平成28（2016）年9月に郡山市総合教育支援センターに開設された、児童生徒のいじめ問題について、本人や保護者が気軽に相談でき、法律の専門家である弁護士から適切な助言を得られる電話相談窓口。

【⑧帰国児童生徒・外国人児童生徒等への教育の推進】

今後、さらに増加が予想される、十分に日本語を話せない帰国児童生徒や外国籍の児童生徒などに対応するため、日本語指導を行うための教職員や外国人子女等教育相談員の配置、ICT等の活用及び特別の教育課程の編成等を通して、外国籍児童生徒等の日本語能力の育成に努めます。

事務・事業名	内容	5つの視点			
外国人子女等 教育相談員 派遣事業  (学校教育推進課)	日本語指導が必要な帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒に対して、母語理解ができ、かつ教育相談等ができる相談員を派遣し、児童生徒、保護者、教職員等に対する教育相談の充実を図ります。	SDGs			
		 4.1			
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人		○		

～母語による支援～

母語による支援は、児童生徒にとっては、気持ちを伝えられるので安心できる、日本語だけでは理解できない内容を効率よく理解できるといった大きな利点があります。また、児童生徒が来日前に出身国・地域で学んできたことを生かして、継続的に学習を進めることにも役立ちます。日本語で学ぶとなれば、日本語の力が壁となり、一時的にそれまでの学習を中断せざるをえない状況になりがちです。

ただし、小学校の低学年では、母語の力自体が十分育っていない場合には、母語で説明したからといって、教科内容の理解が円滑に進むとは限りません。児童生徒の母語の発達状況に応じた対応・支援が重要です。

母語による支援で陥りやすい問題もあります。例えば、児童生徒が母語に依存し過ぎて日本語を聞いて理解しようという気持ちになれない、母語と日本語を適当に切り替えながら使用しているので、どちらの言語においても体系的に力を付けられない、などです。母語を支援のために有効に利用するには、どのような場合に母語で、どのような場合に日本語で対応するのかについて、担当者間で相談しておくことも必要でしょう。バイリンガル教育においては、指導する側がルールなしに言語を切り替えることは、2つの言語の発達という視点では、プラスに作用しないと考えられています。

児童生徒が母語や母文化を自身の一部として肯定的に捉え、日本社会においても自己実現できるように、日本語と母語の両方の力を育むことが期待されます。そのためにも、母語支援の重要性を確認するとともに、そのありようについても検討を重ねることが求められています。



（「外国人児童生徒受入れの手引（改訂版）」2019年3月  
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課 33ページ）

## 施策2 地域に開かれた学校づくり

### 現状と課題

- ◆ 学校、家庭及び地域住民が一体となった教育に取り組む体制づくりが求められており、各中学校区に学校と地域のパイプ役となる地域コーディネーター<sup>63</sup>を配置し、地域住民の学校運営への参画と豊かな学びを保障する教育環境の充実を図っています。
- ▲ 学校外の学習支援等について、長期休業のみならず、土曜日等の休日や平日の放課後にも実施し、学ぶ機会の一層の充実と、それに伴う学習支援講師の確保が課題となっています。
- ◆ 学校施設の開放について、学校運営に支障を及ぼさない範囲で、地域住民が有効に活用できるよう、校庭、屋内運動場等の社会開放を進めています。
- ▲ 校庭や屋内運動場の貸出件数が増加することに伴い、学校施設貸出業務に要する業務量が増加し、窓口となっている学校教職員の負担も大きくなってきています。

### 方針と指標

学校が地域との連携・協働を一層推進するため、学校や地域の実情に応じて、家庭や地域との連携を図り、保護者や地域住民が学校運営に参画できる機会の充実に努めます。

成果指標		過去 平成25 (2013)年度	現在 平成30 (2018)年度	目標 令和5 (2023)年度	説明
1	地域の行事に参加している児童 (小学校・義務教育学校6年生) の割合 (%)	68.6	64.3	75	全国学力・学習状況調査結果より。
2	地域の行事に参加している生徒 (中学校3年生・義務教育学校9 年生)の割合 (%)	34.3	35.3	50	全国学力・学習状況調査結果より。
3	コミュニティ・スクール (学校運営協議会)の設置率 (%)	—	6.2	50	平成30(2018)年度の 数値は市内学校81校中の 割合。

63 地域コーディネーター:地域とともにある学校づくりや、教育における市民との協働を推進する、学校と地域との連絡・調整役。

事業群

【①地域をいかした教育環境の充実】

学校の教育活動はもとより、土曜日等の休日や長期休業日における様々な活動において、地域住民等の参画を得ながら、児童生徒の学びの環境の充実を図り、地域の教育力の向上に努めるとともに、地域コミュニティの活性化を促進します。

事務・事業名	内容	5つの視点			
地域を生かした教育環境 パワーアップ 事業  (学校教育推進課)	全小・中・義務教育学校において、中学校区ごとに配置した地域コーディネーターを介して、地域住民等に学校教育へ参画いただきます。学校の教育活動支援及び平日の放課後や休業日に行う学習支援等を行います。	SDGs			
		4.1			
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人			○	



合唱部指導（伴奏）



夏休み学習会の支援





総合的な学習の時間「米作り体験学習」



総合的な学習の時間「紙漉き体験」

【②地域住民の学校運営への参画の推進】

学校や地域の実情に応じて、保護者や地域住民、地域コーディネーター等を構成員とする学校運営協議会を設置し、学校運営への意見や学校の基本方針の承認等を行うことにより、地域と一体となった特色ある学校づくりを進めることで、学校の体制強化を図るとともに、児童生徒の学びの充実に努めます。


事務・事業名	内容					5つの視点			
コミュニティ・スクール導入等促進事業 (学校管理課)	全小・中・義務教育学校において、学校運営協議会を設置するため、学校運営協議会準備委員会を設置し、制度理解を図るとともに、計画的にコミュニティ・スクールの導入を進め、地域と一体となった特色ある学校づくりに取り組みます。					SDGs			
						 4.1	 17.17		
						広域圏	ICT	SC	UD
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	○		○	



学校運営協議会

【③学校施設の社会開放】

学校施設の開放について、学校運営に支障を及ぼさない範囲で、地域住民が有効に活用できるよう、校庭、屋内運動場等の社会開放を進めています。

事務・事業名	内容					5つの視点			
夜間照明施設使用に関する事務 (学校管理課)	より多くの市民が生涯を通じてスポーツ活動ができるよう広場等の整備を進めるとともに、学校施設の地域開放のため、小学校10校、中学校1校、義務教育学校1校の校庭へ夜間照明を設置しています。					SDGs			
						 3.4			
						広域圏	ICT	SC	UD
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	○		○	○

施策3 学校教育施設の整備

現状と課題

- ◆ 建築後30年を経過した学校施設が大半を占めており、児童生徒の安全の確保や老朽化への対応が必要になってきています。また、生活様式の変化による学校トイレの洋式化、社会環境の変化による照明のLED化等、気候変動に伴う自然災害に対応した施設改修へのニーズが高まっています。
- ▲ 建築後50年を超える学校施設が増加していくため、将来的な財政負担の軽減と平準化を図りながら、長寿命化改修を軸に学校施設の計画的な整備が求められています。
- ◆ 学校の教材や設備において、放送機器やピアノ等、購入金額が高価なものが存在しており、それらは児童生徒数が増え続けていた時期に購入したものであるため、故障や老朽化が進行してきています。
- ▲ 教材や設備についても、財政的な負担等を考慮し、学校間の公平性に配慮しながら更新が求められています。
- ◆ 文部科学省の定める学校規模に応じた蔵書の整備目標である「学校図書館図書標準」をほとんどの学校で達成していますが、児童生徒が正しい情報に触れる環境整備の観点から、古くなった本の更新が必要な状況となっています。
- ▲ 蔵書に限らず、書架やカウンター、閲覧テーブルなど学校図書館を構成するための備品についても、老朽化が進んでいることから更新が求められています。

【学校図書館図書標準】

文部科学省が公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の基準として設定したもので、児童生徒数ではなく学級数に応じて算定されます。

小学校 (義務教育学校前期課程)

学級数	標準冊数
1	2,400
2	3,000
3~6	3,000+520×(学級数-2)
7~12	5,080+480×(学級数-6)
13~18	7,960+400×(学級数-12)
19~30	10,360+400×(学級数-18)
31~	12,760+120×(学級数-30)

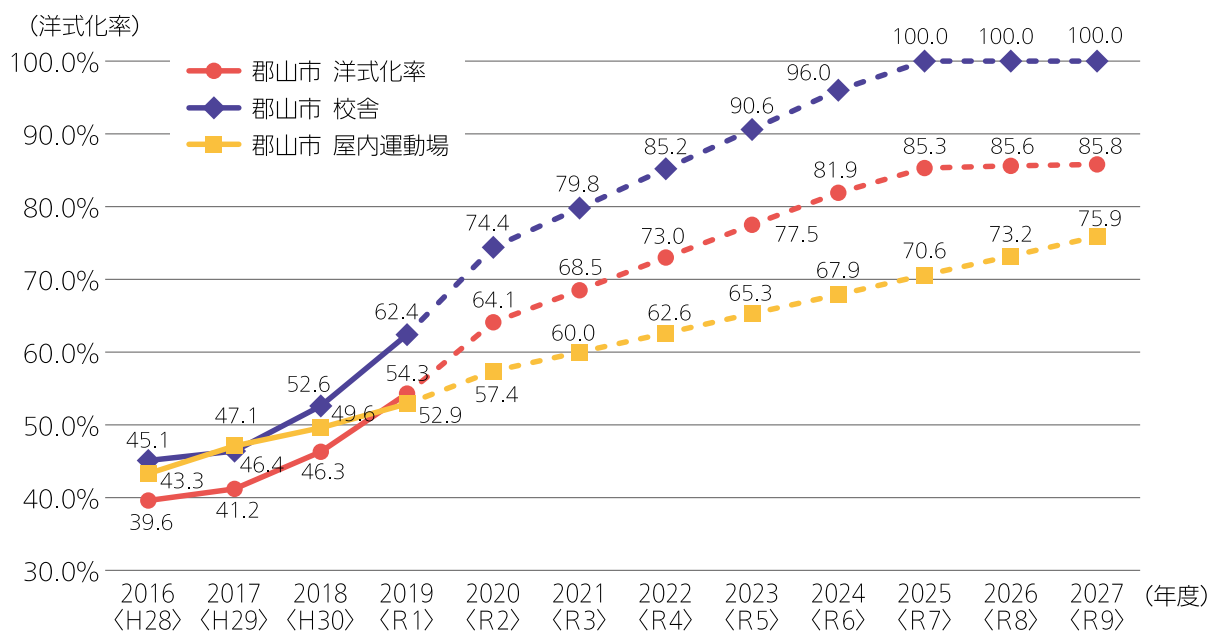
中学校 (義務教育学校後期課程)

学級数	標準冊数
1~2	4,800
3~6	4,800+640×(学級数-2)
7~12	7,360+560×(学級数-6)
13~18	10,720+480×(学級数-12)
19~30	13,600+320×(学級数-18)
31~	17,440+160×(学級数-30)

方針と指標

学校施設は、多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であることから、安全・安心で快適な学校生活を過ごせるよう、校舎及び屋内運動場等の老朽化対策を推進します。また、自然環境等に適応し、社会環境の変化に配慮した施設の整備や管理に努めるとともに教材や設備についても計画的な更新を図ります。

成果指標		過去 平成25 (2013)年度	現在 平成30 (2018)年度	目標 令和5 (2023)年度	説明
1	校舎長寿命化改修実施済校数(校)	16	23	27	平成29(2017)年度までの大規模工事を含む。
2	校舎トイレの洋式化率(%)	45.1	52.6	90.6	改修工事が平成28(2016)年度開始のため、平成25(2013)年度のみ平成28(2016)年度の数値を記載。
3	屋内運動場照明設備のLED化改修実施済件数(件)	0	31	41	



学校トイレの洋式化率

事業群

【①校舎や屋内運動場等の整備】

児童生徒が安全・安心で快適な学校生活を過ごすことができるよう、校舎・屋内運動場等の老朽化した施設の早期把握と予防保全に努めるとともに、平成29（2017）年度に策定した郡山市公共施設等総合管理計画<sup>64</sup>個別計画（学校編）に基づき、学校施設の長寿命化を図ります。

また、トイレの洋式化や照明設備のLED化など社会環境の変化に対応するための改修を計画的に実施するとともに、気候変動に伴う学校施設の在り方について検討を進めます。

事務・事業名	内 容					5つの視点			
学校施設 長寿命化 改修事業  (総務課)	校舎や屋内運動場等の老朽化対策として、施設の適正な規模・配置を踏まえた長寿命化改修を計画的に実施するとともに、財政負担の軽減・平準化を図ります。 <関連する事務事業> ・郡山市公共施設等総合管理計画					SDGs			
						 4.a  7.2 7.3 7.a	 13.1 13.2		
						広域圏	ICT	SC	UD
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人			○	○
学校施設 環境整備事業  (総務課)	校舎や屋内運動場等の老朽化による機能低下、破損等について個別的な改修を行うとともに、トイレの洋式化や照明設備のLED化を実施します。					SDGs			
						 4.a  7.2 7.3 7.a	 13.1 13.2		
						広域圏	ICT	SC	UD
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人			○	○



64 郡山市公共施設等総合管理計画：長期的な視点に立った公共施設等マネジメントの基本方針として平成28（2016）年3月に策定した計画。



### 【②教材や設備等の整備】

児童生徒の教育効果を高め、基礎的・基本的事項についての学習理解を助けるため、また学習指導要領に沿った授業を展開するために必要な備品等の整備を推進します。

また、パソコン、タブレット端末、プロジェクタなどのICT機器を一体的に活用できるよう整備充実に努めます。

事務・事業名	内 容					5つの視点			
小中学校 教育環境 整備事業  (学校管理課)	各学校の備品等について、計画的更新、緊急的更新等の必要性を勘案し、修繕や更新等の管理を行います。					SDGs			
						広域圏	ICT	SC	UD
幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	○				
小中学校 理科教育設備 整備事業  (学校管理課)	国の補助事業を活用し、小・中・義務教育学校の理科教育設備の整備を行います。					SDGs			
						広域圏	ICT	SC	UD
幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	○				

### 【③学校図書館の充実】

図書 の 充 実 と 併 せ て、居心地のよい学校図書館の環境整備を積極的に行い、読書・学習・情報センターとしての学校図書館の機能向上を図ることにより、児童生徒の活発な読書活動を推進します。

事務・事業名	内 容					5つの視点			
小中学校 図書館図書 整備事業  (学校管理課)	各学校における学校図書館図書標準冊数の達成を図るため、新規図書の購入や古くなった図書の更新を行います。 また、学校図書館の環境整備を図るため、書架等の備品更新を図ります。					SDGs			
						広域圏	ICT	SC	UD
幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	○				

施策4 児童生徒の安全・安心の確保

現状と課題

- ◆ 全国的に登下校時の児童生徒が巻き込まれる交通事故の発生が後を絶たず、本市においても重大事態につながりかねない事故が続いています。
- ▲ 児童生徒が、危険を予知、回避し、安全に通学できるよう、学校や家庭、地域、関係団体が連携した安全対策や環境整備の継続的な取組と強化が求められています。
- ◆ 市内では、不審者による声かけ、追いかける事案等が増加傾向にあり、児童生徒の安全・安心が脅かされる事態につながりかねない事案が発生しています。
- ▲ 不審者事案等については、未然に防ぐための意識の向上と防犯ブザーの配布、複数人での登下校、また、学校や地域、関係機関の連携による見守り体制の強化が求められています。
- ◆ 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響を受け、放射線による子どもへの影響について、保護者は依然として不安を抱えています。
- ▲ 放射線対策として、学校給食に放射性物質検査及び児童生徒に個人積算放射線量<sup>65</sup>測定を継続実施し、保護者の不安の軽減・解消を図って行く必要があります。
- ◆ 気候メカニズムの変化により様々な自然災害が毎年のように発生しており、児童生徒の安全・安心を脅かすレベルのものが頻発化しています。
- ▲ 災害に対して学校施設の復旧、児童生徒等への心のケアや就学支援を行うなど、教育環境の迅速な対応に取り組む必要があります。  
また、児童生徒の発達段階や地域特性に応じた質の高い学校安全の取組を、家庭、地域、関係機関等とも連携、協働しながら推進する必要があります。

65 個人積算放射線量：バッジ型の個人積算放射線量計により測定する個人が受けた放射線の量（外部被ばく量）を積算したもの。本市では、測定結果を一定期間ごとに公表するとともに、郡山市原子力災害対策アドバイザーから専門的な知見に基づく意見を聴取している。

## 方針と指標

学校、PTAをはじめとした家庭、地域、関係機関の連携のもと、児童生徒を交通事故や犯罪から守り、児童生徒の安全・安心の確保を図ります。

また、児童生徒を取り巻く多様な危険を的確に捉え、児童生徒の発達段階等に応じた安全教育を推進していきます。

成果指標		過去 平成25 (2013)年度	現在 平成30 (2018)年度	目標 令和5 (2023)年度	説明
1	児童生徒の交通事故の発生件数(件)	41	48	0	年間発生件数。
2	児童生徒の不審者に係る事故の発生件数(件)	28	36	0	年間発生件数。
3	通学路の安全対策を講じた割合(%)	24.75	77.92	100	安全対策措置数/合同点検箇所数。
4	災害共済給付制度 <sup>66</sup> の延べ給付件数(件)	1,094	1,099	990	日本スポーツ振興センターにおける件数。



通学路の安全点検





66 災害共済給付制度：子どもが学校の管理下でけがなどをしたときに、保護者に対して給付金（災害共済給付）を支払う独立行政法人日本スポーツ振興センターが提供する制度。

事業群


【①通学路の安全点検と対策の検討・実施】

年度初めに、家庭と連携を図りながら各学校が「安全マップ」を作成し、通学路上の危険箇所を共有し、その情報をもとに一人一人の児童生徒の実態に合った安全教育を推進します。また、児童生徒を交通事故から守るため、通学路における安全対策を推進します。

事務・事業名	内 容					5つの視点			
通学路の安全点検  (学校教育推進課)	関係機関等と連携した通学路の合同点検や対策会議の実施により、交通事故の未然防止に努めます。					SDGs			
						 3.6	 11.2		
	広域圏	ICT	SC	UD					
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人			○	

【②児童生徒の防犯対策】

不審者に遭遇したときの安全確保のために、新入学児童に防犯ブザーを配布するとともに、各学校の防犯教室等を通して、児童生徒の危機予測力と回避力の育成を図ります。

事務・事業名	内 容					5つの視点			
防犯ブザーの児童への配布  (学校教育推進課)	小学校新入学児童へ防犯ブザーを配布し、通学時等における不審者への対策を実施します。					SDGs			
						 16.2			
	広域圏	ICT	SC	UD					
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人			○	

【③地域・関係機関との連携】

警察署等の関係機関の協力を得るとともに、地域ぐるみで児童生徒の安全確保が図れる体制づくりを推進します。また、子ども見守り隊等、各種団体が安心して見守り等の活動ができるよう支援します。

事務・事業名	内容					5つの視点			
車両による不審者警戒・情報提供サポーター事業 (学校教育推進課)	郡山地区ハイヤータクシー協同組合や市内郵便局及び警察署等の関係機関と協力するとともに、各小・中・義務教育学校単位で情報提供サポーターを募集し、車両にステッカーを貼付して監視体制を強化します。					SDGs			
						 11.7			
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏	ICT	SC	UD
子ども見守り隊の活動支援 (学校教育推進課)	各小・中・義務教育学校単位に組織した「子ども見守り隊」をまちづくり活動保険等の対象とし、安心して児童生徒の見守り活動に取り組めるように支援します。					SDGs			
						 11.7			
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏	ICT	SC	UD
子ども110番の家 <sup>67</sup> (学校教育推進課)	各学校における「子ども110番の家」の設置推進を図り、地域全体で見守り、各種被害の防止体制を強化します。					SDGs			
						 11.7			
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏	ICT	SC	UD

67 子ども110番の家：子どもが、知らない人に声をかけられたり、不審者に後をつけられたりなど、身の危険を感じたときに駆け込める民家や商店。通学路周辺の民家や商店、コンビニエンスストアなどが緊急避難先として、駆け込んできた児童を保護し、警察への通報等する仕組み。

【④学校における放射線対策の充実】

校庭等の空間放射線量率<sup>68</sup>測定と個人積算放射線量測定と併せて、学校給食においては事前に使用する食材の放射性物質測定と当日の給食まるごと一食の放射性物質測定を実施し、児童生徒の安全確保に努めます。

また、各学校の教育課程に放射線教育を位置づけ、児童生徒の放射線に対する正しい理解が図れるよう授業等を工夫し実践します。

事務・事業名	内 容					5つの視点			
個人積算線量測定事業 (学校管理課)	原発事故対応の長期化に伴い、希望する小中学生へ個人積算線量計を配布し、外部被ばく線量の測定を実施し、測定結果を本人及び保護者へ報告します。					SDGs			
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	3.9	ICT	SC	UD
小中学校給食放射性物質測定事業 (学校管理課)	学校給食で使用する食材や当日の給食まるごと一食の放射性物質測定を実施します。					SDGs			
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	3.9	ICT	SC	UD
放射線教育サポート事業 (教育研修センター)	子どもたちを放射線から守るプロジェクトの一環として、学校における放射線教育を推進し、児童生徒に放射線の正しい知識を身に付けさせます。					SDGs			
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	3.d	ICT	SC	UD

【⑤防災教育の推進】

様々な自然災害の発生など、児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、児童生徒の発達段階や地域特性に応じた質の高い防災教育が必要です。

学校における学校安全計画及び危険等発生時対処要領<sup>69</sup>の改善や地域と連携した防災教育の推進に努めます。

68 空間放射線量率：空間放射線量とは空間を飛び交っている放射線の数量のことで、空間放射線量率とは空間放射線の量を1時間あたりに換算した数値。

69 危険等発生時対処要領：学校保健安全法（昭和33年法律第56号）により全学校に危険等の発生に際し教職員が円滑かつ的確な対応を図るため作成が義務付けられているもの。

## 施策5 時代に対応できる教育体制に向けて

### 現状と課題

- ◆ 本市は、令和元（2019）年7月にSDGs未来都市に選定され、また、小中学校学習指導要領においては、持続可能な社会の創り手の育成が求められています。
- ▲ 義務教育段階におけるSDGsの理解は、今後の社会の持続した発展には欠くことのできなものであり、学校教育活動全体を通じて児童生徒の発達段階に応じたSDGsに関わる教育の充実を図っていく必要があります。
- ◆ 教職員の児童生徒と向き合える環境づくりや時間外勤務の削減のため、事務の簡素化や授業外業務の負担軽減に取り組んでいます。具体的には、「郡山市立学校の教師の勤務時間の上限に関する基本的な考え方<sup>70</sup>」の策定、「郡山市立学校部活動等のあり方に関する指針<sup>71</sup>」に基づく適切な部活動等の実施、働き方改革リーフレットの策定などに合わせ、それらを保護者・地域に周知するとともに、ICT支援員<sup>72</sup>やスクール・サポート・スタッフ<sup>73</sup>、部活動指導員<sup>74</sup>、保護者等に対応するための弁護士等の人的な配置などが挙げられます。
- ▲ 今後も、これまでの学校・教職員の業務を見直し、時間外勤務の削減を図るとともに、統合型校務支援システム<sup>75</sup>の導入や教職員の勤務時間の適正化等の取組が必要です。
- ◆ これからの時代に求められる情報化、グローバル化に柔軟に対応できる人材の育成を目指し、ICT教育環境の計画的な整備と特別の教育課程編成による小学校英語表現科の実施に努めています。
- ▲ 新学習指導要領の全面実施に対応する新たなタブレット端末等の整備、小学校プログラミング教育及び小学校英語教育の特例校による取組の継承・充実を図っていく必要があります。

70 郡山市立学校の教師の勤務時間の上限に関する基本的な考え方：教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で、教職員の専門性をいかしつつ、授業改善のための時間や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教職員が学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職員人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況を作り出すことを目的として、勤務時間の上限時間を示すために策定された方針。

71 郡山市立学校部活動等のあり方に関する指針：「児童生徒の総合的な人間形成の場となる部活動等」と「教職員のワーク・ライフ・バランスを実現する部活動等」を目指し策定した指針。部活動の時間や日数上限を定めている。

72 ICT支援員：授業のほか、教職員研修や校務にわたって、教職員と相談したり依頼を受けたりしながら、また、学校からの要望も受けながら、ICT活用の支援を行う職員。

73 スクール・サポート・スタッフ：教職員に代わって資料作成や授業準備等を行うことで、教職員をサポートする職員。

74 部活動指導員：中学校・高校の部活動において、学校長の監督下で顧問の教職員に代わり、単独で指導・引率する職員。平成29（2017）年4月に学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部が改正され、新たに制度化された職員。

75 統合型校務支援システム：教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系などを統合して機能を有しているシステム。働き方改革のためのICT活用改善策として本システムの導入による効果が期待されている。

- ◆ 「郡山市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則」の規定により、住所地に基づく通学区域を指定していますが、通学区域外就学許可基準を設け、弾力的運用を行っています。
- ▲ 通学区域の弾力的運用制度<sup>76</sup>（隣接区域選択制・特認校制）については、申請期間を設けていますが、児童生徒のニーズに応じた申請期間の見直しの検討が必要です。
  
- ◆ 地域における人材の協力を得ながら、公民館等の施設と連携を図り、児童生徒の知的欲求に応じて個性を伸ばすことのできる学びの環境充実に努めています。
- ▲ 児童生徒や保護者に対し、現在の学びの環境をより周知するため、学校や公民館等の施設と連携し、情報提供の方法を工夫していく必要があります。



小学校プログラミング教育

76 通学区域の弾力的運用制度：保護者や児童生徒の合理的な理由による学区外通学のニーズに対応するため、また大規模・過大規模校や小規模校に対する学校規模の適正化促進を図るため、通学区域の調整と一層の弾力化を図る制度。本市では、過大規模校の適正化を目的として、学区が隣接する学校への通学を認める隣接区域選択制と、小規模校の適正化を目的として、一定条件を満たせば学区外からの通学を認める特認校制を採用している。



## 方針と指標

教職員が一人一人の児童生徒と向き合うことができる環境づくりのため、専門スタッフとの連携・分担体制の構築や関係機関との連携強化を図ります。

成果指標		過去 平成25 (2013)年度	現在 平成30 (2018)年度	目標 令和5 (2023)年度	説明
1	学習者用コンピュータの1校当たりの整備割合(台)	各学校1学級分以上	児童生徒6人に1台(特別支援学級は1人に1台)程度	児童生徒1人に1台	学校へ配備したタブレット端末及びパソコンの台数。
2	ICTを活用して授業ができる教職員の割合(%)<再掲>	86.2	91.2	100	文部科学省「学校における教育の情報化の実態に関する調査」より。
3	1月当たりの時間外勤務時間が45時間以上の教職員の割合(%)	—	24	0	市立学校教職員における割合。
4	指針に基づく部活動の達成割合(休養日・活動時間)(%)	—	休養日 98.8 活動時間 87.4	休養日 100 活動時間 100	休養日の平均遵守割合及び活動時間の平均遵守割合。
5	教職員における年次有給休暇5日以上取得割合(%)	—	—	100	5日以上有給休暇取得教職員数/市内学校勤務教職員数。
6	義務教育最終学年時においてCEFR-A1レベル相当以上の英語力を有すると思われる生徒数の割合(%)<再掲>	39.2	41.4	50	国が実施する英語教育実施状況調査結果より。


事業群

【①SDGs理解と推進のための教育】

学習指導要領では、持続可能な社会の創り手として必要な資質能力の育成を求めています。

SDGsの理解は、今後の社会の発展には欠くことのできないものであるため、各学校では教育課程にSDGsの観点を取り入れながら、SDGsを意識した教育を学校の教育活動全体を通じて推進していきます。

また、SDGsの推進に当たっては、教材や学習指導案を開発するとともに、その実施並びに効果を検証する成果指標の策定に取り組み、実生活の中でSDGsを意識した具体的な行動が取れる児童生徒の育成に努めます。

事務・事業名	内容	5つの視点			
学校教育推進構想 学校教育指導 の重点 〈再掲〉  (学校教育推進課)	本市の学校教育推進構想にSDGsを理解するための教育活動を展開することを明示し、各学校が教育課程にSDGsの観点を取り入れることで、SDGsの理解と推進のための教育の充実を図ります。	SDGs			
		 4.7			
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人


### 【②児童生徒と向き合える環境づくり】

教職員が、一人一人の児童生徒と向き合うことができる環境づくりのため、学校運営協議会等を充実させ、地域人材の協力を得ながら、学校と地域が連携することにより、事務の簡素化、ICTの利活用、「郡山市立学校部活動等のあり方に関する指針」に基づいた部活動等を実施するなど、教職員をサポートする各種事業に取り組み、教職員の負担の軽減を図ります。

事務・事業名	内 容					5つの視点			
中学校・義務教育学校部活動指導員活用促進事業  (学校管理課)	中学校及び義務教育学校後期課程における部活動に、部活動指導員を配置し、教職員の負担を軽減します。					SDGs			
						 17.17			
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏	ICT	SC	UD
スクールカウンセラー配置事業<再掲>  (総合教育支援センター)	市立学校全校へのスクールカウンセラー配置による相談体制の整備や、スクールソーシャルワーカーを活用し、いじめや不登校等の課題や児童生徒の悩み等の解決に努めます。					SDGs			
						 4.5			
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏	ICT	SC	UD
学校法律相談事業<再掲>  (総合教育支援センター)	児童生徒を取り巻く問題について、学校が法律の専門家である弁護士から法的アドバイスを受けることによって、問題の深刻化を防ぎ、早期解決を図ります。					SDGs			
						 4.7			
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏	ICT	SC	UD

### 【③ICT環境の整備と国際化の推進】


小学校、義務教育学校における「英語表現科」の実施、小・中・義務教育学校への英語指導助手の配置などを通じて、英語教育の充実を図ります。また、ICT機器を活用した学習により、児童生徒の情報活用能力の育成や個々の特性に応じた指導の充実を図り、国際化・情報化など、社会の変化に柔軟に対応できる児童生徒を育みます。

事務・事業名	内 容					5つの視点			
未来を拓く教育の情報化推進事業  (教育研修センター)	パソコンやタブレット端末等と周辺機器及びソフトウェアの整備、充実を図るとともに、ICT支援員を配置し、児童生徒の(情報モラルを含む)情報活用能力の育成やわかる授業の充実を図ります。					SDGs			
						 4.1			
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏	ICT	SC	UD

【④通学区域の弾力的運用】



小学校在学中のクラブ活動、スポーツ少年団、クラブチームなどにおいて顕著な実績があり、中学校進学後の3年間、部活動を継続する強い意志がある場合など、その特技をさらに伸ばすことで個性の伸長を目的とした入学指定校の変更を弾力的に認めます。

また、保護者の意見を踏まえ、就学校を指定する学校選択制（隣接区域選択制・特認校制）を採用し、今後も通学区域の弾力化の推進に努めます。

事務・事業名	内容	5つの視点			
通学区域の弾力化  (学校教育推進課)	優れた特技を持った小・義務教育学校6年生児童の特技をさらに伸ばすために、指定された就学校の変更を認め、個性の伸長を図ります。また、児童数の増加が予想される小学校や小規模小学校の学習環境の充実及び学校規模の平準化に努めます。	SDGs			
		 4.a			
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人				

【⑤土曜日等の教育環境の充実】

土曜日等の学校外における学習や体験活動などの諸活動において、地域や民間における団体や人材の協力を得ながら、公民館等の施設とも連携を図り、児童生徒が個々の知的欲求に応じて個性を伸ばすことのできる学びの環境の充実に努めます。

事務・事業名	内容	5つの視点			
民間団体に関する活動支援  (学校教育推進課)	公民館等の施設を含め、土曜日等の学校外における学習や体験活動に協力いただける各種民間団体や人材と積極的な連携を図ることにより、児童生徒が、個々の知的欲求に応じて個性を伸ばすことのできる学びの環境の充実に努めます。	SDGs			
		 4.a			
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人				
地域を生かした教育環境 パワーアップ事業 <再掲>  (学校教育推進課)	全小・中・義務教育学校において、中学校区ごとに配置した地域コーディネーターを介して、地域住民等に学校教育へ参画いただきます。学校の教育活動支援及び平日の放課後や休業日に行う学習支援等を行います。	SDGs			
		 4.1			
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人				

## 基本目標3 未来へつなぐ教育機関の充実

### 施策1 幼児期における教育の質の向上

#### 現状と課題

- ◆ 国においては平成27（2015）年度から段階的に、本市においては平成26（2014）年度から、幼稚園・保育所（園）・認定こども園の授業料・保育料等の費用負担軽減を図ってきましたが、令和元（2019）年10月から、幼児教育・保育の無償化が施行されています。
- ▲ 今後、幼児教育・保育二ーズの一層の高まりが想定されるため、幼稚園から認定こども園への移行を促す等、受け皿の整備に努めるとともに、幼児教育・保育の質の低下を招くことのないよう、職員の確保や資質向上が求められています。
- ◆ 幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校・義務教育学校が一体となり、子育て家庭の悩みや問題に対応する相談体制を整備するとともに、発達段階に応じた幼児教育・保育の充実を目指しています。
- ▲ 保護者の子育てに関する悩みや問題の解決には、直接幼児に接する各施設のみならず、福祉や医療等、広範囲の分野との連携が不可欠であり、また小1プロブレム<sup>77</sup>解消のためには幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校・義務教育学校の情報共有が求められています。
- ◆ 本市では、幼児児童数は年々減少傾向にありますが、特別な支援を要する幼児児童数は増加傾向にあります。
- ▲ 特別な支援を要する幼児児童については、一人一人にとって最適な支援を実施するとともに、幼児教育・保育に携わる職員全員が、障がいについての正しい知識と理解に努めるとともに、関係機関との緊密な連携による、早期発見・早期対応を実施できる体制づくりが求められています。

77 小1プロブレム：小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話聞かない、などと学校生活になじめない状態が続くこと。

方針と指標

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼児期の教育は、忍耐力、自信、積極性、協働力など、生涯にわたる非認知能力の発達に大きく影響し、その後の生活や学習の基礎となり、また、資質・能力の向上に大きく寄与するものです。そのため、幼稚園、保育所（園）、認定こども園が担う役割の重要性を再認識し、子ども・子育て支援新制度<sup>78</sup>や国の幼児教育無償化への対応を踏まえ、幼児教育・保育の振興を図るため、私立幼稚園及び保護者に対する支援を継続します。

成果指標		過去 平成25 (2013)年度	現在 平成30 (2018)年度	目標 令和5 (2023)年度	説明
1	私立幼稚園教職員研修の開催回数(回)	10 (1,159)	14 (1,491)	15 (1,600)	年間開催回数。 ( )内は年間参加者数(人)
2	幼保小連携合同研修会参加者数(人)	592	439	450	年間参加者数。
3	幼保小連携相互参観参加者数(人)	553	454	450	年間参加者数。
4	小学校1年生の不登校出現率(%)	0	0	0	小学1年生不登校児童数/小学校1年生全児童数。



幼保小連携推進事業

78 子ども・子育て支援新制度：幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度。必要とする全ての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指して策定されたもの。

事業群

【①幼稚園における教育の質の向上と保護者負担の軽減】

幼児教育の振興を図るため、私立幼稚園の運営や認定こども園への移行を支援するとともに、教育の質向上のため教職員研修を支援します。また、子育て世代への支援と幼児教育の機会の拡大のため、保護者の負担軽減を図ります。

事務・事業名	内容					5つの視点			
私立幼稚園 運営費補助事業  (こども育成課)	私立幼稚園に運営費を補助し、教育環境の向上や保護者の負担軽減を図るとともに、幼児教育の振興を図ります。					SDGs			
						広域圏	ICT	SC	UD
幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	○				
私立幼稚園 教職員研修費 補助事業  (こども育成課)	私立幼稚園の教職員研修を実施している郡山市私立幼稚園・認定こども園連合会に対して、研修会に要する経費の一部を補助します。					SDGs			
						広域圏	ICT	SC	UD
幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	○				

【②幼保小連携のさらなる充実と強化】

学校種や公立・私立の枠を越えて、幼児教育施設の教職員や小学校教職員が、互いの保育・教育を理解し合う機会を設定し、小学校入門期の「スタート・カリキュラム<sup>79</sup>」の改善や充実を図るとともに、幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校・義務教育学校の円滑な接続の在り方について研修を深めます。

事務・事業名	内容					5つの視点			
幼保小連携 推進事業  (総合教育支援センター)	幼保小の教職員を対象とした合同研修会や相互参観を実施することにより、幼保小の連携を深めます。また、小1プロブレムの解消等、児童が意欲的に小学校生活を送ることができる環境づくりに努めます。					SDGs			
						広域圏	ICT	SC	UD
幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	○				

79 スタート・カリキュラム：幼児期の育ちや学びを踏まえて、小学校の授業を中心とした学習へうまくつなげるため、小学校入学後に実施される合科的・関連的カリキュラム。

【③幼児教育・保育施設の特徴を踏まえた取組の推進】

幼稚園・保育所（園）・認定こども園等が、それぞれに有する特性をいかし、幼児教育・保育の場として、質・量を充実させ、待機児童の解消を図るなど、子育てしやすい環境づくりを推進します。

事務・事業名	内 容					5つの視点			
認可保育所等整備補助事業  (こども育成課)	待機児童の解消と保育環境の向上のため、計画的に民間認可保育所等の設置を図ります。					SDGs			
						広域圏	ICT	SC	UD
幼児	小学生	中学生	高・大学	大人					
(仮称)認可外保育施設支援事業  (こども育成課)	認可外保育施設の保育環境充実のため、絵本贈呈を行います。 市内保育施設を対象に、子どもたちの運動機能強化を図るため、屋内遊具等を配布します。					SDGs			
						広域圏	ICT	SC	UD
幼児	小学生	中学生	高・大学	大人					

【参考】 ～就学前教育の重要性を示すエビデンス～

就学前教育の重要性を示すエビデンスとして最も有名なものが、ペリー・プレスクール・プロジェクトです。これは、アメリカの心理学者ワイカートらの研究グループが1962年から1967年にかけて、ミシガン州イプシランティ市学校区ペリー小学校附属幼稚園で行った就学前教育の社会実験で、現在でも被験者の追跡調査が行われています。

プログラムに登録された123人の子どもたちは、貧困層に属し、年齢が3及び4歳、IQは70～85のアフリカ系アメリカ人で、プログラムでは教職員1人に対して児童数5.7人と比率を低くした学校教育を平日午前の2時間半提供して、午後は毎週家庭訪問をして指導に当たるといったものでした。

この実験は2年間ほど続けられ、この教育を受けなかった同じような境遇の子どもたちとの間で、その後の経済状況や生活の質にどのような違いが起こるかについて、約40年間にわたって追跡調査が行われました。

その結果、被験者の40歳時点での主な効果として、「14歳での基本的な到達」、「高校卒業」、「40歳で年収2万ドル以上」、「40歳までに逮捕歴5回以上」などにおいて、いずれも質の高い幼児教育の介入実験を実施したグループの方が、未実施のグループと比較して、よい結果が出ており、OECDでも、こうした研究成果を背景に、幼児教育の重要性に関する提言がなされています。

出典：内閣官房「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議（第1回）配布資料」



## 施策2 私立学校の充実

### 現状と課題

- ◆ 国際化・高度情報化が一層進展する社会において、私立学校等は、それぞれが建学の精神をいかした個性豊かな魅力ある学校づくりにより、教育に課せられた役割の一端を担っています。
- ▲ 私立学校等の運営における課題を的確に把握する必要がある、また、本市の教育に果たす役割の重要性を鑑みた適切な支援が求められています。
- ◆ 市立学校教職員を対象とした教職員研修に、私立学校教職員も参加できる研修を開催しています。
- ▲ 市立学校及び私立学校の教職員の双方のニーズを把握し、互いの資質向上を図る交流が求められています。また、教職員のみならず、必要に応じ、双方の児童生徒の交流の在り方も検討する必要があります。

### 方針と指標


多様化する教育ニーズに対応するため、私立の各学校は、建学の精神をいかした個性豊かな特色ある教育を実施しています。このように私立学校が教育において果たしている役割の重要性を鑑み、研修を通じた交流や私立学校の充実のための支援を行います。

成果指標		過去 平成25 (2013)年度	現在 平成30 (2018)年度	目標 令和5 (2023)年度	説明
1	教育研修センター主催研修講座への私立学校教職員の参加人数(人)	—	30 (15)	30 (15)	年間累計数。( )は年間累計参加講座数。

事業群


【①私立学校への支援】

各私立学校の建学の精神を尊重しながら、私立学校の振興充実を図り、経営の健全性を高めるため、適正な支援を行います。

事務・事業名	内 容	5つの視点			
私学振興補助金 交付事務  (総務法務課)	私立学校の振興充実を図るため、各校に運営費の補助を行います。	SDGs			
		 4.3			
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人				

【②市立学校と私立学校の交流促進】

多様化する教育ニーズに対応するため、市立学校と私立学校が、教職員同士の交流や情報の共有化を図ります。

事務・事業名	内 容	5つの視点			
教育研修事業 ＜再掲＞  (教育研修センター)	私立学校の教職員との交流や情報の共有を図るために、教育研修センターの各種研修や「郡山の教育」実践発表会 <sup>80</sup> 等への参加を可能にします。	SDGs			
		 4.1			
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人				

80 「郡山の教育」実践発表会：郡山市立学校の前年度の研究推進協力校の取組の成果や、教職員研究物展入賞校の実践状況、また、他県の先進校の実践状況を知ることにより、各校の校内研修の推進を図り、児童生徒一人一人に新しい時代を心豊かにたくましく生きる力の育成を目指すことを目的に開催している発表会。平成16（2004）年度から毎年度実施している。

### 施策3 高等教育機関との連携

#### 現状と課題

- ◆ 我が国においては、人口減少社会の到来と少子高齢化の進展により、小・中・高等学校の児童生徒数が減少傾向にあります。一方、高等学校等を卒業する学生の進学率は8割を超える状況です。しかし、本市に立地する高等教育機関については、学生数が減少傾向にあり、学生の確保が厳しい状況となっています。
- ▲ 児童生徒数が年々減少する状況のもと、大学等の高等教育機関については、強みや特徴、校風などを積極的に高校生等にPRする必要があります。このような中、大学等の高等教育機関は、知見や人材等をいかした地域貢献活動を行うなど、これらの活動を通じた、積極的なPR活動が求められています。
- ◆ 今後ますます多様化・高度化する市民ニーズに対応し、地域の特色をいかしたまちづくりを行政機関のみで進めていくには限界があります。
- ▲ 大学等の高等教育機関は、まちづくりを進める上で貴重な資源であり、かつ重要なパートナーとなり得る存在であることから、教育においてもその専門的知見や技術、人材などを活用するため高等教育機関との積極的な連携が求められています。

#### 方針と指標



人口減少社会の到来や少子高齢化の進展、超スマート社会（Society5.0）時代への対応など、社会情勢の変化に対応し、様々な課題を克服するためには、行政機関のみならず、大学等の高等教育機関と積極的に連携したまちづくりが必要となることから、高等教育機関との連携を積極的に推進します。

成果指標		過去 平成25 (2013)年度	現在 平成30 (2018)年度	目標 令和5 (2023)年度	説明
1	高等教育機関との協定締結数(件)	5	20	30	本市と高等教育機関の協定締結累計数。

事業群




【①高等教育機関への支援】

専門分野における人材を育成するため、市内で開催する大学の公開講座等を本市施設等で共同開催するなど、高等教育機関の活動を支援します。

事務・事業名	内容	5つの視点			
スーパーアグリサイエンススクール (農業政策課)	東京農工大学の教授・学生ボランティアを講師として迎え、農業や科学に興味のある小学校高学年児童を対象に、家で行うにはハードルの高い実験を実施するとともに、身近なものを使って生物の楽しさを学ぶ授業を実施します。	SDGs			
		 4.1	広域圏	ICT	SC
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人	○			
中央キッズスクール (中央公民館)	高等教育機関の教職員・学生ボランティアを講師に迎え、小学生向けに講座を開催します。	SDGs			
		 4.1	広域圏	ICT	SC
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人	○			

【②専門的人材の活用】

多くの高等教育機関や研究機関が立地する「知の拠点」としての強みをいかし、本市の地域経済の活性化を図りながら、地域課題の解決に努めます。

事務・事業名	内容	5つの視点			
中学生向け医工連携人材育成事業 (産業創出課)	公益財団法人郡山地域テクノポリス推進機構が主催となり、ふくしま医療機器開発支援センターや医療系民間企業との共同により、こおりやま広域連携中枢都市圏の中学生を対象に、医療系人材を育成する講座を実施します。 <関連する事務事業> ・郡山学術・研究機関ネットワーク形成会議 <sup>81</sup>	SDGs			
		 9.2 9.5	 8.2	広域圏	ICT
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人	 4.4	○		

81 郡山学術・研究機関ネットワーク形成会議：本市と連携する高等教育機関や郡山地域に拠点を構える研究機関、農商工学科を設置している郡山地域の高等学校が一堂に会し、情報交換等を行い、各機関の相互連携による地域内の課題解決や共同研究等の推進を図る会議。

## (2) 生涯学習分野

### 基本目標 4 家庭・地域・学校で取り組む子どもの育ちの支援

#### 施策 1 家庭教育の充実

##### 現状と課題

- ◆ 地域社会のつながりの希薄化により、子育てについて悩みや不安を抱える保護者の増加及び孤立化が深刻な問題となっています。また、ひとり親家庭の増加や子どもの貧困など、家庭教育を行う上で支援を要するケースも生じています。
- ▲ 保護者の抱える悩みが複雑かつ多様化していることから、家庭教育力の向上のための継続的な子育て講座や学習会、さらには福祉等関係機関と連携した切れ目のない支援が必要です。
- ◆ 社会の就労形態の変化に伴う共働き世帯の増加等への対応として、多くの保護者が参加できる事業実施への配慮と、自らが適切に家庭教育に係る情報を選択できるような情報提供の在り方について検討を進めています。
- ▲ 家庭教育における体験活動の場として、各社会教育施設を活用した無料開放や各種事業等を行うなど、親子及び参加者同士の交流機会の創出が必要となっています。  
また、共働き世帯の保護者についても、家庭教育体験活動等に参加できるような事業企画を検討するとともに、より事業内容を周知できる方法の見直しも必要となっています。

##### 方針と指標

子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や、家庭の役割の重要性を理解するために必要な情報発信を行います。また、親子のふれあいを重視した体験活動や読書活動を実施するなど、安心して子育てができるよう細やかな事業の展開を図り、家庭教育の充実に努めます。

成果指標	過去 平成25 (2013)年度	現在 平成30 (2018)年度	目標 令和5 (2023)年度	説明
1 家庭教育充実事業参加者数（人）	14,956	19,028	20,000	年間参加者数。



事業群

【①家庭教育に関する機会や情報の提供】

保護者等が子どもたちの発達段階に応じた行動や考え方を理解し、子どもたちの健全な人格形成を図るため、新入学児童説明会等の機会を活用した子育て講座や年齢に応じた子どもとの向き合い方を学ぶ学習会など、家庭教育に関する様々な学習機会を福祉関係機関と連携し提供することにより、家庭教育力の向上を目指します。

また、保護者が様々な情報の中から、必要とする情報を自ら適切に選択できるよう効果的な情報発信に努めるとともに、郡山市公式LINE<sup>82</sup>やニコサポアプリ<sup>83</sup>等のSNSを活用し、子育てや家庭教育に関する情報が届きにくかった保護者等への情報発信を積極的に行います。

さらには、各学校が発行する「学校だより」などを活用した情報の発信も行います。

事務・事業名	内容	5つの視点			
家庭教育 充実事業  (生涯学習課)	保護者が子どもたちの発達段階に応じた行動や考え方を理解し、子どもたちの健全な人格形成を図るため、家庭教育に関する学習会等を開催します。	SDGs			
		 4.1	 5.1	ICT	UD
	広域圏	SC	UD		
	幼児    小学生    中学生    高・大学    大人	○	○	○	○



家庭教育学習会




82 LINE：LINE株式会社が開発し提供するソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、並びに同サービスにおけるクライアントソフトウェアの名称。スマートフォン、タブレット、パソコンで利用できるアプリケーションソフトウェア。

83 ニコサポアプリ：本市が提供する妊娠中・子育て中のママとその家族向けの無料アプリケーションによる新しい子育て支援サービス。電子母子手帳機能を中心とし、妊娠・子育てに関する本市からのお知らせもチェックできる。

【②親子のふれあい体験活動等の充実】

親と子が一緒に楽しむことができる絵本の読み聞かせ等の読書活動やふれあい遊び、生命や環境の大切さについて学ぶ自然体験活動等を通し、親子の絆を深めるとともに、子どもの豊かな心の育成を図ります。

また、就園・就学前の親子による学び合い交流事業を通じて地域子育てネットワークの構築を図ります。

事務・事業名	内容					5つの視点			
地域のびのび 子育て支援事業  (中央公民館)	親子の居場所づくりと、子育てを豊かで楽しくするための情報提供、子育てサポーター <sup>84</sup> の養成を行います。また、中央公民館託児室をはじめ、各公民館のスペースを子育て中の親子に開放することにより、地域住民とのふれあいの場を提供します。					SDGs			
						 4.2		 17.17	
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏	ICT	SC	UD
	○				○				
子ども読書活動 推進事業  (中央図書館)	乳幼児と親と一緒に手遊びやわらべうたを楽しんだ後、読み聞かせをする「おひざにだっこのおはなし会」や乳幼児が楽しめる絵本を基にした「子ども映画会」を開催します。 <関連する事務・事業> ・郡山市子ども読書活動推進計画 <sup>85</sup>					SDGs			
						 4.1 4.2			
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏	ICT	SC	UD
	○	○			○				



中央図書館 おはなし会

84 子育てサポーター：子育て経験があり、公民館にて子育ての相談やアドバイスなどを行う有償ボランティア。

85 郡山市子ども読書活動推進計画：平成13（2001）年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき、家庭、地域、学校が協力し合って積極的に子どもの読書活動を行えるよう環境を整備し、総合的な施策の推進を図ることを目的に策定している計画。

施策2 幼児期の教育の質の向上と家庭の養育力の向上

現状と課題

- ◆ 本市においては、幼児児童の数が年々減少傾向にあります。特別な支援を要する幼児児童の数は増加傾向にあります。
- ▲ 一人一人を大切にされた教育の実現と小1プロブレム解消を図るため、子どもの発達についての正しい知識と理解に努めるとともに、特別な支援を要する幼児への適切な支援の充実が必要とされています。
- ◆ 保育士による子育ての相談や子育て講座等の各種イベントの案内、保育施設・幼稚園に関する情報提供、親ミーティングによる保育士との親子遊び、臨床心理士を交えた保護者同士での情報交換や個別相談等、育児の不安や悩み事を気軽に相談できる場を提供し、子育て家庭の家庭教育の支援を行っています。
- ▲ 子育てについての相談内容が、多極化、複雑化する傾向にあることから、専門分野の講師を招いた研修会の開催等、保育士の資質向上が求められています。また、幼稚園・保育所（園）・認定こども園、小学校・義務教育学校及び関係機関の連携強化による、さらなる相談体制の充実及び相談窓口の周知徹底による早期発見・早期対応が求められています。

方針と指標

幼児期は、生涯に及ぶ人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、福祉・子育て関係部局と、幼稚園・保育所（園）・認定こども園、小学校・義務教育学校が連携を図りながら、将来を自ら拓く「生きる力」の育成と子どもの発達段階に応じた「遊び」や「学び」の充実を図ります。

子育て世代の保護者等が、育児に対する不安やストレス、地域社会とのつながりの希薄化等に起因する子育てに係る負担や地域から孤立していることに伴う疎外感などを相談することにより、子育ての悩みの解消や家庭内での養育力の育成を図ります。

	成果指標	過去 平成25 (2013)年度	現在 平成30 (2018)年度	目標 令和5 (2023)年度	説明
1	「のびのび子育て広場」参加者数(人)	916	1,484	1,700	年間参加者数。
2	ニコニコこども館事業参加者数(人)	47,641	88,438	90,000	年間参加者数。



事業群

【①幼保小連携のさらなる充実と強化】

校種や公立・私立の枠を越えて、幼児教育施設の教職員や小学校教職員が互いの保育・教育を理解し合う機会を設定し、小学校就学に向けた「アプローチ・カリキュラム<sup>86</sup>」を推進する体制を構築するとともに、「幼保と小の円滑な接続の在り方」に関する研修を開催することにより、幼保小の連携の重要性への理解を深め、連携強化を図ります。

事務・事業名	内容					5つの視点			
幼保小連携 推進事業 ＜再掲＞  (総合教育支援センター)	幼保小の教職員を対象とした合同研修会や相互参観を実施することにより、幼保小の連携を深めます。また、就学に向けたアプローチ・カリキュラムに取り組み、「遊び」から「学び」へと充実を図りながら、幼保小の円滑な接続に努めます。					SDGs			
						4 質の高い教育を みんなに	4.2		
幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	○		○		

【②子育て家庭に対する相談体制の充実】

「のびのび子育て広場」や「はやママサロン」、子育て講座など、子育て中の親子が集い、子育てを豊かで楽しくするための情報交換を行うとともに、育児の不安や悩み事を気軽に相談できる場を設定し、子育て家庭の育児力の向上を支援します。

また、育児に対する不安やストレスを抱えている方に、専門スタッフが面談によるアドバイスをを行うことで、不安解消を図ります。

事務・事業名	内容					5つの視点			
地域のびのび 子育て支援事業 ＜再掲＞  (中央公民館)	親子の居場所づくりと、子育てを豊かで楽しくするための情報提供、子育てサポーターの養成を行います。また、中央公民館託児室をはじめ、各公民館のスペースを子育て中の親子に開放することにより、地域住民とのふれあいの場を提供します。					SDGs			
						4 質の高い教育を みんなに	4.2		17 パートナーシップで 目標を達成しよう
幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	○		○		
こども総合 支援センター 「ニコニコ こども館」 事業  (こども支援課)	育児に対する不安やストレスを抱えている保護者に、専門スタッフが面談しアドバイスすることで不安解消を図ります。また、子育てについて学ぶ機会を提供し、家庭における養育力向上も図ります。					SDGs			
						4 質の高い教育を みんなに	4.2		
幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	○				

86 アプローチ・カリキュラム：就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習でいかされてつながるように工夫された5歳児のカリキュラム。

### 施策3 青少年活動の支援

#### 現状と課題

- ◆ 地域行事に参加する子どもたちが少なくなることで、地域行事で活動する次世代リーダーの活躍を目にする機会が少なくなり、育成講座等の参加人数が伸び悩んでいます。
- ▲ 将来を担う青少年を育成する機会が減少していることから、新たな青少年育成の事業展開が求められています。
- ◆ 核家族化や共働き家庭の増加、少子高齢化の進行、SNSの普及により、人間関係や地域との交流が希薄化し、青少年のコミュニケーション能力の低下や社会性の低さが問題視されています。
- ▲ 価値観の多様化に対応した魅力ある事業内容や、青少年に社会活動の意義や楽しさが十分に伝わる周知方法が求められています。
- ◆ 青少年団体に加入し、様々な社会活動を経験することで、リーダーとしての資質向上を図っていますが、団体を離れてから能力をいかせる機会が減少しています。
- ▲ 青少年団体の社会活動のサポートはもとより、OB・OGという立場での継続的な活動の場を提供するなど、将来の地域活動の担い手を育成することが求められています。

#### 方針と指標

次世代を担う青少年リーダーの人材育成を図るとともに、青少年の社会参加に関わる情報を積極的に提供するなど、自主性や協調性、社会性を持った豊かな人間性を培うための育成を推進します。

また、姉妹都市の青少年との交流活動を支援し、青少年の親睦と友情を深めるとともに、互いの地理、歴史、伝統芸術についての理解を深め、親睦を図ります。

成果指標		過去 平成25 (2013)年度	現在 平成30 (2018)年度	目標 令和5 (2023)年度	説明
1	青少年育成事業等の参加人数(人)	73	87	100	青少年育成事業、青少年相互交流事業の年間参加者数。

事業群

【①次世代を担う人材育成】

仲間づくりや体験活動を通じて、青少年リーダーとしての資質向上を図り、次世代を担う人材を育成します。

また、青少年健全育成団体における青少年健全育成の活動を支援します。

【②青少年の社会参加や相互交流の促進】

青少年の豊かな人間性や社会性を培い、自立心の向上と社会に貢献する意識の高揚を図るため、社会活動やボランティア活動等への参加支援を行います。



また、姉妹都市の青少年との交流活動や体験学習等を通して、互いを認め合い、友情を深めるなど、青少年相互の交流を支援します。

事務・事業名	内容					5つの視点			
勤労青少年ホーム事業 (勤労青少年ホーム)	勤労青少年のための余暇の有効活用と福祉の増進を図り、併せて雇用の促進へつなげる教養講座を開催します。					SDGs			
						 4.4			
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏	ICT	SC	UD
青少年の社会参加活動支援 (こども未来課)	様々な社会活動を体験し、豊かな人間性や社会性を培う活動を支援することにより、青少年の健全育成を推進します。					SDGs			
						 4.1			
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏	ICT	SC	UD
青少年の国内交流事業 (こども未来課)	青少年に様々な交流・体験学習の機会を与えるため、姉妹都市である久留米市との親善交流を促進します。					SDGs			
						 17.17			
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏	ICT	SC	UD

【③青少年団体等の育成・支援】

青少年が自己研鑽を積み、資質向上を図れる環境を整えるとともに、青少年育成団体への活動支援を推進し、組織の円滑な運営と活性化をサポートします。

また、青少年健全育成団体における指導者の育成も支援します。

事務・事業名	内 容					5つの視点				
青少年団体及び青少年育成団体の支援  (こども未来課)	中・高校生で構成されたボランティア団体の活動を支援するとともに、青少年健全育成団体の活動をサポートし、青少年の自己研鑽や資質向上を図れるよう支援します。 また、青少年健全育成団体における指導者の育成を支援します。					SDGs				
						 4.1	 17.17	広域圏	ICT	SC
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人			○		



青少年育成団体の活動風景一例  
(こどもまつり)



## 施策4 家庭・地域・学校等の連携

### 現状と課題

- ◆ 少子高齢化や核家族化等の進行により、地域における教育力の低下や子育てに悩みを抱える保護者の孤立化など、子育て世代を取り巻く問題が複雑化しています。
- ▲ 学校を核とした家庭・地域・学校の連携・協働体制の構築が求められています。
- ◆ 身近なところに相談や情報交換などができるところが少なく、子育てに負担を感じている保護者が増加しています。
- ▲ 共働き世帯の増加により、子育て支援事業に参加できない保護者が多いため、共働きである保護者はもとより、これから共働きで子育てを検討している保護者を対象とした内容や参加できる時間帯を考慮した事業の展開が求められています。

### 方針と指標

子どもたちが健やかに成長できるよう家庭・地域・学校などの関係機関が連携しながら、保護者同士が気軽に集い合うなど、相互学習や交流ができる場を設定することにより、保護者が子どもたちの発達段階に応じた行動や考え方を理解し、健全な人格形成を図るための環境づくりに取り組みます。

また、多様化する家庭環境に対し、地域において相談やアドバイスを行うことができる人材を育成するなど、地域全体で家庭教育を支援します。



成果指標		過去 平成25 (2013)年度	現在 平成30 (2018)年度	目標 令和5 (2023)年度	説明
1	「のびのび子育て広場」参加者数 (人) <再掲>	916	1,484	1,700	年間参加者数。
2	家庭教育充実事業参加者数 (人) <再掲>	14,956	19,028	20,000	年間参加者数。

事業群

【①相互学習や交流の場の創出】





市立学校に家庭教育学級を開設し、保護者の主体的な運営のもと公民館が連携し、保護者の相互交流と家庭教育学習機会の提供を行います。

また、様々な家庭環境に配慮し、こども総合支援センター（ニコニコこども館）や各地域子育て支援センターの子育てサロン、イベント広場、各地区を巡回する移動サロンや子育て講座など、子育て中の親子が集い、気軽に情報交換や相談ができる場を提供します。

事務・事業名	内容	5つの視点			
家庭教育 充実事業 ＜再掲＞  (生涯学習課)	保護者が子どもたちの発達段階に応じた行動や考え方を理解し、子どもたちの健全な人格形成を図るため、家庭教育に関する学習会等を開催します。	SDGs			
		 4.1	 5.1		
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人			○	○

【②地域における家庭教育支援体制の充実】

親子の居場所づくりや地域住民とのふれあいの場を提供するため、中央公民館の施設機能の活用や各地区・地域公民館のスペース開放等を市内全域で展開します。また、地域の子育て支援と家庭教育支援の連携による重層的支援ネットワークを構築するとともに、支援に携わる地域人材の育成を図り、地域と家庭の教育力向上を積極的に推進します。

事務・事業名	内容	5つの視点			
地域のびのび 子育て支援事業 ＜再掲＞  (中央公民館)	親子の居場所づくりと、子育てを豊かで楽しくするための情報提供を行うとともに、子育てサポーターの養成を行います。また、各公民館のスペースを子育て中の親子に開放することにより、地域住民とのふれあいの場を提供します。	SDGs			
		 4.2	 17.17		
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人	○		○	
子どもの 居場所 支援活動  (生涯学習課)	各公民館において、空き部屋の開放、ロビーへの子ども専用スペースの設置、図書コーナーでの学習支援など、様々な工夫を凝らし、子どもたちの学び・遊びを支援します。	SDGs			
		 4.1	 17.17		
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人			○	○

## 施策5 子どもの良好な成育環境の確保

### 現状と課題

- ◆ 目に見える少年犯罪や事件の件数は減少傾向にあるものの、インターネットやスマートフォンの普及により、SNSを契機とした家出やいじめといった目に見えない新たな事件や犯罪が増加傾向にあり、また当事者の平均年齢が低年齢化してきています。
- ▲ 学校教育における道徳教育や情報モラル教育、家庭教育におけるSNSの利用制限に加えて、青少年健全育成推進協議会<sup>87</sup>などの各地域の関係団体との連携により、少年非行の未然防止や早期対応が求められています。
- ◆ 核家族化や共働き家庭の増加により、放課後、保護者が帰宅するまでの間、自宅に家族がいないため、安全・安心に過ごせる場所がない児童が増加しています。
- ▲ 学校の余裕教室などを活用した子どもの居場所づくり確保と、地域子ども教室<sup>88</sup>の開設のための地域住民の協力を得ることが求められています。

### 方針と指標

青少年が社会や地域の一員として自覚と責任を持ち、良識を培うことができるよう関係機関が連携し合い、また、有害なメディアや情報については、社会環境の清浄化に関する啓発を行うとともに、青少年が気軽に悩みを相談できる体制の充実に努めます。

また、地域の実情を踏まえながら、子どもたちの安全・安心な居場所を設けるとともに、生活指導の充実や世代間交流等により青少年の健全な育成を図ります。

成果指標		過去 平成25 (2013)年度	現在 平成30 (2018)年度	目標 令和5 (2023)年度	説明
1	「愛の一声」をかけた人数（人）	4,017	6,681	5,500	街頭補導活動における年間人数。
2	放課後児童クラブ <sup>89</sup> 等の設置割合（%）	60.3	86.8	100	市立小学校の放課後児童クラブ、地域子ども教室の設置割合。

87 青少年健全育成推進協議会：明日の担い手である青少年の健全育成を目指し、青少年の諸活動を助長するとともに、有害環境を除去し、非行防止を図る住民運動を推進することを目的として、各地区で活動している団体。

88 地域子ども教室：放課後等における子どもたちの安全、安心な居場所を設けるとともに、地域住民の参画を得て、体験活動や交流活動に取り組むために設けられるもの。

89 放課後児童クラブ：正式には、「放課後児童健全育成事業」といい、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

事業群

【①地域で子どもを育てる環境づくり】

青少年の健全育成に関わる機関がそれぞれの役割を果たし、連携した取組を行うことで、青少年の心身に悪影響を及ぼすようなメディア・有害情報等に関する社会環境の清浄化活動に努めます。また、少年センター補導員による街頭補導活動により、非行防止活動を推進するとともに青少年が気軽に悩みを相談できる体制の充実を図ります。

事務・事業名	内 容					5つの視点				
青少年健全育成 推進協議会 補助事業  (こども未来課)	青少年の健全育成を目的とした団体である青少年健全育成推進協議会に対する活動費補助を行い、組織の円滑な運営と活性化をサポートします。					4 質の高い教育を みんなに	SDGs			4.1
	広域圏	ICT	SC	UD						
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人			○		
街頭補導 活動事業  (こども未来課)	青少年の非行防止と健全な環境づくりのため、街頭補導活動や環境浄化活動等を行います。					4 質の高い教育を みんなに	SDGs			4.1
	広域圏	ICT	SC	UD						
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人			○		



郡山市青少年健全育成推進大会



【②安全・安心な居場所づくり】

核家族化や共働き家庭の増加により、放課後、子どもたちが安心して活動できる居場所を設けるとともに、生活指導や世代間交流等により青少年の健全育成を図ります。

事務・事業名	内容					5つの視点				
放課後児童健全育成事業 (こども未来課)	放課後、就労等により保護者のいない児童に対し、安全・安心な活動ができる生活の場を提供して児童の健全育成を推進します。					SDGs				
						4 質の高い教育をみんなに	4.a			
幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏		ICT	SC	UD	
地域子ども教室事業 (こども未来課)	地域の参画を得ながら、子どもたちに、勉強・スポーツ・文化活動等の場を提供し、放課後の児童の安全で健やかな居場所づくりに取り組みます。					SDGs				
						4 質の高い教育をみんなに	4.a			
幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏		ICT	SC	UD	
子どもの居場所支援活動<再掲> (生涯学習課)	各公民館において、空き部屋の開放、ロビーへの子ども専用スペースの設置、図書コーナーでの学習支援など、様々な工夫を凝らし子どもたちの学び・遊びを支援します。					SDGs				
						4 質の高い教育をみんなに	4.1		17 パートナーシップで目標を達成しよう	17.17
幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏		ICT	SC		UD



放課後児童クラブ

## 基本目標5 生涯を通して学び、地域づくりにいかす環境の整備

### 施策1 一人一人の学びの推進

#### 現状と課題

- ◆ 市民のライフスタイルや価値観の多様化、さらには人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）の到来に伴い、自由に機会を選択して学習できる生涯学習社会のニーズが高まってきています。
- ▲ 市民の学習意欲の高まりやライフステージに応じた生涯学習の提供のため、ICT等を活用した、いつでもどこでも学べる学習環境の整備が求められています。
- ◆ ICTの急速な進歩により、私たちを取り巻く情報環境が大きな変化を見せる中、電子書籍が、読書の新たな手段として普及しつつあります。  
また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第49号）が令和元（2019）年6月28日に施行され、音声読み上げに対応した電子書籍等の普及に向けた施策は国や自治体の責務となっています。
- ▲ 障がいの有無にかかわらず、全ての市民が等しく読書活動を行えるよう、電子書籍等の普及を図る必要があります。
- ◆ 全国的に社会教育施設の耐震化、長寿命化に合わせて施設の複合化が進められている中、本市においても、公民館の多くが昭和40年～50年代に建築されているため、老朽化や耐震化対策を実施していく状況にあります。
- ▲ 公民館の耐震改修や長寿命化改修に際しては、周辺施設の設置状況や利用状況、将来の活用見通しを総合的に勘案し、施設規模、共用スペースの効率化、利便性の向上、さらには施設の複合化等を検討するなど、計画的に整備することが必要です。

## 方針と指標

それぞれの地域の特性をいかした事業や人生100年時代を見据えた事業を実施することにより、市民の学習意欲の醸成を図るとともに、誰もが生涯を通じて学ぶことのできる学習環境の整備に努めます。

さらに、市民ニーズや超スマート社会（Society5.0）の到来に対応するため、社会教育施設等を有効に活用し、効率的な運用に努めます。また、生涯学習を推進する拠点の整備を行い、学びの場の充実に努めます。

成果指標		過去 平成25 (2013)年度	現在 平成30 (2018)年度	目標 令和5 (2023)年度	説明
1	市民1人当たりの図書等貸出点数 (点)	3.6	3.7	4.0	年度ごとの市立図書館 における集計より算出。
2	公民館の利用者数(人)	1,420,634 (※)	1,229,641	1,235,000	年間利用者数。
3	郡山市あさかの学園大学 <sup>90</sup> 学生数 (人)	481	455	660	

※平成25(2013)年度は、1人が1日に3回利用した場合、3人として集計していたため、参考値となります。



郡山市あさかの学園大学

90 郡山市あさかの学園大学：こおりやま広域連携中枢都市圏に住所を有する60歳以上の方を対象とした、地域社会において生涯現役で活躍できるための継続的な学びの場。

事業群

【①人生100年時代に対応した生涯学習環境の充実】

一人一人が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、ライフステージに応じて必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築、健康の保持・増進につながる「いつでも、どこでも、何度でも学べる環境」の整備を進めます。

また、福祉部局と連携し、高齢者や障がいのある方々の生涯学習ための環境整備を図ります。

事務・事業名	内 容					5つの視点			
地区・地域公民館 定期講座等 開催事業  (生涯学習課)	住民の多様な学習ニーズや各ライフステージ及び地域の課題等の解決に対応するため、各地区・地域公民館において様々な定期講座を実施します。 〈関連する事務・事業〉 ・郡山市障がい者福祉プラン <sup>91</sup> ・郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画 <sup>92</sup>					SDGs			
						 3.4 3.5 3.6 3.7 3.8 3.a	 4.7		
	広域圏	ICT	SC	UD	○	○	○	○	
中央公民館 定期講座等 開催事業  (中央公民館)	住民の多様な学習ニーズや各ライフステージ及び地域の課題等の解決に対応するため、中央公民館において様々な定期講座を実施します。 〈関連する事務・事業〉 ・郡山市障がい者福祉プラン ・郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画					SDGs			
						 3.4 3.5 3.6 3.7 3.8 3.a	 4.7		
	広域圏	ICT	SC	UD	○	○	○	○	

91 郡山市障がい者福祉プラン：新たな課題やニーズに対応した本市の総合的な障がい者福祉施策の基本的な方向性及び障がい福祉サービス等、障がい児通所支援等並びに地域生活支援事業の見込量と提供体制の確保に関する方策を示すもの。  
 92 郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画：老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定する計画であり、本市における地域包括ケアシステムを深化・推進する「地域包括ケア計画」として策定したものの。

【②図書館資料の提供と読書活動の推進】

市民やこおりやま広域連携中枢都市圏の住民が、いつでも必要とする資料を入手し利用できるよう、図書館サービスの充実に努めます。

また、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき、子どもが積極的に読書活動を行うことができるよう環境整備を進めます。

事務・事業名	内 容					5つの視点				
図書館資料 貸出事務  (中央図書館)	図書、記録その他必要な資料（図書館資料）の収集、整理、保存により、市民やこおりやま広域連携中枢都市圏の住民等に対して、貸出、閲覧、レファレンス <sup>93</sup> 、複写など各種サービスを提供します。					SDGs				
						4 質の高い教育を みんなに	4.3 4.7	広域圏	ICT	SC
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	○	○			○
子ども読書活動 推進事業 〈再掲〉  (中央図書館)	子どもの読書活動を推進するため、「学校司書対象講座」、「子ども司書養成講座」、「おはなし会」、「読み聞かせボランティア <sup>94</sup> 養成講座」、「ビブリオバトル」を実施します。また、「おすすめする本」の作成・配布や「電子書籍」を導入します。 〈関連する事務・事業〉 ・郡山市子ども読書活動推進計画					SDGs				
						4 質の高い教育を みんなに	4.1 4.2	広域圏	ICT	SC
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	○	○			○



ビブリオバトル

「ビブリオバトル」は、誰でも開催できる本の紹介コミュニケーションゲームです。知的書評合戦ともいわれ、学校での授業に取り入れられています。令和元年（2019）度は、小・中・義務教育学校の代表者による大会を開催しました。



93 レファレンス：資料や情報を求めている人と適切な情報源を図書館員が手助けをして結びつけるサービス。

94 読み聞かせボランティア：公共施設・保育園・幼稚園・小学校で本の読み聞かせ等無償で行うボランティア。

【③ICTの積極的活用】

超スマート社会（Society5.0）に対応するため、子どもから高齢者までを対象にしたICT活用講座やオンライン講座などの開催情報を市ウェブサイト等で提供し、全ての市民がICTの利益を享受できるよう情報発信に努めます。

また、図書館における電子書籍の導入など、ICTを活用した学習環境の充実を図ります。

さらに、地域の学習拠点である公民館、図書館、青少年施設等の利用においてICTを活用した効率的運営に努めるとともに、超スマート社会（Society5.0）への対応のため、インターネット環境（Wi-Fi<sup>95</sup>）等を整備するなど、ICTを積極的に活用した学習環境整備を推進します。

事務・事業名	内 容					5つの視点			
Wi-Fi環境の整備  (生涯学習課)	中央公民館及び地区・地域公民館へWi-Fi環境を整備し、市民の学習環境を整えます。					SDGs			
						 4.7	 5.b		
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏	ICT	SC	UD
						○			○
電子書籍導入事業  (中央図書館)	視聴覚障がい者等が利用しやすい電子書籍を導入します。 <関連する事務・事業> ・郡山市子ども読書活動推進計画					SDGs			
						 4.5			
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏	ICT	SC	UD
						○	○		○




ICT活用講座

95 Wi-Fi：パソコンやテレビ、スマートフォン、タブレット、ゲーム機などのネットワーク接続に対応した機器を、無線（ワイヤレス）でLAN（Local Area Network）に接続する技術のこと。

【④学びを支える人材の育成】

研修等により公民館職員の資質向上を図り、地域活動への適切なアドバイスや支援、地域・関係機関等とのコーディネートを行うことができる職員を育成します。

事務・事業名	内容					5つの視点			
公民館職員研修  (生涯学習課)	業務遂行及び地域づくり等に必要な専門的・技術的知識の修得を目的とした研修を実施し、職員の資質向上を図ります。					SDGs			
						 4 質の高い教育を みんなに	4.4 4.7		
					広域圏	ICT	SC	UD	
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	○			

【⑤施設の効率的運営と整備】

将来の人口減少、少子高齢社会の到来及び気候変動の影響を見据え、公民館、図書館、青少年施設など社会教育施設の整備を進めます。その際、ユニバーサルデザインに配慮した施設設備の改修や老朽化した備品等の更新を行い、利用しやすい環境を整えます。また、災害時の避難所となる施設が多いことから、防災拠点としての機能充実も図ります。

事務・事業名	内容					5つの視点			
公民館 維持管理事業  (生涯学習課)	公民館機能の維持・向上のため、老朽化・長寿命化対策に加え、トイレの洋式化や段差解消など、ユニバーサルデザインに配慮した施設改修や備品等の整備を行います。 〈関連する事務・事業〉 ・郡山市公共施設等総合管理計画					SDGs			
						 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	7.1	 13 気候変動に 具体的な対策を	13.1
					 12 つくる責任 つかう責任	12.7			
					広域圏	ICT	SC	UD	
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人		○	○	
施設適正化 の検討  (中央図書館)	「郡山市公共施設等総合管理計画」及び付随する個別計画に基づく、施設の最適化を図るため、計画に基づき図書館施設整備方針の検討を行います。 〈関連する事務・事業〉 ・郡山市公共施設等総合管理計画					SDGs			
						 4 質の高い教育を みんなに	4.a	 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	7.2
					 11 住み続けられる まちづくりを	11.7	 16 平和と公正を すべての人に	16.10	
					広域圏	ICT	SC	UD	
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	○		○	○

施策2 生涯学習活動の支援

現状と課題

- ◆ 近年のICT社会の到来やライフスタイルの多様化により、生涯学習に対するニーズは大きく変化しています。特に自主学習するための場の確保及び自主学習の基本となる情報の提供や講座の開設を求めるニーズが高まっています。
  - ▲ 生涯学習に対するニーズの把握に努め、ICTを積極的に活用し、いつでもどこでも学ぶことができる、より良い学習環境を提供できる体制の整備が求められています。
  - ◆ 現在の生涯学習活動への参加団体や参加者は、高齢化が進行しており、地域によっては参加者の減少により活動を縮小しなければならない状況であり、また運営自体が困難な状況となっている団体、さらには解散する団体が増加傾向にあります。
  - ▲ 新たな人材の参画や育成を支援することに加え、団体同士の相互交流による異分野との連携など多面的な事業展開が求められています。
- 併せて、人口減少や超高齢社会の到来により、各地域での「文化祭」「体育祭」等参加型の活動は、参加者の固定化や減少が続いており、従来の生涯学習活動の在り方を再検討する必要があります。

方針と指標

全ての市民が生涯を通じて学び、自己を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、市民団体と行政機関等との連携を強化し、生涯学習に係る多様な学習情報を共有するとともに、子どもから高齢者まで、幅広い学習ニーズを的確に把握し、地域の特性に合わせた講座の開催などにより、市民の自主的な学習活動を支援します。

また、地域で活躍する生涯学習実践者や団体を育成するとともに、市民が成果を発表する機会やボランティアとして活動できる機会の充実に努めます。

成果指標		過去 平成25 (2013)年度	現在 平成30 (2018)年度	目標 令和5 (2023)年度	説明
1	公民館の利用者数(人) <再掲>	1,420,634 (※)	1,229,641	1,235,000	年間利用者実人数。

※平成25(2013)年度は1人が1日に3回利用した場合、3人と集計していたため、参考値となります。



事業群

【①学習機会や情報の提供】

様々な生涯学習活動を支援できる個人や団体を登録した「生涯学習きらめきバンク事業」や、いつでも、どこでも市政情報や暮らしに役立つ知識などを市職員が出向いて発信する「市政きらめき出前講座」、ICTを活用した「オンライン講座」、「eラーニング<sup>96</sup>」などを市のウェブサイト等により情報提供するなど、市民の多様な学習活動を支援します。

また、「広報こおりやま」や「公民館だより」等を通じて、市内で行われる生涯学習活動等の積極的な情報発信に努めます。

事務・事業名	内容	5つの視点			
生涯学習支援事業 (生涯学習課)	地域で活動する様々な分野の指導者、団体等を達人先生として登録し、市民の学習支援を行う「生涯学習きらめきバンク」や、市職員が講師として出向き市政に関する情報を伝える「きらめき出前講座」を実施します。	SDGs			
		3 すべての人に健康と福祉を	3.4 3.5 3.6 3.7 3.8 3.a	4 質の高い教育をみんなに	4.7
		広域圏	ICT	SC	UD
		○	○		
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人



市政きらめき出前講座







公民館だより

96 eラーニング：パソコンやモバイル端末などの電子機器やITネットワークを利用することによって場所や時間、学習内容を問わず自分のペースでスキルアップを行うことができる学習システム。

【②生涯学習実践者・団体の育成】

専門的知識・技能を持って、意欲的に活動できる地域の人材を育成するため、多様な事業を展開します。また、生涯学習活動の受け皿となる団体・サークル等の支援、育成を図ります。

事務・事業名	内容	5つの視点						
地区・地域公民館 定期講座等 開催事業 〈再掲〉  (生涯学習課)	地域に貢献できる人材を育成するため、人とのつながりや地域づくりを目的とした様々な講座を各公民館で開催します。	SDGs						
		 4.7	 17.17					
		広域圏	ICT	SC	UD			
幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	○	○		
中央公民館 定期講座等 開催事業 〈再掲〉  (中央公民館)	地域に貢献できる人材を育成するため、人とのつながりや地域づくりを目的とした様々な講座を中央公民館で開催します。	SDGs						
		 4.7	 17.17					
		広域圏	ICT	SC	UD			
幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	○	○		

【③地域活動への支援】

各地区における「文化祭」や「体育祭」など、市民が文化やスポーツに親しむことのできる地域活動を支援するとともに、地域の連帯意識の高揚などを図ります。

事務・事業名	内容	5つの視点						
地区・地域公民館 共催事業  (生涯学習課)	地域活動の活性化を図るため、地区・地域を挙げて開催する文化祭や体育祭等を支援します。	SDGs						
		 4.7	 17.17					
		広域圏	ICT	SC	UD			
幼児	小学生	中学生	高・大学	大人			○	
中央公民館 共催事業  (中央公民館)	地域活動の活性化を図るため、中央地区及び全地区を挙げて開催する文化祭等を支援します。	SDGs						
		 4.7	 17.17					
		広域圏	ICT	SC	UD			
幼児	小学生	中学生	高・大学	大人			○	

### 施策3 文化・芸術・スポーツの振興

#### 現状と課題

- ◆ 市民による主体的な文化芸術活動が広く展開され、特に音楽分野においては、青少年の活動が全国的に高い評価を受けており、「音楽都市」らしい活動を繰り広げています。また、近年は、東京藝術大学との連携事業により、次世代を担う人材の育成を図っています。
- ▲ 「市民文化祭」に参加する団体の高齢化が進行しており、団体運営が困難であったり、解散したりする団体も出てくるなど、新たな人材の参画、育成が求められています。また、他の社会教育施設等と緊密に連携し文化芸術の振興を図るとともに、高等学校や大学・専門学校への情報提供や積極的な広報活動が必要とされています。
- ◆ 本市には、「大安場古墳」などの国指定史跡や、「柳橋の歌舞伎」などの市指定重要無形民俗文化財など、郷土が誇れる貴重な文化財が数多く存在するほか、特に歴史ストーリー「未来を拓いた『一本の水路』—大久保利通“最期の夢”と開拓者の軌跡 郡山・猪苗代—」が日本遺産に認定されています。
- ▲ 文化財の風化及び資料館等施設の老朽化が進行しており、計画的な修繕と保存が求められています。また、無形民俗文化財については、後継者の育成と動態記録作成及びアーカイブ<sup>97</sup>化が求められています。
- ◆ 本市においては、多くのスポーツ教室の開催や各種スポーツ事業への支援、スポーツ団体への運営補助を実施しています。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、市民のスポーツへの関心は一層高まっています。
- ▲ 近年、健康志向の盛り上がりや人的・経済的・文化的な相互交流による地域活性化の面からも、スポーツ・レクリエーションのニーズは多様化しており、市民が安全・安心に多種多様なスポーツ・レクリエーションに取り組める環境整備が求められています。

97 アーカイブ：保存記録や公文書という意味をもつ英単語。コンピュータ分野におけるアーカイブは、消してはいけないデータを長期保存するために、専用の保存領域に「安全にデータを保存すること」をいう。

## 方針と指標

市民の自主的な文化芸術活動を推進することは、地域活性化にもつながることから、若い世代の人材育成を図るとともに、誰もがいつでもどこでも学習し、参画できる環境の整備を推進します。

また、市内に存在する文化財の保存・活用を図ることにより、ふるさと郡山への愛着と誇りを醸成し、次世代に伝えるための情報発信に努めるとともに、無形文化財継承の担い手の確保・養成に取り組みます。

さらに、スポーツにおいても、市民が新たな自分にチャレンジでき、目標を持ってスポーツ・レクリエーションに取り組むことができる環境づくりを推進するとともに、障がい者が気軽にスポーツを楽しむことができる活動の場を広く提供し、スポーツによる共生社会の実現に努めます。

成果指標		過去 平成25 (2013)年度	現在 平成30 (2018)年度	目標 令和5 (2023)年度	説明
1	市民音楽祭の参加件数（件）	234	205	240	年間累計数。
2	文化財施設案内ボランティア活動件数（件）	70	76	80	開成館、大安場ガイダンス施設における年間累計数。
3	市民スポーツ教室参加者数（人）	642	769	1,000	年間累計数。
4	郡山市民スポーツ・レクリエーション祭参加者数（人）	2,688	2,336	2,500	年間累計数。
5	郡山市民体育祭参加者数（人）	28,822	28,095	30,000	年間累計数。
6	郡山シティーマラソン大会参加者数（人）	5,649	8,277	9,000	年間累計数。

事業群

【①文化芸術活動の充実】

市民一人一人が、地域の身近な場所で、音楽を含めた文化芸術に親しむことができる環境づくりに努めるとともに、市民の自主的な文化芸術活動の推進を図ります。

また、国内外の優れた文化芸術により多く触れることができるよう、その機会の充実や情報の提供に努めます。

事務・事業名	内容	5つの視点			
音楽活動 推進事業  (文化振興課)	「音楽都市こおりやま」のさらなる推進のため、環境整備に努めるとともに、様々な音楽事業を展開し、音楽の力をいかした地域振興を推進します。  幼児 小学生 中学生 高・大学 大人	SDGs			
		 4.7			
広域圏	ICT	SC	UD	○	
ここに響く ハーモニー事業  (中央公民館)	若手音楽家の発掘・育成と公会堂の有効活用、さらに「音楽都市こおりやま」のイメージの定着を図るため、市内外で活躍する本市ゆかりの若手音楽家の演奏会を実施します。  幼児 小学生 中学生 高・大学 大人	SDGs			
		 4.7			
広域圏	ICT	SC	UD	○	
中央公民館 共催事業 <再掲>  (中央公民館)	地域活動の活性化を図るため、中央地区及び全地区を挙げて開催する文化祭等の事業を支援します。  幼児 小学生 中学生 高・大学 大人	SDGs			
		 4.7	 17.17		
広域圏	ICT	SC	UD	○	
美術館展覧会等 活動推進事業  (美術館)	展覧会の開催、教育普及事業（講演会等の開催、美術芸術関連の情報提供等）などを通して、優れた美術作品・芸術活動に接する機会を積極的に提供し、身近で文化芸術活動に親しむことができる環境の充実を図ります。  幼児 小学生 中学生 高・大学 大人	SDGs			
		 4.a			
広域圏	ICT	SC	UD	○	
美術品収集 調査研究事業  (美術館)	優れた美術作品の継続的な収集に努めるとともに、地域に関わりの深い美術作家や作品、活動を丁寧に調査研究し、その実態と魅力を、企画展等を通して広く紹介します。  幼児 小学生 中学生 高・大学 大人	SDGs			
		 4.a			
広域圏	ICT	SC	UD	○	

【②文化財の保存・継承と活用】

人口減少・少子高齢化といった社会情勢の変化を背景に、貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が急務となる中、これまで価値づけが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりにかすとともに、文化財保存・継承の担い手を育成し、地域ぐるみで取り組んでいくことができる仕組みづくりを推進します。

事務・事業名	内 容					5つの視点			
(仮称) 歴史情報・ 公文書館 施設整備事業	本市の歴史・文化遺産を保存・整備活用し、情報発信するとともに、市民共有の知的資源としての歴史的公文書等の適切な管理と次世代への継承のための拠点施設整備を目的に、(仮称)歴史情報・公文書館を設置します。					SDGs			
						4 質の高い教育を みんなに	4.1 4.7	11 住み続けられる まちづくりを	11.4
						13 気候変動に 具体的な対策を	13.1		
(文化振興課)	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏	ICT	SC	UD
							○		○
指定文化財 保護事業	本市の重要な有形・無形の指定文化財を継承するため、文化財の適切な保存と継承を図ります。					SDGs			
						11 住み続けられる まちづくりを	11.4		
(文化振興課)	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏	ICT	SC	UD
							○		
民俗芸能 伝承保存事業	市内に伝承されている指定無形民俗文化財の保存・継承を図るため、各文化財の実施状況を映像に記録し保存します。					SDGs			
						11 住み続けられる まちづくりを	11.4		
(文化振興課)	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏	ICT	SC	UD
							○		



歴史資料館



市指定天然記念物  
紅枝垂地蔵ザクラ



市指定重要無形民俗文化財  
柳橋の歌舞伎

【③生涯スポーツ・レクリエーションの推進】

市民の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への興味関心や健康志向の上昇に加え、地域の活性化の側面からもスポーツ・レクリエーションへの期待が高まっています。

このため、地域の実情やニーズに応じて、誰もがいつでもどこでもスポーツ・レクリエーションに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するための環境整備を推進します。

事務・事業名	内容	5つの視点							
スポーツ教室の開催 (スポーツ振興課)	主体的・継続的な健康増進を支援するため、子どもから高齢者まで、多くの住民が気軽に参加できるスポーツ教室を開催します。	SDGs							
		 3.4							
		広域圏	ICT	SC	UD				
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	○		○	○
郡山市民体育祭の開催 (スポーツ振興課)	スポーツに親しみ、スポーツ精神の高揚に努め、健康増進と体力の向上を図り、市民生活をより明るく豊かにするため、郡山市民体育祭を開催します。	SDGs							
		 3.4							
		広域圏	ICT	SC	UD				
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人			○	○
スポーツ・レクリエーション祭の開催 (スポーツ振興課)	世代を超えて楽しむことができる各種ニュースポーツ・レクリエーションの振興と普及を図るため、スポーツ・レクリエーション祭を開催します。	SDGs							
		 3.4							
		広域圏	ICT	SC	UD				
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	○		○	○
郡山シティーマラソン大会の開催 (スポーツ振興課)	マラソンを通じた健康・体力の維持増進を図り、子どもから高齢者まで、幅広い世代が気軽に参加できる、郡山シティーマラソン大会を開催します。	SDGs							
		 3.4							
		広域圏	ICT	SC	UD				
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	○		○	○
郡山市スポーツ少年団への支援 (スポーツ振興課)	スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する、スポーツ少年団の活動を支援します。	SDGs							
		 3.4							
		広域圏	ICT	SC	UD				
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人				
全国障害者スポーツ大会出場選手への支援 (スポーツ振興課)	全国障害者スポーツ大会に出場する選手を支援します。	SDGs							
		 3.4							
		広域圏	ICT	SC	UD				
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人				○

## 施策4 生涯学習の新たな展開

### 現状と課題

- ◆ 近年の社会教育施設には、生涯学習の拠点機能としての役割のみならず、少子高齢化や人口減少社会、超スマート社会（Society5.0）の到来、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）改正等による外国人労働者の増加、さらには気候変動による自然災害の発生など、様々な事象への対応・支援が期待されています。
- ▲ 社会教育施設が担う地域での役割は、非常に多岐にわたることから、社会教育施設ごとに地域における役割の精査や地域の実情に応じた在り方について検討する必要があります。
- ◆ 全ての市民が、人生100年時代の到来により、様々なステージで学びや経験をいかし、生き生きとした生涯を送るため、主体的に地域で活躍できる仕組みづくりが求められています。
- ▲ 地域で活躍する人材や団体の育成を通じてネットワークを構築し、地域づくりに結びつける必要があります。
- ◆ 近年、それぞれの地域性により様々な地域課題の顕在化が指摘されていますが、行政や自治会などの単独の組織での解決が難しい状況にあります。地域に密接に関わる社会教育施設を軸に行政や関係団体等が連携して地域課題を解決する役割が求められています。
- ▲ 多種多様な地域課題を俯瞰し、課題を一つひとつ解決するため、行政、関係団体及び社会教育施設が連携し、迅速に対応していくことが必要となっています。



## 方針と指標

人口構造の変化や超スマート社会（Society5.0）の到来に対応するため、社会教育施設等の有効活用を図り、地域の特性や多様化する課題を掘り起こした上で、それらに対応する課題解決型事業などを広く展開することにより、地域で活躍する人材やNPO、ボランティア団体等の確保・育成を図るとともに、学習を通じて身に付けた知識、技能、経験を地域社会での活動にいかす環境づくりに努めます。

また、生涯学習とまちづくりを融合し、様々な地域課題の解決を図るため、まちづくり担当部局との連携を深めます。

さらに、外国人居住者の増加に対応したグローバルな視点による事業展開、気候変動に対応する取組とともに地域防災教育等の推進を図ります。

成果指標		過去 平成25 (2013)年度	現在 平成30 (2018)年度	目標 令和5 (2023)年度	説明
1	生涯学習で身に付けた知識・技能等を日常生活や仕事、地域や社会での活動にいかしている方の割合(%)	—	—	100	まちづくりネットモニター等による調査結果。



「柴宮地域公民館ボランティアしてみ隊」の活動

事業群

【①地域課題解決に向けた仕組みづくり】

地域の抱える様々な課題を解決するため、「学びの場」である社会教育施設での活動を通じて、主体的に地域で活躍する人材や団体の確保・育成に努め、地域の活力向上を図ります。

また、住民や地縁組織、NPO、民間事業者、ボランティア団体及び関係教育機関等の多様な主体とのネットワークづくりを促進し、地域づくりにつながる様々な取組を支援します。

事務・事業名	内 容					5つの視点			
地区・地域公民館 定期講座等 開催事業 ＜再掲＞  (生涯学習課)	地域に貢献できる人材を育成するため、人とのつながりや地域づくりを目的とした様々な講座を各地区・地域公民館で開催します。					SDGs			
						 4.7	 11.a		
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏	ICT	SC	UD
	○	○	○						
中央公民館 定期講座等 開催事業 ＜再掲＞  (中央公民館)	地域に貢献できる人材を育成するため、人とのつながりや地域づくりを目的とした様々な講座を中央公民館で開催します。					SDGs			
						 4.7	 11.a		
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏	ICT	SC	UD
	○	○	○						
地区・地域公民館 共催事業 ＜再掲＞  (生涯学習課)	地域活動の活性化を図るため、地区・地域を挙げて開催する文化祭や体育祭等を支援します。					SDGs			
						 4.7	 17.17		
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏	ICT	SC	UD
中央公民館 共催事業 ＜再掲＞  (中央公民館)	地域活動の活性化を図るため、中央地区及び全地区を挙げて開催する文化祭や体育祭等を支援します。					SDGs			
						 4.7	 17.17		
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏	ICT	SC	UD

【②学びの成果をいかす環境づくり】

一人一人の人生を豊かにする学習を通して身に付けた知識、技能、経験を有する人材が、地域社会で積極的に活動し、「学び」と「活動」が好循環を生む環境づくりを支援します。

また、住民相互の交流や地域で活動するボランティア団体等とのネットワークを活用した活発なコミュニティ活動を支援することにより、地域住民同士の連帯感の醸成を図るとともに地域の活性化を図ります。

事務・事業名	内容	5つの視点			
地区・地域公民館 定期講座等 開催事業 ＜再掲＞  (生涯学習課)	住民の多様な学習ニーズや地域課題等の解決及び学習成果を地域にいかす定期講座を各地区・地域公民館において実施します。	SDGs			
		 4.7	 11.a		
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人	○	○	○	
中央公民館 定期講座等 開催事業 ＜再掲＞  (中央公民館)	住民の多様な学習ニーズや地域課題等の解決及び学習成果を地域にいかす定期講座を中央公民館において実施します。	SDGs			
		 4.7	 11.a		
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人	○	○	○	
地区・地域公民館 共催事業 ＜再掲＞  (生涯学習課)	地域活動の活性化を図るため、地区・地域を挙げて開催する文化祭や体育祭等を支援します。	SDGs			
		 4.7	 17.17		
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人				
中央公民館 共催事業 ＜再掲＞  (中央公民館)	市民や郡山市文化団体連絡協議会などと連携し、中央地区及び全地区を挙げて開催する文化祭等の事業を支援します。	SDGs			
		 4.7	 17.17		
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人				

【③生涯学習とまちづくりとの連携】

子どもの居場所づくりや、高齢者の生きがいづくり、交流・関係人口の拡大などをアプローチとして、社会教育施設を核とした地域課題の解決へ向けた取組や、まちづくり分野と社会教育施設の連携による効果的な社会教育行政を推進する体制の強化を図ります。

事務・事業名	内 容					5つの視点				
地区・地域公民館 定期講座等 開催事業 ＜再掲＞  (生涯学習課)	住民の多様な学習ニーズや地域課題等の解決及び学習成果を地域にいかす定期講座を各公民館において実施します。					SDGs				
						 4.7	 11.a			
	広域圏	ICT	SC	UD						
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	○	○	○		
中央公民館 定期講座等 開催事業 ＜再掲＞  (中央公民館)	中央公民館で様々な分野と連携した各種講座を開催し、地域課題の解決や、より実践的な内容の講座など住民に多様な学習機会を提供します。					SDGs				
						 4.7	 11.a			
	広域圏	ICT	SC	UD						
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	○	○	○		
地区・地域公民館 共催事業 ＜再掲＞  (生涯学習課)	地域の方々が参加する文化祭や体育祭等を支援し、世代間交流や地域の連帯意識の向上を促進します。					SDGs				
						 4.7	 17.17			
	広域圏	ICT	SC	UD						
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人					
中央公民館 共催事業 ＜再掲＞  (中央公民館)	市民が参加する文化祭等を支援し、世代間交流や地域の連帯意識の向上を促進します。					SDGs				
						 4.7	 17.17			
	広域圏	ICT	SC	UD						
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人					

【④安全・安心なまちづくりのための防災意識の向上と国際化の推進】

近年、世界各地で地球温暖化の影響と予測される猛烈な台風や集中豪雨、熱波など極端な気象現象による災害が毎年のように発生し、人命や農作物、社会インフラなどに甚大な被害を及ぼしています。このため、公民館等において、市民が日常生活でもできる気候変動の影響による被害から身を守るための防災・減災学習活動を行い、安全に生活できるまちづくりを支援します。

また、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の改正により外国人労働者が増加することが予想され、言語や文化の違い等によるトラブルを防ぐため、異文化交流による相互理解を促進し、全ての人々が安心して暮らせるまちづくりを支援します。さらに、国際目標であるSDGsの理解・普及を図り、国際性を有する人材を育成するための事業展開を図ります。

事務・事業名	内 容					5つの視点				
地区・地域公民館 定期講座等 開催事業 ＜再掲＞  (生涯学習課)	気候変動に関する知識の普及や防災教育の推進並びに外国人居住者の増加に対応したグローバルな視点による事業展開を図ります。					SDGs				
						 4 質の高い教育を みんなに	4.7	 13 気候変動に 具体的な対策を	13.1 13.3	
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏	ICT	SC	UD	
	○	○	○	○	○	○	○	○		
中央公民館 定期講座等 開催事業 ＜再掲＞  (中央公民館)	気候変動に関する知識の普及や防災教育の推進並びに外国人居住者の増加に対応したグローバルな視点による事業展開を図ります。					SDGs				
						 4 質の高い教育を みんなに	4.7	 13 気候変動に 具体的な対策を	13.1 13.3	
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏	ICT	SC	UD	
	○	○	○	○	○	○	○	○		
生涯学習 支援事業 ＜再掲＞  (生涯学習課)	「きらめき出前講座」や「生涯学習きらめきバンク」を活用した防災教育や国際化への対応を推進します。					SDGs				
						 4 質の高い教育を みんなに	4.7	 13 気候変動に 具体的な対策を	13.1 13.3	
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	広域圏	ICT	SC	UD	
	○	○	○	○	○	○	○	○		

施策5 高等教育機関との連携

現状と課題

- ◆ 国民の3人に1人が65歳以上となる超高齢社会が到来し、生涯にわたり学び続け、又は学び直す（リカレント教育<sup>98</sup>）対象となる人口割合が増加し続けており、今後、学びの継続や学び直しのニーズは、ますます高まることが予想されています。
- ▲ 生涯にわたる学びの継続や学び直しは、高齢者に限らず、働き盛りの現役世代も学べる環境整備が必要となります。この環境整備には、高等教育機関との連携が必要不可欠であり、高等教育機関との連携強化が求められています。
- ◆ 最新の技術革新やプログラミング教育等の新たな分野における学びの場を提供するには、新たな分野の研究機関や高等教育機関の協力や分野を越えた連携が求められます。  
また、様々な市民の学習ニーズに対応するため、ユニバーサルデザインの考えのもと、福祉分野の支援団体及び施設の協力が求められています。
- ▲ 生涯学習は、子どもから高齢者まで、誰もが学べ、全ての市民が自由に自分の意思で行えるものでなければなりません。新たな分野、異なる分野の機関や団体、施設との連携を構築し、多種多様な学習ニーズを満たせる学習環境の整備が必要です。

方針と指標

東日本大震災からの復興に向けた取組の中で、医療・再生可能エネルギーなど、これまでにない最先端の知識・技術を導入しようとする機運が高まっています。

そのため、大学などの高等教育機関や研究機関と連携し、新たな価値観や柔軟な発想を取り入れながら、新しい生涯学習の推進に努めます。




成果指標		過去 平成25 (2013)年度	現在 平成30 (2018)年度	目標 令和5 (2023)年度	説明
1	高等教育機関との協定締結数(件) <再掲>	3	20	30	累計協定数。
2	郡山市あさかの学園大学学生数 (人) <再掲>	481	455	660	5月1日現在の学生数。

98 リカレント教育:「職業上必要な知識・技術」を修得するために、フルタイムの就学と、フルタイムの就職を繰り返すこと。学び直し。また、働きながら学ぶ場合、心の豊かさや生きがいのために学ぶ場合、学校以外の場で学ぶ場合もこれに含まれる。

事業群

【①大学や研究機関等との連携】

大学などの高等教育機関や研究機関等との連携を活用し、市民が身近に最新の知識や技術に触れる機会を提供するとともに、生涯にわたる学びの継続と学び直しの機会の創出を図ります。

事務・事業名	内容	5つの視点			
地区・地域公民館 定期講座等 開催事業 ＜再掲＞  (生涯学習課)	大学などの様々な高等教育機関や研究機関から講師を招き、各公民館において様々な定期講座を実施します。	SDGs			
		4 質の高い教育を みんなに 	4.3 4.7	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 	17.17
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人	○	○	○	
中央公民館 定期講座等 開催事業 ＜再掲＞  (中央公民館)	大学などの様々な高等教育機関や研究機関から講師を招き、中央公民館において様々な定期講座を実施します。	SDGs			
		4 質の高い教育を みんなに 	4.3 4.7	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 	17.17
		広域圏	ICT	SC	UD
	幼児 小学生 中学生 高・大学 大人	○	○	○	







立正大学デリバリーカレッジ

立正大学から無料で講師を招き、様々なテーマにおけるより高い専門知識の講座を開設しています

【②他分野との連携による教育機会の創出】

社会教育施設を活用した大学などの高等教育機関や研究機関による公開講座の実施や専門機関が実施する事業との協力など、新たな事業スタイルの創出に努め、地域の活性化・人材育成を一層推進します。

また、観光や福祉などとの分野を越えた連携により、生涯学習の情報提供・発信に努めます。

事務・事業名	内 容					5つの視点			
地区・地域公民館 定期講座等 開催事業 ＜再掲＞  (生涯学習課)	各地域・地区公民館において、高等教育機関等との連携講座を取り入れながら、異分野・新分野等の分野の垣根を越えた様々な分野に係る学習機会を提供します。					SDGs			
						 4.7		11.a	
	広域圏	ICT	SC	UD		○	○	○	○
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	○	○	○	○
中央公民館 定期講座等 開催事業 ＜再掲＞  (中央公民館)	中央公民館において、高等教育機関等との連携講座を取り入れながら、異分野・新分野等の垣根を越えた様々な分野に係る学習機会を提供します。					SDGs			
						 4.7		11.a	
	広域圏	ICT	SC	UD		○	○	○	○
	幼児	小学生	中学生	高・大学	大人	○	○	○	○



## 第 3 章

# 『あるべき姿の実現のために必要な要素』

- 1 関係機関・団体等との連携
- 2 情報の収集・発信
- 3 計画の進捗管理

本計画の実現のためには、教育行政と他部局が連携し、本市が一体となって取り組み、家庭、地域、学校の協働による推進が必要不可欠であり、社会全体で教育の振興を図ります。

そのため、関係機関・団体等との連携強化や、積極的な情報の収集に努めるとともに、事業の進行管理をPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルにより行い、めまぐるしく変化する社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応できる行政運営に取り組みます。

また、ICTを積極的に活用したより効果的な情報発信と市民ニーズの把握に努め、市民と行政が手を取り合い、「ともに学び、ともに育み、未来を拓く教育の創造」を目指します。

## 1 関係機関・団体等との連携

学校と地域が一体となったコミュニティを推進し、社会全体で教育を支えるため、家庭や地域・学校等の関係機関や各種団体、企業等との連携をさらに深め、市民との協働による施策の推進に取り組みます。

## 2 情報の収集・発信

本市が実施している施策について、目的・方法・成果などを市ウェブサイトに掲示するほか、SNS等のICTを積極的に活用し、市民にとって誰もが、いつでもどこでも分かりやすく入手しやすい情報発信に努めます。

また、時代の潮流により急速に変化する市民ニーズの把握と、より適確かつ効率的、効果的な施策の実施に努めます。

## 3 計画の進捗管理

本計画の実効性を確保するため、本市の行政評価を活用するとともに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」）を実施し、外部有識者の客観的な知見も活用しながら、施策の適正な進捗管理を行います。

点検・評価の結果を踏まえ、社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応した教育施策の見直しを進めます。

また、総合教育会議の開催により、地域における課題とその解決のために教育に求められる役割やあるべき姿の議論を深め、教育委員会のみならず、郡山市が一体となって、より一層の教育行政の推進に努めます。

**【参 考】****○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）**

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

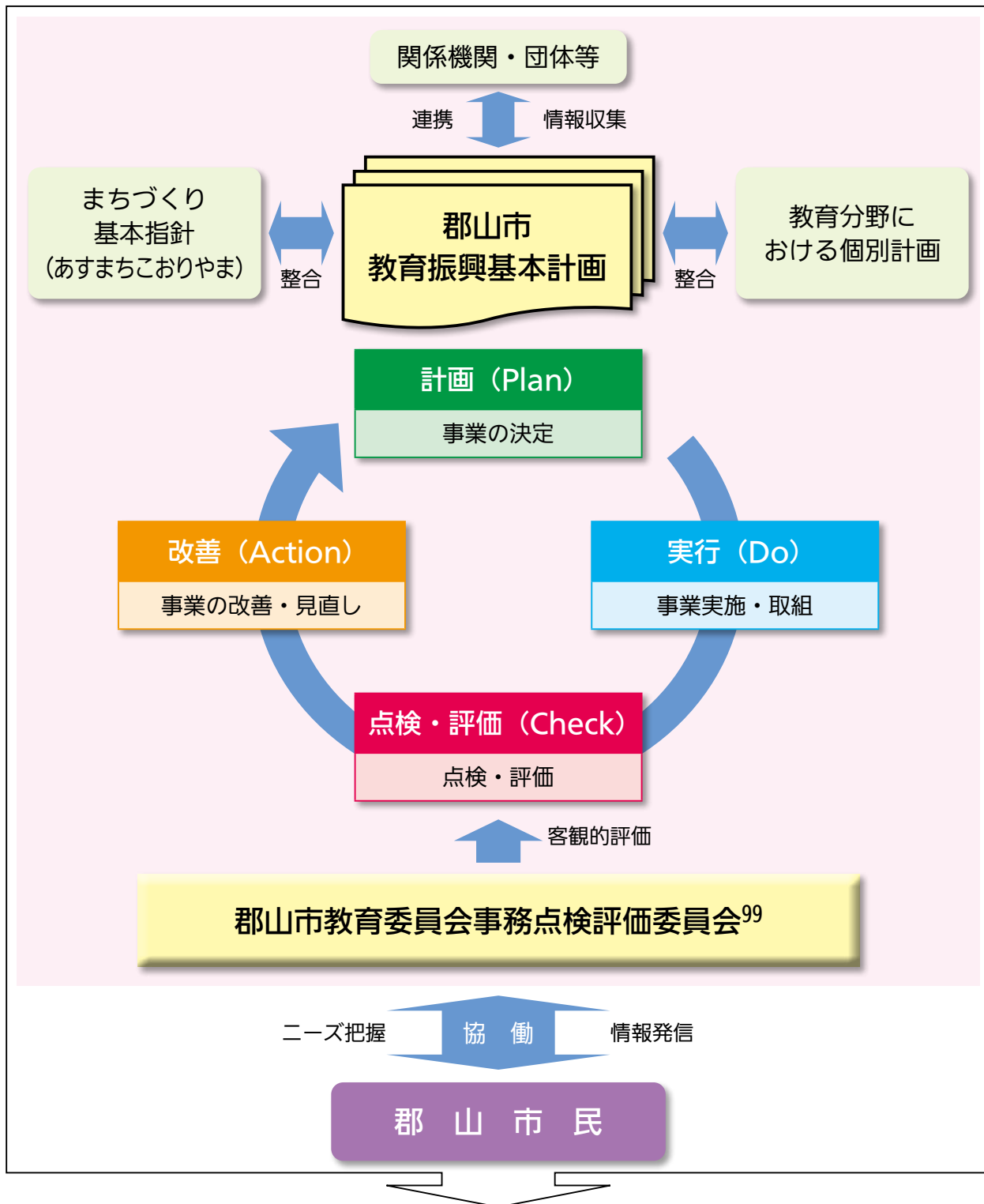
（総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

（1） 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

（2） 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

### ○郡山市教育振興基本計画の進捗管理体制図



『ともに学び、ともに育み、未来を拓く教育の創造』

99 郡山市教育委員会事務点検評価委員会：今まで以上に効率的な教育行政の推進を図り、市民の皆様に対して説明責任を果たしていくため、学識経験者の知見を活用して、点検及び評価を行うために、毎年組織する委員会。

# 資料編

- 1 用語解説
- 2 本計画に関するSDGs 17ゴール及びターゲット
- 3 「郡山市の教育に関するアンケート」調査結果概要
- 4 郡山市教育振興基本計画審議会委員名簿
- 5 郡山市教育振興基本計画審議会条例
- 6 郡山市教育振興基本計画審議会への諮問及び答申
- 7 策定までの経過

## 1 用語解説

No.	用語	解説
1	IoT (アイオーティー)	Internet of Things の略語。身の回りのあらゆる物がインターネットにつながる仕組み。
13	ICT (アイシーティー)	Information and Communication Technology の略語。情報通信技術。情報処理・情報通信分野の関連技術の総称。
72	ICT (アイシーティー) 支援員	授業のほか、教職員研修や校務にわたって、教職員と相談したり依頼を受けたりしながら、また、学校からの要望も受けながら、ICT活用の支援を行う職員。
56	アウトリーチ	積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。
97	アーカイブ	保存記録や公文書という意味をもつ英単語。コンピュータ分野におけるアーカイブは、消してはいけないデータを長期保存するために、専用の保存領域に「安全にデータを保存すること」をいう。
18	アクティブ・ラーニング	能動的に学ぶことができるような授業を行う学習方法。
45	アセスメント	ここでは、行動観察、本人・保護者との教育相談、諸検査等、様々な角度から特性を把握し、それぞれに合った教育方法を見つけていくこと。
86	アプローチ・ カリキュラム	就学前の幼児が、円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習でいかされてつながるように工夫された5歳児のカリキュラム。
22	ESD (イーエスディー)	Education for Sustainable Development の略語。世界にある様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。
62	いじめ法律相談 ホットライン	平成28（2016）年9月に郡山市総合教育支援センターに開設された、児童生徒のいじめ問題について、本人や保護者が気軽に相談でき、法律の専門家である弁護士から適切な助言を得られる相談窓口。
96	eラーニング	パソコンやモバイル端末などの電子機器やITネットワークを利用することによって場所や時間、学習内容を問わず自分のペースでスキルアップを行うことができる学習システム。
41	インクルーシブ教育 システム	人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な限り発達させ、社会に自由に参加することを可能にする目的で障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。
3	AI（エーアイ）	Artificial Intelligence の略語。人工知能。人間の知能をコンピュータ上で実現した技術。
31	英語教育推進リーダー	外国語（英語）担当教職員や外国語指導助手の英語指導力向上を目的として、国の研修を修了した者で、研修指導者として授業改善等の指導・助言を行う教職員。

	No.	用語	解説
あ 行	47	SNS (エスエヌエス)	Social Networking Service の略語。登録された利用者同士が交流できる Web サイト（インターネット上の掲示板）の会員制サービス。
	7	SDGs (エスディー・ジーズ)	Sustainable Development Goals の略語。持続可能な開発目標。平成27（2015）年9月に国連で採択され、令和12（2030）年までに達成を目指す17の目標と169のターゲット（具体目標）からなる世界共通課題解決のための目標。
	6	SDGs (エスディー・ジーズ) 未来都市	SDGs の達成に向けて内閣府が選定する、優れた取組を実施している都市。
か 行	11	過小規模校	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の適正規模に満たない小規模な学校のうち、小学校では5学級以下、中学校では2学級以下の学校をいう。
	35	学校教育アドバイザー	市立学校の校長等から相談を受け、あるいは学校教育の推進のため、学校運営に対し意見・助言する者。
	52	学校生活支援員	保健室登校や生徒指導上の問題傾向を持つ児童生徒に対し、学習や学校生活上のサポートをする支援員。
	49	学校における教育の情報化の実態に関する調査	文部科学省が実施する学校におけるICT環境の整備状況及び教職員のICT活用指導力に関する調査。
	17	カリキュラム・マネジメント	教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。
	69	危険等発生時対処要領	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）により、全学校に危険等の発生に際し教職員が円滑かつ的確な対応を図るため作成が義務付けられているもの。
	10	義務教育学校	小中一貫教育の制度化を図る学校教育法（昭和22年法律第26号）改正により、平成28（2016）年度から全国で導入が始まった新しい学校種。義務教育9年間の一貫した目標を目指す連続した学びや、中1ギャップ（中1の段階で学習や生活の不安による学校不適應の問題）解消などがメリットとして挙げられる。
	19	キャリア教育	社会人・職業人として自立していくための望ましい勤労観・職業観を育てる教育。
	58	キャリアメンタリングプログラム	福島県内の高校2年生女子生徒を対象としたキャリア支援のプログラム。株式会社ローソン及び株式会社ファミリーマート両社の支援を受けて設立された「TOMODACHI コンビニ基金」を通して実施されており、外国人留学生や社会人女性とのセッションを通じて、将来に対する視野を広げ、福島をはじめとした次世代のリーダー育成を目指して実施されているもの。
	30	教育課程特例校	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第55条の2に基づき、国が、学校を指定し、学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施することを認める学校。

No.	用語	解説
68	空間放射線量率	空間放射線量とは空間を飛び交っている放射線の数量のことで、空間放射線量率とは空間放射線の量を1時間当たりに換算した数値。
26	言語活動	言語による様々な活動のことであり、言語の範囲は数式などを含む、広い意味で学習において用いる概念を表す記号全般。
81	郡山学術・研究機関ネットワーク形成会議	本市と連携する高等教育機関や郡山地域に拠点を構える研究機関、農商工学科を設置している郡山地域の高等学校が一堂に会し、情報交換等を行い、各機関の相互連携による地域内の課題解決や共同研究等の推進を図る会議。
21	こおりやま広域連携中枢都市圏	住民が引き続き現在の居住地で生活できるように利便性を維持向上させ、将来にわたって豊かな地域として持続していくことを目指し、郡山市を含む近隣の市町村で形成する連携中枢都市圏。
90	郡山市あさかの学園大学	こおりやま広域連携中枢都市圏に住所を有する60歳以上の方を対象とした、地域社会において生涯現役で活躍できるための継続的な学びの場。
59	郡山市いじめ防止基本方針	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参考にして、各学校及び本市教育委員会が、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した基本的な方針。
60	郡山市いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条の趣旨を踏まえ、郡山市におけるいじめ防止等に関係する機関及び団体が、それぞれの機能をいかして連携し、いじめの未然防止等の基本的な方針や、講ずべき対策等を総合的かつ効果的に推進するための組織。
99	郡山市教育委員会事務点検評価委員会	今まで以上に効率的な教育行政の推進を図り、市民の皆様に対して説明責任を果たしていくため、学識経験者の知見を活用して、点検及び評価を行うために、毎年組織する委員会。
64	郡山市公共施設等総合管理計画	長期的な視点に立った公共施設等マネジメントの基本方針として平成28（2016）年3月に策定した計画。
92	郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定する計画であり、本市における地域包括ケアシステムを深化・推進する「地域包括ケア計画」として策定したものの。
85	郡山市子ども読書活動推進計画	平成13（2001）年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき、家庭、地域、学校が協力し合って積極的に子どもの読書活動を行えるよう環境を整備し、総合的な施策の推進を図ることを目的に策定している計画。



	No.	用語	解説
か 行	91	郡山市 障がい者福祉プラン	新たな課題やニーズに対応した本市の総合的な障がい者福祉施策の基本的な方向性及び障がい福祉サービス等、障がい児通所支援等並びに地域生活支援事業の見込量と提供体制の確保に関する方策を示すもの。
	5	郡山市まちづくり 基本指針 (あすまちこおりやま)	従来の総合計画にかわる、市民や事業者をも含めた郡山市全体が目指すべき将来都市構想。
	70	郡山市立学校の 教師の勤務時間の 上限に関する 基本的な考え方	教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で、教職員の専門性をいかしつつ、授業改善のための時間や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教職員が学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職員人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況を作り出すことを目的として、勤務時間の上限時間を示すために策定された方針。
	71	郡山市立学校 部活動等のあり方に 関する指針	「児童生徒の総合的な人間形成の場となる部活動等」と「教職員のワーク・ライフ・バランスを実現する部活動等」を目指し策定した指針。部活動の時間や日数上限を定めている。
	80	「郡山の教育」 実践発表会	郡山市立学校の前年度の研究推進協力校の取組の成果や、教職員研究物展入賞校の実践状況、また、他県の先進校の実践状況を知ることにより、各校の校内研修の推進を図り、児童生徒一人一人に新しい時代を心豊かにたくましく生きる力の育成を目指すことを目的に開催している発表会。平成16（2004）年度から毎年度実施している。
	65	個人積算放射線量	バッジ型の個人積算放射線量計により測定する個人が受けた放射線の量（外部被ばく量）を積算したもの。本市では、測定結果を一定期間ごとに公表するとともに、郡山市原子力災害対策アドバイザーから専門的な知見に基づく意見を聴取している。
	84	子育てサポーター	子育て経験があり、公民館にて子育ての相談やアドバイスなどを行う有償ボランティア。
	78	子ども・子育て 支援新制度	幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度。必要とする全ての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指して策定されたもの。
	67	子ども110番の家	子どもが、知らない人に声をかけられたり、不審者に後をつけられたりするなど、身の危険を感じたときに駆け込める民家や商店。通学路周辺の民家や商店、コンビニエンスストアなどが緊急避難先として、駆け込んできた児童を保護し、警察への通報等する仕組み。
	16	コミュニティ・ スクール	学校運営協議会。学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6）に基づいた仕組み。

No.	用語	解説
66	災害共済給付制度	子どもが学校の管理下でけがなどをしたときに、保護者に対して給付金（災害共済給付）を支払う独立行政法人日本スポーツ振興センターが提供する制度。
34	指導主事	教育委員会の事務局に置かれ、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する、教養と経験がある者。
44	巡回型スクールカウンセラー	学校からの要請により、総合教育支援センターが派遣し、児童生徒のアセスメントやカウンセリング、保護者の教育相談、管理職への助言・指導を行う。
77	小1プロブレム	小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話を受けない、などと学校生活になじめない状態が続くこと。
53	少人数学級	国が定めた上限以下の人数で構成される小・中・義務教育学校の学級のこと。本市においては、小学校1・2年、中学校1年及び義務教育学校1・2・7年は30人、小学校3～6年・中学校2・3年及び義務教育学校3～6・8・9年は33人学級を導入している。
38	食品ロス	本来食べられるものなのに廃棄されてしまう食品。日本人の1人当たりの食品ロス量は1年で約51kg（平成28（2016）年度推計値）。
54	スクールカウンセラー	高度な専門的知識を有し、教育相談業務に従事する心理職専門家。
73	スクール・サポート・スタッフ	教職員に代わって資料作成や授業準備等を行うことで、教職員をサポートする職員。
55	スクールソーシャルワーカー	学校における児童生徒の福祉に関する支援に従事する福祉職専門家。
79	スタート・カリキュラム	幼児期の育ちや学びを踏まえて、小学校の授業を中心とした学習へうまくつなげるため、小学校入学後に実施される合科的・関連的カリキュラム。
50	スーパーティーチャー	学習指導面において特に優れた指導力を有し、その実践的指導力に基づき他の教職員を指導し助言する教職員。
61	スーパーバイザー	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの専門性の向上を図るために、指導助言を行う者。緊急事態発生時のカウンセリング要請にも応える。
14	スマートフォン	パソコンの機能を併せ持ち、インターネットとの親和性が高い多機能携帯電話。
87	青少年健全育成推進協議会	明日の担い手である青少年の健全育成を目指し、青少年の諸活動を助長するとともに、有害環境を除去し、非行防止を図る住民運動を推進することを目的として、各地区で活動している団体。






	No.	用語	解説
さ 行	29	CEFR（セファール） -A1レベル	平成13（2001）年に欧州評議会が発表した外国語運用能力の評価であり、A1レベルは実用英語技能検定（英検）の3級に相当する。
	23	セーフコミュニティ	市民、団体、企業、行政等様々な組織が連携し、協働で安全・安心の取組を行っている地域。
	24	セーフコミュニティ 国際認証都市	国際セーフコミュニティ認証センターが認証する地域社会。
	15	セーフティネット	網の目のように救済策をめぐらすことで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組み。
	27	全国学力・ 学習状況調査	義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る目的で平成19（2007）年から文部科学省が実施しているもの。
	37	全国体力・運動能力、 運動習慣等調査	児童生徒の日常生活における運動習慣と基本的な生活習慣などの改善を促進することを通して、体力・運動能力の向上を図ることを目的として、平成10（2008）年から国が実施している調査。
	4	Society5.0 (ソサイエティ)	狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会。IoTやAI等の活用により、今まで困難だった課題の解決が図られる社会。
た 行	32	タブレット	本体と液晶画面が一体の薄い板状になっていて、画面をペン又は指でタッチして操作する情報機器。
	63	地域コーディネーター	地域とともにある学校づくりや、教育における市民との協働を推進する、学校と地域との連絡・調整役。
	88	地域子ども教室	放課後等における子どもたちの安全、安心な居場所を設けるとともに、地域住民の参画を得て、体験活動や交流活動に取り組むために設けられるもの。
	39	朝食について 見直そう週間運動	子どもたちの望ましい食習慣を形成するために、生活リズムを改善して1日3食バランスよく食事がとれるよう、朝食摂取率を高めることを目的に年2回、福島県が実施している運動。
	76	通学区域の 弾力的運用制度	保護者や児童生徒の合理的な理由による学区外通学のニーズに対応するため、また大規模・過大規模校や小規模校に対する学校規模の適正化促進を図るため、通学区域の調整と一層の弾力化を図る制度。本市では、過大規模校の適正化を目的として、学区が隣接する学校への通学を認める隣接区域選択制と、小規模校の適正化を目的として、一定条件を満たせば学区外からの通学を認める特認校制を採用している。
	36	DV（ディーバイ）	Domestic Violence の略語。配偶者や恋人などの親密な関係にある、又は過去その関係にあった者から振るわれる暴力。






	No.	用語	解説
た 行	12	デジタル・ガバメント 実行計画	国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動においてデジタル技術の恩恵を受け、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間を通じたデジタル・ガバメントを推進し、行政の在り方をはじめ社会全体をデジタル化するための計画。
	9	デジタル・トランス フォーメーション(DX)	ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念。
	75	統合型校務支援システム	教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系などを統合して機能を有しているシステム。働き方改革のためのICT活用改善策として本システムの導入による効果が期待されている。
	42	特別支援教育 専任指導主事	特別支援教育に関する専門知識がある指導主事。総合教育支援センターに配置し、特別支援教育に関する指導・助言を行う。
	43	特別支援教育 アドバイザー	特別支援教育に関する学校現場での経験を持つ相談員。総合教育支援センターに配置し、各学校からの要請や年間計画により学校を訪問し、特別支援教育に関する助言を行う。
	46	特別支援教育補助員	障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする補助員。
な 行	83	ニコサポアプリ	本市が提供する妊娠中・子育て中のママとその家族向けの無料アプリケーションによる新しい子育て支援サービス。電子母子手帳機能を中心とし、妊娠・子育てに関する本市からのお知らせもチェックできる。
	40	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型など地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様なタイプがある。
は 行	8	バックキャスト	未来のある時点に目標を設定しておき、そこから振り返って現在すべきことを考える方法。
	2	ビッグデータ	一般的なデータ管理・処理ソフトウェアでは扱いが困難なほど巨大で複雑なデータの集合体。
	20	非認知能力	意欲、協調性、粘り強さ、忍耐力、計画性、自制心、創造性、コミュニケーション能力といった、測定できない個人の特性による能力。学力（認知能力）と対照して用いられる。
	74	部活動指導員	中学校・高校の部活動において、学校長の監督下で顧問の教職員に代わり、単独で指導・引率する職員。平成29（2017）年4月に学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部が改正され、新たに制度化された職員。
	51	複式学級解消補助員	複式学級の児童生徒に対する教育の充実を図るために派遣される支援員。

	No.	用語	解説
は 行	28	ふくしま学力調査	平成31（2019）年度から始まった新たな学力調査であり、児童生徒一人一人の学力の伸びや学習に対する意識、生活の様子などの状況把握・分析し、その改善を図るために福島県教育委員会が実施しているもの。
	57	フリースクール	不登校の児童生徒の受け皿として、その学習権の保障や安心して過ごせる居場所を提供する施設。施設の形態は、学校に類似した施設も存在するが、運営主体により多種多様である。共通するのは、学校としての認可を受けていない民間施設であること。
	33	プログラミング教育	コンピュータープログラムを意図どおりに動かす体験を通じ、論理的な思考力を育む教育。
	89	放課後児童クラブ	正式には、「放課後児童健全育成事業」といい、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。
や 行	25	ユニバーサルデザイン	文化・言語・老若男女といった差異に関わらず多くの人々が利用しやすいような施設、製品、情報等のデザイン。
	94	読み聞かせボランティア	公共施設・保育所（園）・幼稚園・認定こども園・小学校・義務教育学校で本の読み聞かせ等は無償で行うボランティア。
ら 行	82	L I N E	L I N E 株式会社が開発し提供するソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、並びに同サービスにおけるクライアントソフトウェアの名称。スマートフォン、タブレット、パソコンで利用できるアプリケーションソフトウェア。
	98	リカレント教育	「職業上必要な知識・技術」を修得するために、フルタイムの就学と、フルタイムの就職を繰り返すこと。学び直し。また、働きながら学ぶ場合、心の豊かさや生きがいのために学ぶ場合、学校以外の場で学ぶ場合もこれに含まれる。
	93	レファレンス	資料や情報を求めている人と適切な情報源を図書館員が手助けをして結びつけるサービス。
わ 行	95	W i - F i	パソコンやテレビ、スマートフォン、タブレット、ゲーム機などのネットワーク接続に対応した機器を、無線（ワイヤレス）でL A N（Local Area Network）に接続する技術のこと。
	48	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。

## 2 本計画に関するSDG s 17ゴール及びターゲット

	ターゲット	
	No.	説明
<b>ゴール 1</b>	<b>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</b>	
		
<b>ゴール 2</b>	<b>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</b>	
	2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
<b>ゴール 3</b>	<b>あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</b>	
	3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
	3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
	3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
	3.7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。
	3.8	全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全かつ効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
	3.9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
	3.a	全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
	3.b	全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。
<b>ゴール 4</b>	<b>全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</b>	
	4.1	2030年までに、全ての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
	4.2	2030年までに、全ての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
	4.3	2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
	4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
	4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障がい者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

	ターゲット	
	No.	説明
	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	4.a	子ども、障がい及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
<b>ゴール5 ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う</b>		
	5.1	あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
	5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
<b>ゴール6 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</b>		
		
<b>ゴール7 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</b>		
	7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
	7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
	7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
	7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
<b>ゴール8 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</b>		
	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
<b>ゴール9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</b>		
	9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
	9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
<b>ゴール10 各国内及び各国間の不平等を是正する</b>		
		

	ターゲット	
	No.	説明
<b>ゴール11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</b>		
	11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障がい者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
	11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障がい者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
<b>ゴール12 持続可能な生産消費形態を確保する</b>		
	12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
	12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
<b>ゴール13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</b>		
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
	13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
<b>ゴール14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</b>		
		
<b>ゴール15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</b>		
	15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
<b>ゴール16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</b>		
	16.2	子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
	16.10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
<b>ゴール17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</b>		
	17.17	様々なパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。



### 3 「郡山市の教育に関するアンケート」調査結果

郡山市教育振興基本計画（第3期）策定に係る市民意識調査結果

## 「郡山市の教育に関するアンケートについて」

#### 目的

- 本市教育行政の羅針盤となる「郡山市教育振興基本計画（第2期）」（計画期間：5年間）は、平成27（2015）年4月のスタートから4年が経過し、令和2（2020）年3月末をもって計画期間が満了となる。
- 本市では、社会情勢の変化や教育行政における潜在的なニーズや課題に対応するため、平成30（2018）年度から第3期計画の策定に取り組むべく、市民の意見を反映させるための各種アンケートを実施した。

#### 調査方法等

##### （1）調査対象

対象分野	対象者抽出条件	人数	調査期間	
紙	一般市民	無作為抽出による市内在住の18歳以上の男女各約1,500名	平成30（2018）年9月10日 ～平成30（2018）年9月21日	
	未就学児保護者	未就学児童（5歳児）の保護者		1,135
	小中学生保護者※	市立の義務教育諸学校に通う小学5年生及び中学2年生の児童生徒の保護者	1,894	平成30（2018）年9月18日 ～平成30（2018）年9月28日
電子	ネットモニター	まちづくりネットモニターへ登録している市民	340	平成30（2018）年8月1日 ～平成30（2018）年8月10日

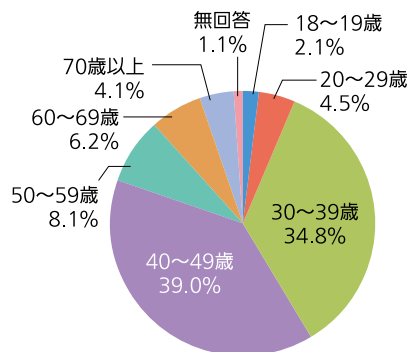
※小中学生保護者には、西田学園義務教育学校の5年生及び8年生の児童生徒の保護者を含みます。

##### （2）調査内容

調査票	調査項目
A4両面3枚 全40項目  (ネットモニターのみ 全9項目で実施)	<ol style="list-style-type: none"> <li>回答者の属性（氏名・年齢・性別・職業・居住地域）</li> <li>「学校教育」「生涯学習」等の分野ごとに調査             <ol style="list-style-type: none"> <li>現在の取組に対する<b>満足度</b></li> <li><b>特に重点的に取り組んで欲しい施策</b> (※選択肢は、現在の計画を基に作成)</li> <li>施策ごとの<b>重点的に取り組んで欲しい事業</b> (※選択肢は、現在の計画や取り組んでいる事業を基に作成)</li> </ol> </li> <li>教育全般についての意見・要望</li> </ol>

『回答者』について

1 「年齢構成」

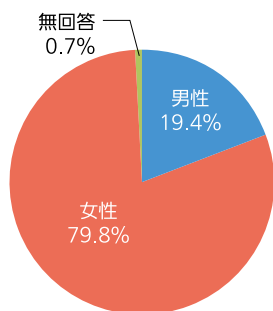


【Point】

○30代と40代で全体の70%を超える結果となった。  
 ○理由としては、幼稚園・保育所から中学校までの児童生徒保護者からの回答率が高かったことに起因するものと推察される。

	紙					電子	合計
	一般市民	保育所保護者	幼稚園保護者	小学生保護者	中学生保護者	ネットモニター	
18～19歳	75	0	0	1	0	0	76
20～29歳	73	32	38	2	1	18	164
30～39歳	85	194	379	389	152	61	1,260
40～49歳	102	71	166	587	406	801	1,412
50～59歳	139	3	5	35	57	53	292
60～69歳	173	0	1	6	5	40	225
70歳以上	111	0	1	0	0	36	148
無回答	8	5	5	10	11	0	39
合計	766	305	595	1,030	632	288	3,616

2 「性別割合」

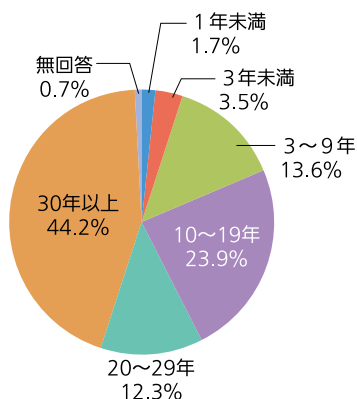


【Point】

○女性が約80%という結果となった。  
 ○理由としては、幼稚園・保育所から中学校までの児童生徒保護者において、母親が回答した人数が多かったことに起因するものと推察される。

	紙					電子	合計
	一般市民	保育所保護者	幼稚園保護者	小学生保護者	中学生保護者	ネットモニター	
男性	322	19	45	114	72	131	703
女性	433	286	546	910	554	157	2,886
無回答	11	0	4	6	6	0	27
合計	766	305	595	1,030	632	288	3,616

### 3 「居住年数」



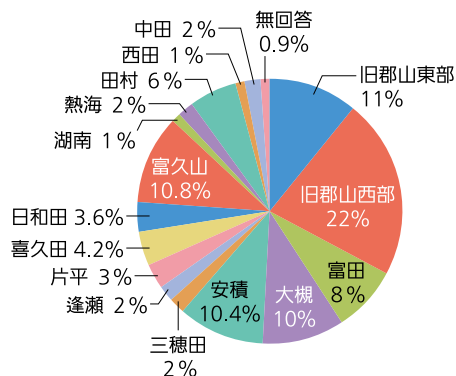
#### 【Point】

○郡山市在住30年以上が40%以上との結果であった。

○続いて3～9年及び10～19年の年数が多いが、婚姻等を機に本市へ転入した保護者（母親）の回答数が多いことに起因すると推察される。

	紙					電子	合計
	一般市民	保育所保護者	幼稚園保護者	小学生保護者	中学生保護者	ネットモニター	
1年未満	22	1	21	10	7	1	62
3年未満	32	4	49	26	10	5	126
3～9年	49	80	161	114	59	27	490
10～19年	145	62	124	292	183	60	866
20～29年	111	39	56	112	78	50	446
30年以上	401	116	183	466	288	145	1,599
無回答	6	3	1	10	7	0	27
合計	766	305	595	1,030	632	288	3,616

### 4 「居住地域」



#### 【Point】

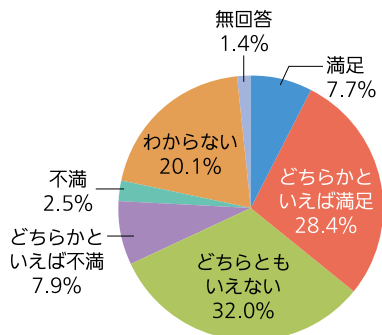
○旧郡山西部が最も回答数が多い結果となった。

○地域による回答率の差というよりもむしろ、ある程度、地域別居住人口に比例した回答数であると推察される。

	紙					電子	合計
	一般市民	保育所保護者	幼稚園保護者	小学生保護者	中学生保護者	ネットモニター	
旧郡山東部	86	27	66	110	69	28	386
旧郡山西部	183	45	156	218	99	85	786
富田	73	19	59	61	33	28	273
大槻	80	33	73	81	57	38	362
安積	77	39	43	118	59	41	377
三穂田	9	5	8	26	22	1	71
逢瀬	10	3	12	27	23	2	77
片平	18	9	17	27	31	6	108
喜久田	32	15	30	41	22	11	151
日和田	22	19	21	36	27	4	129
富久山	92	20	72	121	62	25	392
湖南	7	8	1	17	14	2	49
熱海	10	13	2	33	26	3	87
田村	40	33	25	70	55	7	230
西田	9	9	5	7	4	3	37
中田	14	7	1	27	19	0	68
無回答	4	1	4	10	10	4	33
合計	766	305	595	1,030	632	288	3,616

『満足度』について

1 「学校教育」分野



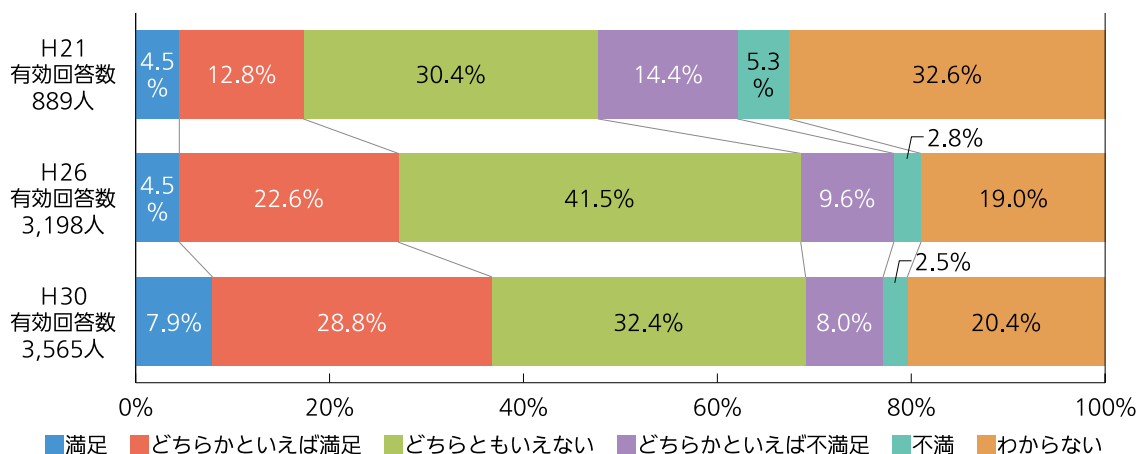
【Point】

- 「満足」「どちらかといえば満足」を選択した方が約36%。
- 「不満」「どちらかといえば不満」を選択した方が約10%との結果であった。
- 「わからない」を選択した方も約20%と低い数値となった。

	紙					電子	合計
	一般市民	保育所保護者	幼稚園保護者	小学生保護者	中学生保護者	ネットモニター	
満足	57	24	42	102	45	10	280
どちらかといえば満足	156	76	146	366	206	77	1,027
どちらともいえない	206	82	189	349	234	96	1,156
どちらかといえば不満	50	16	42	87	69	20	284
不満	22	9	10	25	12	12	90
わからない	264	89	161	87	54	73	728
無回答	11	9	5	14	122	0	51
合計	766	305	595	1,030	632	288	3,616

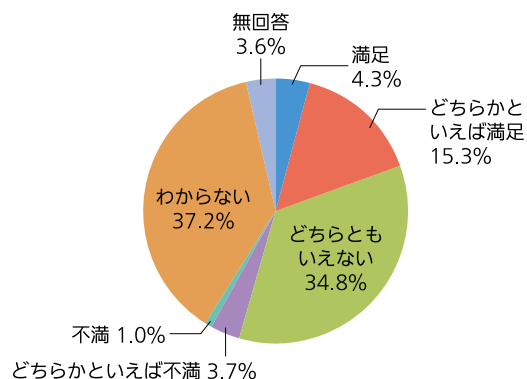
【参考】

アンケート実施年度における満足度の経年比較（学校教育）



- 「満足」「どちらかといえば満足」の選択割合は、年々増加傾向にある。
- 「不満」「どちらかといえば不満」の選択割合は、年々減少傾向にある。
- 「わからない」の選択割合は、平成21年度は最も上位であったが、平成26（2014）年度から第3位へ下降している。

## 2 「生涯学習」分野



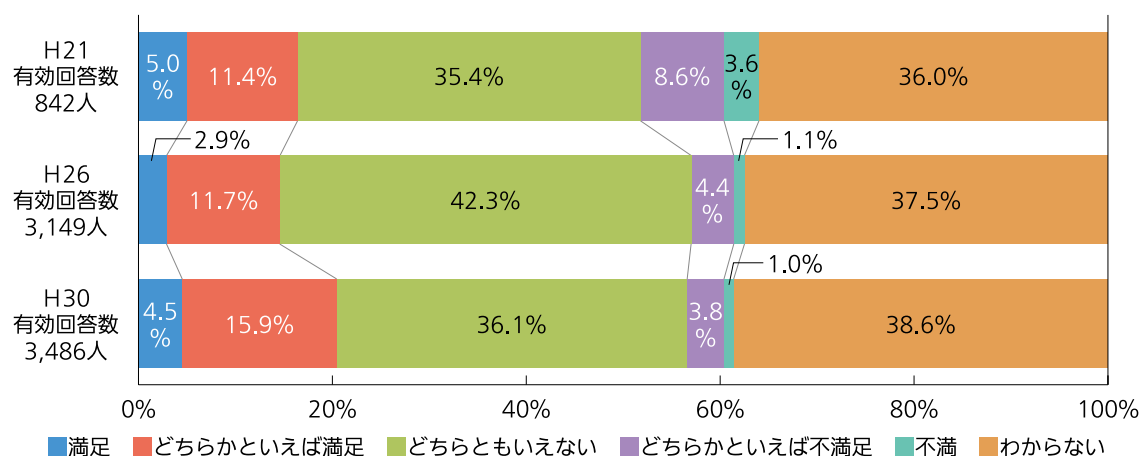
### 【Point】

- 「満足」「どちらかといえば満足」を選択した方が約20%。
- 「不満」「どちらかといえば不満」を選択した方も約5%と低い数値であった。
- 「わからない」を選択した方が約40%と高い数値となった。

	紙					電子	合計
	一般市民	保育所保護者	幼稚園保護者	小学生保護者	中学生保護者	ネットモニター	
満足	50	15	19	37	25	11	157
どちらかといえば満足	102	38	66	180	111	58	555
どちらともいえない	208	101	208	391	242	110	1,260
どちらかといえば不満	38	4	16	35	23	17	133
不満	16	1	2	5	8	3	35
わからない	324	142	263	327	201	89	1,346
無回答	28	4	21	55	22	0	130
合計	766	305	595	1,030	632	288	3,616

### 【参考】

#### アンケート実施年度における満足度の経年比較（生涯学習）

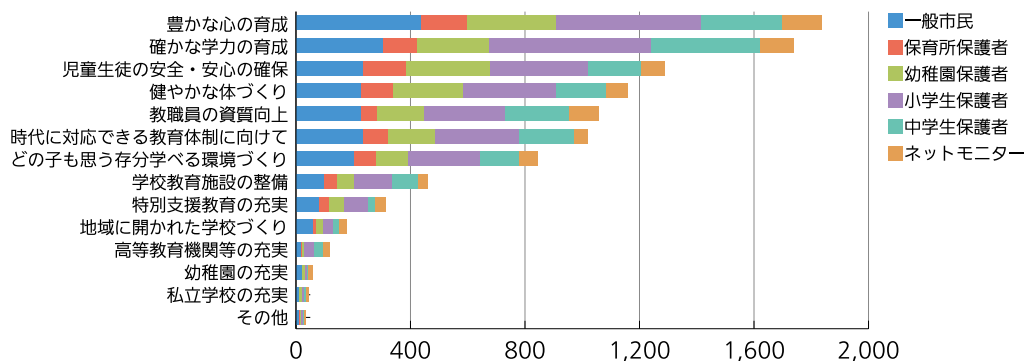


- 「満足」「どちらかといえば満足」の選択割合は、年度によってバラつきがあるが、平成30年度が最も選択割合が高い。
- 「不満」「どちらかといえば不満」の選択割合は、年々減少傾向にある。
- 「わからない」の選択割合は、年々増加傾向にある。

『特に重点的に取り組んで欲しいこと』について

1 「学校教育」分野

(1) 特に重点的に取り組んで欲しい施策

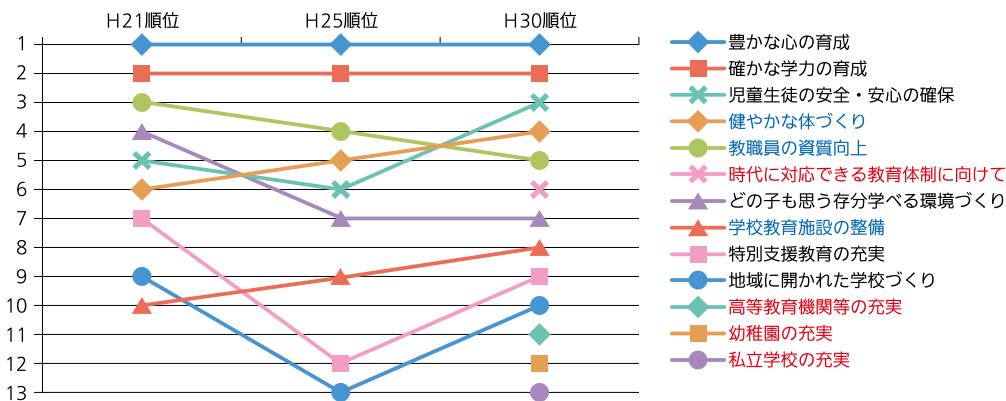


※3項目まで選択可能とした選択肢

(単位: 件)

施策	紙						電子	合計
	一般市民	保育所保護者	幼稚園保護者	小学生保護者	中学生保護者	ネットモニター		
豊かな心の育成	436	162	310	506	283	138	1,835	
確かな学力の育成	301	121	252	566	379	119	1,738	
児童生徒の安全・安心の確保	232	152	291	344	184	87	1,290	
健やかな体づくり	226	111	248	323	172	79	1,159	
教職員の資質向上	225	57	163	284	223	105	1,057	
時代に対応できる教育体制に向けて	234	86	167	291	191	52	1,021	
どの子も思う存分学べる環境づくり	202	75	114	250	139	63	843	
学校教育施設の整備	95	47	60	131	93	33	459	
特別支援教育の充実	79	36	52	83	27	35	312	
地域に開かれた学校づくり	59	11	23	37	19	28	177	
高等教育機関等の充実	17	2	7	35	34	23	118	
幼稚園の充実	19	0	11	10	3	14	57	
私立学校の充実	9	3	8	7	9	7	43	
その他	8	4	6	5	6	6	35	
合計	2,142	867	1,712	2,872	1,762	789	10,144	
無回答 (※単位: 人)	3	2	0	3	4	1	13	

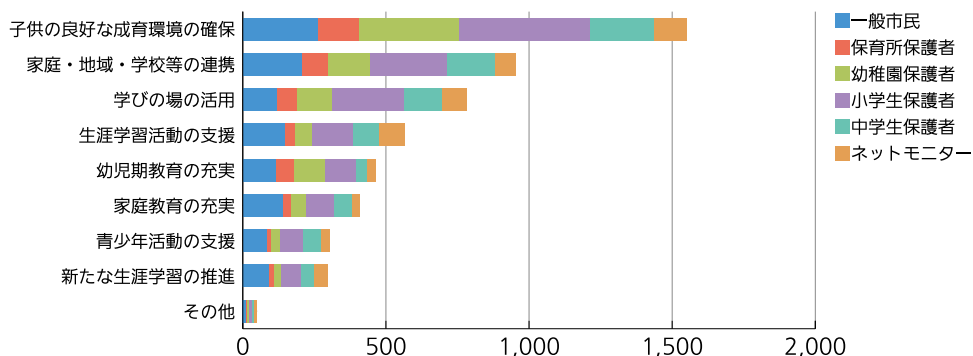
(2) 経年における重点的な取組を期待される施策の優先順位



※赤字は「新設された施策」、青字は「修正された施策」です。

## 2 「生涯学習」分野

### (1) 特に重点的に取り組んで欲しい施策

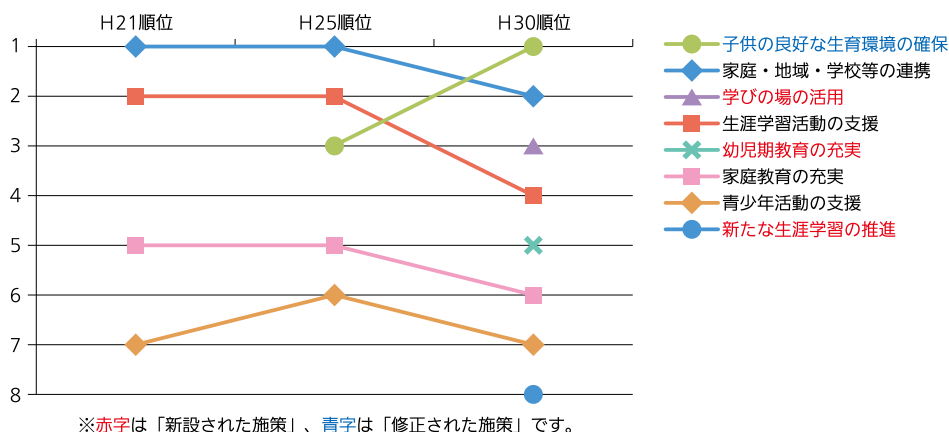


※2項目まで選択可能とした選択肢

(単位：件)

	紙					電子	合計
	一般市民	保育所保護者	幼稚園保護者	小学生保護者	中学生保護者	ネットモニター	
子供の良好な育成環境の確保	261	144	351	455	225	115	1,551
家庭・地域・学校等の連携	205	91	147	271	166	75	955
学びの場の活用	117	72	123	249	136	86	783
生涯学習活動の支援	145	36	60	142	92	91	566
幼児期教育の充実	115	63	110	108	38	28	462
家庭教育の充実	139	29	50	98	63	30	409
青少年活動の支援	83	16	30	82	61	32	304
新たな生涯学習の推進	92	16	24	72	42	52	298
その他	11	3	8	9	9	9	49
合計	1,168	470	903	1,486	832	518	5,377
無回答 (※単位：人)	243	25	52	110	90	0	520

### (2) 経年における重点的な取組を期待される施策の優先順位



## 4 郡山市教育振興基本計画審議会委員名簿

No.	役職名	氏名	主な役職等	分科会
1	審議会 会長	山下 治	○独立行政法人 国立高等専門学校機構 福島工業高等専門学校 校長	第1分科会 (学校教育)
2	審議会 副会長	三部 香奈	○一般社団法人 グロウイングクラウド 代表理事 ○税理士法人 三部会計事務所 企画室室長 ○株式会社 グッドビジネスパートナーズ 取締役	第2分科会 (生涯学習)
3	第1分科会 会長	宗形 潤子	○国立大学法人 福島大学 学校臨床支援センター長 教授 ○日本生活科・総合的学習学会 常任理事 ○野外文化教育学会 常任理事	第1分科会 (学校教育)
4	第2分科会 会長	瀧田 勉	○ハーブとスローライフの研究者 ○福島県警察本部 少年補導員 ○福島保護観察所 保護司	第2分科会 (生涯学習)
5		奥 美代	○学校法人 開成学園 郡山女子大学附属幼稚園 副園長	第1分科会 (学校教育)
6		加瀬元三郎	○郡山市PTA連合会 副会長 ○郡山市立郡山第五中学校PTA 会長	
7		土田 修	○福島県中児童相談所 所長	
8		溝井 勇	○元郡山市中学校長会 会長 ○元郡山市社会教育指導員 ○前開成地域公民館 館長	
9		柳沼 文俊	○郡山市小学校長会 副会長 ○郡山市立金透小学校 校長	
10		藁谷由美子	○社会福祉法人 安積愛育園 総合児童発達支援センター「アルバ」 心理士	第2分科会 (生涯学習)
11		稲垣 優子	○小学校司書 ○元幼稚園教諭 ○子育て支援ボランティア	
12		菅家 元志	○株式会社プレイノベーション 代表取締役社長 ○ビルディングサポート株式会社 取締役社長	
13		今野 静	○あさかの学園大学運営委員会 委員 ○公益社団法人 福島県看護協会 会長 ○公益社団法人 日本看護協会 地区理事	
14		三瓶千香子	○学校法人 コングレガシオン・ド・ノートルダム 桜の聖母短期大学 准教授兼生涯学習センター長 ○元文部科学省中央教育審議会 委員	
15		平栗 辰也	○株式会社源気堂指圧鍼灸接骨院 代表取締役院長 ○公益社団法人 福島県鍼灸あん摩マッサージ師会 会長 ○福島県赤十字安全奉仕団 委員長	



## 5 郡山市教育振興基本計画審議会条例

昭和51年3月29日  
郡山市条例第29号

(設置)

第1条 本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に関して、郡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、必要な事項を審議するため、郡山市教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第2条 審議会は、教育委員会が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（平成21年郡山市条例第17号）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年郡山市条例第69号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成22年郡山市条例第3号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年郡山市条例第61号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

序

章

第

1

章

第

2

章

第

3

章

資

料

編

## 6 郡山市教育振興基本計画審議会への諮問及び答申

31郡教総第433号  
令和元年7月1日

郡山市教育振興基本計画審議会  
会長 山下 治 様

郡山市教育委員会

郡山市教育振興基本計画の策定について（諮問）

本市教育委員会では、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画として郡山市教育振興基本計画（以下「計画」という。）を策定しておりますが、現在の計画は令和元年度をもって計画期間が満了となることから、令和2年度以降の新たな計画を策定することとしております。

つきましては、当該計画について、貴会の意見を求めます。

令和元年11月20日

郡山市教育委員会  
教育長 小野 義明 様

郡山市教育振興基本計画審議会  
会長 山下 治

第3期郡山市教育振興基本計画の策定について（答申）

令和元年7月1日付け31郡教総第433号で諮問がありましたこのことについて、審議会の意見は下記のとおりです。

### 記

#### 1 基本構想

##### (1) 基本構想

「ともに学び、ともに育み、未来を拓く教育の創造」

##### (2) 基本目標

- <学校教育> ◇個性を伸ばし生きる力を育む学校教育の推進
- ◇家庭や地域と一体となった豊かな教育環境の形成
- ◇未来へつなぐ教育機関の充実
- <生涯学習> ◇家庭・地域・学校で取り組む子どもの育ちの支援
- ◇生涯を通じて学び、地域づくりに生かす環境の整備

#### 2 施策を展開する上での重要な視点

本計画基本目標の達成のため、掲げた基本理念を施策に反映して事業展開する上で、どの施策にも共通の視点として、次の5つの視点を設けるべきである。これらは、各施策を効果的にかつ加速度的に展開する上で重要な要素であるとともに、基本目標の達成のためには必要不可欠なものであると考える。

- ◇SDGs
- ◇こおりやま広域連携中枢都市圏
- ◇ICTの活用
- ◇セーフコミュニティ
- ◇ユニバーサルデザイン

### 3 気候変動と自然災害からの教訓

令和元年10月の台風第19号に伴う記録的豪雨により、全国的に河川氾濫等に伴う浸水被害が発生し、尊い命と貴重な財産が失われる事態に見舞われた。本市においても、同様の甚大な被害に見舞われ、その被害は学校や公民館へも及んでいる。

本審議会は、今般の自然災害を歴史的な大災害ではなく、毎年のように発生する気候変動に伴う自然現象と捉えることにより、SDGsやセーフコミュニティの観点から、切れ目のない持続可能な教育と地域課題解決のための教育のあり方を考えるための教訓とも捉え、気候変動に伴う教育のあり方や自然災害発生に対する防災や減災への教育的対応についても、本計画へ盛り込むべきと考える。

### 4 第3期計画に向けて拡充または新たに取り入れるべき要素

#### (1) 個性を伸ばし生きる力を育む学校教育の推進

- ふくしま学力調査を活用した学力向上のための指導改善
- 小中学校の繋がりを意識した特色ある教育活動の推進
- プログラミング的思考と情報活用教育の推進
- いのちの大切さやいじめを生み出さない心を育む道德教育の充実
- 小中往還型教材の作成と活用によるキャリア教育の充実
- 個に応じた特別支援教育の充実と支援体制の連携強化

#### (2) 家庭や地域と一体となった豊かな教育環境の形成

- 虐待等法律相談窓口の新設と関係機関連携による早期対応
- 帰国又は外国人児童生徒への支援体制確立
- 自然災害に対応した学校施設の整備と命を守る防災教育の推進
- グローバルな人材育成のためのSDGsの理解と推進のための教育の充実

#### (3) 未来へつなぐ教育機関の充実

- 幼保小連携強化と情報共有による小1プロブレムの解消促進

#### (4) 家庭・地域・学校で取り組む子どもの育ちの支援

- 子育て支援と家庭教育支援の連携体制の構築
- 家庭教育支援員の育成と訪問型支援の促進

#### (5) 生涯を通して学び、地域づくりに生かす環境の整備

- 電子書籍の導入・充実
- グローバル時代を生き抜くための新たな生涯学習の提案
- 地域課題解決に向けた社会教育の拠点となる公民館の役割強化
- 地域で取り組む防災・減災教育の推進

序

章

第

1

章

第

2

章

第

3

章

資

料

編



山下会長（中央）、三部副会長（右）から小野教育長（左）へ答申

## 7 策定までの経過

## 郡山市教育振興基本計画策定経過

開催日	会議名	主な審議内容
平成30年7月26日	H30.7定例会※	○郡山市教育振興基本計画（第3期）策定について（※アンケート概要説明）
平成30年10月25日	H30.10定例会	○郡山市の教育に関するアンケートの集計結果について
平成31年3月28日		○「第3期郡山市教育振興基本計画」について（※アンケート結果詳細報告）
令和元年6月28日	R1.6定例会	○郡山市教育振興基本計画審議会委員の委嘱について ○郡山市教育振興基本計画審議会への諮問について
令和元年7月1日	第1回審議会	○委嘱状交付（会長、副会長の選出） ○教育委員会から審議会への郡山市教育振興基本計画策定に係る諮問 ○郡山市教育振興基本計画の概要説明及び専門分科会の設置
令和元年7月25日	H31.7定例会	○郡山市教育振興基本計画について（※審議会長等、専門分科会設置報告）
令和元年8月1日	第1回専門分科会 （第1分科会：学校教育）	○「郡山市の教育に関するアンケート」調査結果について ○「郡山市教育振興基本計画審議会（第2期）の成果、課題等一覧」について ○「郡山市教育振興基本計画審議会委員からの意見一覧」について
令和元年8月7日	第1回専門分科会 （第2分科会：生涯学習）	○「郡山市の教育に関するアンケート」調査結果について ○「郡山市教育振興基本計画審議会（第2期）の成果、課題等一覧」について ○「郡山市教育振興基本計画審議会委員からの意見一覧」について
令和元年9月12日	第2回専門分科会 （第1分科会：学校教育）	○第1回専門分科会で出された課題整理と今後の視点について ○第3期郡山市教育振興基本計画における施策体系案について
令和元年9月17日	第2回専門分科会 （第2分科会：生涯学習）	○第1回専門分科会で出された課題整理と今後の視点について ○第3期郡山市教育振興基本計画における施策体系案について
令和元年10月20日	R1.9定例会	○第3期郡山市教育振興基本計画策定について（※中間報告）
令和元年10月23日	R1.10定例会	○第3期郡山市教育振興基本計画策定について（※教育委員の意見）
令和元年10月24日	第3回専門分科会 （第2分科会：生涯学習）	○第3期郡山市教育振興基本計画（素案）について
令和元年10月25日	第3回専門分科会 （第1分科会：学校教育）	○第3期郡山市教育振興基本計画（素案）について
令和元年11月12日	第4回専門分科会 （第1分科会：学校教育）	○第3期郡山市教育振興基本計画（素案）について
令和元年11月13日	第4回専門分科会 （第2分科会：生涯学習）	○第3期郡山市教育振興基本計画（素案）について
令和元年11月19日	第2回審議会	○専門分科会からの審議結果報告 ○「第3期郡山市教育振興基本計画」策定に係る答申（案）取りまとめ
令和元年11月20日	答申	○審議会から教育委員会への郡山市教育振興基本計画（策定）に係る答申
令和元年11月21日	R1.11定例会	○第3期郡山市教育振興基本計画の策定について（※審議会答申報告及びパブリックコメント実施について）
令和元年12月13日～ 令和2年1月12日	パブリックコメント 実施	○計画（案）に対する市民からの意見聴取
令和2年1月30日	R2.1定例会	○郡山市教育振興基本計画の策定について

※定例会：教育長及び教育委員による定例会議。



# 表紙について

## 1. 郡山市立西田学園義務教育学校と元気よく走る児童生徒たち



平成30（2018）年4月に西田地区の高野小学校・鬼生田小学校・三町目小学校・大田小学校・根木屋小学校と西田中学校を統合し、福島県内初の義務教育学校「郡山市立西田学園義務教育学校」が開校しました。西田学園では、心身の発達に応じた小中一貫教育による多様性のある弾力的な教育を実践しています。

この学校の特長としては、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」と地域ぐるみで教育を支えるコミュニティスクールの導入による「地域連携型学校」の両面から学校教育の推進を図っています。

## 2. 「高倉人形」と「人形浄瑠璃」の復活へ向けた日和田公民館での取組



文部科学省では、特に事業内容・方法等に工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献しているものを優良公民館として表彰しています。令和元年（2019年）度において、本市の「郡山市立日和田公民館」が受賞しました。

受賞した日和田公民館では、明治時代まで地域で行われていた人形浄瑠璃とこれに使用した「高倉人形」に着目し、「これらの復活」をキーワードに地域住民の連帯意識や、住民の民俗芸能の伝承及び地域に対する愛着・帰属意識の向上を目的に事業を展開しています。公民館が主体となり地域住民及び各種団体へ働きかけを行い、人形浄瑠璃復活へ向けて地域の様々な団体による実行委員会が組織されています。また、ワークショップの開催、学校、各種団体を対象とした発表会や地域行事への参加を継続して実施することにより、活動への参加者、支援者の輪が広がり、地域づくり、地域連携にも大きな役割を果たしています。